第1章

事業の経緯及び今年度の事業概要

第1章 事業の経緯及び今年度の事業概要

1-1 事業の経緯

駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援事業(以下「市町村支援事業」という。)は、 駐留軍用地の跡地利用実現に向けて主体的な取組を行っている市町村に対し、適切な支援 を行うことを目的に平成11年度から実施している。

1 平成 11 年度及び 12 年度

(1) アドバイザー派遣検討会議の開催

市町村への適切なアドバイスを行うために、有識者等で構成する「アドバイザー派遣 検討会議」を設置し、市町村からの要請を受け、跡地利用に関する課題及びその解決方 策等について検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

市町村からの要請により、跡地利用に関する講演会や地域関係者を交えた会議へ「アドバイザー派遣」を行った。平成11年度は北中城村及び恩納村へ、平成12年度は国頭村、沖縄市及び北中城村へ派遣した。

(3) その他の支援事業

ア 跡地カルテの作成

17 の各施設・区域ごとの跡地利用の取組状況及び課題等を市町村ヒアリング等を通して抽出し、課題等の共通認識を図り、「アドバイザー派遣」における基礎資料等として整理した「跡地カルテ」を作成した。

イ 跡地関連資料の収集及び整理

跡地利用の手法・制度を整理するとともに、参考事例等跡地関連資料の収集及び整理を行った(参考事例調査:知念補給地区跡地、VOA通信所跡地)。

2 平成 13 年度

(1) 事業スキームの検討

前年度に開催された「アドバイザー派遣検討会議」での議論を受け、前年度までのアドバイザーの派遣制度を改め、市町村に対してより適切な支援を行うための事業スキー

ムの検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

事業スキームに基づき、より効果的な形で市町村に対して派遣を行えるよう、派遣する市町村の「跡地カルテ」やアドバイザーとのディスカッションを踏まえて支援方針案を作成した。

また、「アドバイザー派遣」を行った市町村(沖縄市・北中城村・宜野湾市・那覇市)に対して、複数回派遣を実施し、初回派遣では、地域の課題を引き出すための市町村職員との十分なディスカッションを行い、2回目には市町村の短期・中長期の取組についてアドバイスメモを作成して提案した。

(3) 市町村支援事業検討会の開催

市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援を行うため、「市町村支援事業検討会」を 2 回開催し、市町村に対する「アドバイザー派遣」等の支援策の検討及び今後の市町村支援プログラムのあり方の検討を行った。

(4) その他の支援事業

●跡地カルテの更新

前年度に作成した「跡地カルテ」の更新を行った。

3 平成 14 年度

(1) 市町村支援事業検討会議の開催

前年度に引き続き、市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な 市町村支援事業を行うため、「市町村支援事業検討会議」を 2 回開催し、①市町村支援 事業の年間プログラムの検討、②対象市町村の選定、③適切なアドバイザーの選定、④ その他市町村支援に関する必要な事項の検討等を行い、当年度の総括及び次年度以降の 市町村支援スキームの検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

支援対象市町村に対し、市町村支援事業説明会を開催してアドバイザー派遣の募集を 行い、「市町村支援事業検討会議」において派遣対象地区として決定された、金武町及 び那覇市に対して「アドバイザー派遣」を行った。

(3) 重点課題検討調査

前年度に「アドバイザー派遣」を行った市町村の課題等を整理し、国、県、市町村及

びその作業班からなる「重点課題検討調査会」を4回開催し、重点的に検討を必要とする課題の絞り込みやその解決策について検討を行った。

(4) その他の支援事業

ア 跡地カルテの更新

前年度に引き続き、「跡地カルテ」の更新を行い、原則としてSACO及び日米合同委員会において返還合意が行われた地区、既返還地区で跡地利用が図られていない地区を対象とし、現時点での返還の目途、跡地利用計画の策定状況等を勘案して、それぞれの段階で取り組むことが望まれる項目を把握した上で熟度の整理を行った。

また、「普天間飛行場跡地利用に関するとりまとめ」における 106 項目との関係も示した。

イ 跡地利用の促進(パンフレット)の更新

「跡地利用の促進(パンフレット)」について次の項目を改訂し、更新を行った。

- ・跡地対策協議会の設置に伴う駐留軍用地跡地対策に係る体制の変化を表示
- ・当年度の「アドバイザー派遣」の実績を追加
- ・今後の跡地利用について、国・県・市町村の役割と次年度の市町村支援事業を紹介

ウ 跡地ガイドブックの作成

各施設・区域の「跡地カルテ」の概要と、施設の現況写真(航空写真)及び跡地利用への取組状況を整理した「跡地ガイドブック」を作成した。

4 平成 15 年度

(1) 市町村支援事業検討会議の開催

これまでと同様に、市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な 市町村支援事業を行うため、「市町村支援事業検討会議」を 3 回開催し、①市町村支援 事業の年間プログラムの検討、②対象市町村の選定、③適切なアドバイザーの選定、④ その他市町村支援に関する必要な事項の検討等を行い、当年度の総括及び次年度以降の 市町村支援スキームの検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

市町村支援事業説明会を開催してアドバイザー派遣の募集を行い、「市町村支援事業 検討会議」において派遣対象地区として決定された、恩納村、金武町、石川市(現うる ま市)、沖縄市及び北中城村に対して「アドバイザー派遣」を行った。

(3) その他の支援事業

ア ホームページコンテンツの充実

市町村支援事業において検討・議論された成果について、経常的な情報公開を図るため、現存する跡地利用対策課のホームページを基本として、「ホームページコンテンツ」の追加・更新を行った。

イ 跡地利用の促進(パンフレット)の更新

「跡地利用の促進(パンフレット)」について次の項目を改訂し、更新を行った。

- ・返還施設面積、跡地利用概況及び利用面積を最新の数値に更新
- ・「アドバイザー派遣」の流れを変更するとともに、当年度の「アドバイザー派遣」の 実績を追加
- ・今後の跡地利用について、①駐留軍用地跡地利用対策関連経費、②大規模駐留軍用 地等利用推進費の事業説明文を追記

5 平成 16 年度

(1) 市町村個別訪問(市町村ヒアリング)の実施

「跡地カルテ」対象市町村へ個別訪問を行い、施設について個別の課題等を整理し、 当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」の募集を行っ た。

(2) 市町村支援事業検討会議の開催

市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、「市町村支援事業検討会議」を 4 回開催し、跡地利用に係る市町村支援のあり方、支援内容及び支援の進め方等の検討等を行うとともに、当年度までの課題整理と次年度以降の事業展開の方向性の検討を行った。

(3) 情報交換会の開催

市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、関係市町村共通の課題等の情報 交換を行い、担当者のスキルアップを支援し、担当者同士で気軽に連絡がとりあえる関 係を築くことで、跡地利用の促進に寄与することを目的として、「情報交換会」を 2 回 開催し、アドバイザーからの情報提供(地権者の合意形成、企業誘致等)や参加者によ る意見交換を行った。

(4) 専門家の派遣 (アドバイザー派遣及び相談対応)

「市町村支援事業検討会議」において派遣対象地区として決定された、恩納村及び石川市(現うるま市)に対して「アドバイザー派遣」を行った。

また、前年度までに実施した「アドバイザー派遣」に対して継続的なアドバイスを行うために、市町村からの相談(恩納村10回、金武町2回、石川市(現うるま市)9回)に対して地域担当コンサルタントが対応した。

(5) その他の支援事業

ア 実績のデータベース化

「アドバイザー派遣」の実績及び「跡地カルテ」をデータベース化し、「跡地カルテ」対象市町村へCD-ROM等の電子媒体で配付した。

イ 跡地カルテの更新

平成15年度版の「跡地カルテ」を市町村に送付し、担当課の修正箇所指摘に基づき、 「跡地カルテ」の更新を行った。

ウ 跡地利用の促進(パンフレット)の更新

市町村支援事業の成果を広く広報・普及するためにデザインを含めてリニューアルし、 次の項目を改訂し、更新を行った。

- ・「アドバイザー派遣」の流れに相談対応を追加
- ・新設の「情報交換会」の説明を追加

エ 情報交換会のパンフレット作成

新設した「情報交換会」の内容について、市町村の担当者の今後の業務に参考となるよう事例紹介資料や意見交換会の内容及び参考資料をパンフレットとして作成した。

オ 返還跡地・施設ガイドの更新

平成14年度に作成した「跡地ガイドブック」を「跡地カルテ」の更新内容に基づき、 「返還跡地・施設ガイド」として更新した。

6 平成 17 年度

(1) 市町村個別訪問(市町村ヒアリング)の実施

前年度に引き続き、「跡地カルテ」対象市町村へ個別訪問を行い、施設について個別の課題等を整理し、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」の募集を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に、従来の「市町村支援事業検討会議」を「駐留軍用地跡地利用推進懇談会」(以下「推進懇談会」という。)と改め、3回開催し、跡地利用を巡る課題と今後の対応や、市町村支援事業の役割等について意見交換を行った。

(3)情報交換会の開催

前年度に引き続き、市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を3回開催し、事業手法ミックスによる効率的な事業推進、地権者の合意形成、跡地利用推進の体制整備等について、アドバイザー等からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(4) 専門家の派遣(アドバイザー及びコンサルタント派遣、相談対応)

「アドバイザー派遣」は要請のあった恩納村及び北中城村に対して派遣を行い、市町村からの相談(恩納村4回、金武町3回、うるま市1回、沖縄市1回、北中城村1回)に対して地域担当コンサルタントが対応した。

また、当年度から「コンサルタント派遣」のメニューを新設した。ただし、当年度は 市町村から要請はなかった。

(5) その他の支援事業

ア 関係情報の整理・資料作成

駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料を体系的に整理を行った。

イ 跡地カルテの更新

13 市町村・24 施設について、各市町村個別に改訂への協力依頼を行い、「跡地カルテ」の更新を行った。

ウ 成果の広報普及活動の充実

当年度の活動を基に、「跡地利用の促進(パンフレット)」及び「ホームページコンテンツ」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ、関係市町村へ配付した。

7 平成 18 年度

(1) 市町村個別訪問(市町村ヒアリング)の実施

「跡地カルテ」対象市町村へ個別訪問を2回行い、施設について個別の課題等を整理 し、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」等の募集 を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

前年度に引き続き、市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な 市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して 意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を2回開 催し、広域的な跡地利用のマスタープラン等の検討や、新設したプロジェクト・マネー ジャーの役割等について意見交換を行った。

(3) 情報交換会の開催

前年度に引き続き、市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を3回開催し、1回目は返還予定駐留軍用地に係る計画的用地の確保、2回目は市町村の広域連携をテーマに、有識者等からの情報提供や参加者による意見交換を行い、また、3回目はミニシンポジウムとし、北中城村へ派遣中のプロジェクト・マネージャーからアワセゴルフ場地区の事例報告、パネリストと参加者による意見交換等を行った。

(4) 専門家の派遣 (アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等)

従来の「アドバイザー派遣」及び相談対応、「コンサルタント派遣」に加え、当年度から「プロジェクト・マネージャー派遣」の制度を創設した。

「アドバイザー派遣」は要請のあった北中城村及び那覇市に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は、跡地利用等に関し専門的知識を有する者を派遣し、市町村の跡地利用に係る負担を軽減することにより、跡地利用の促進及び円滑化を図ることを目的に、北中城村からの要請に応じて半年間の派遣を行った。

なお、当年度の「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(5) その他の支援事業

ア 跡地カルテの更新

当年度から新たに浦添市を加えて 14 市町村・25 施設に対して、各市町村個別に改訂への協力依頼を行い、「跡地カルテ」の更新を行った。

イ 成果の広報普及活動の充実

当年度の活動を基に、「跡地利用の促進 (パンフレット)」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ、関係市町村へ配付した。

ウ 関係情報の整理・資料作成

駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料について次の項目を整理・ 更新した。

- ・沖縄県単費調査リスト
- ・沖縄総合事務局調査リスト
- ・推進費調査リスト
- ・市町村支援事業の流れ

8 平成 19 年度

(1) 市町村個別訪問(市町村ヒアリング)の実施

「跡地カルテ」対象市町村へ個別訪問を2回行い、施設について個別の課題等を把握・整理し、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」や「プロジェクト・マネージャー派遣」の募集を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

これまでと同様、市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を2回開催し、推進懇談会の位置付けや今後の支援事業の取組、ギンバル訓練場の跡地利用に向けた支援等について意見交換を行った。

(3) アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等専門家の派遣

「アドバイザー派遣」は要請のあった恩納村及び金武町に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、跡地利用の促進及び円滑化に向けた技術的かつ人的な支援を図るため、北中城村へ年間を通じて派遣した。

なお、当年度の「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(4) 情報交換会の開催

前年度に引き続き、市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を3回開催し、1回目は埋蔵文化財調査の取組事例や課題、2回目は事業用地確保に向けた地権者合意形成、3回目は企業誘致の取組等をテーマに、有識者等からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(5) その他の支援事業

ア 成果の広報普及活動の充実

当年度の活動を基に、「跡地利用の促進 (パンフレット)」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ関係市町村へ配付した。

イ 関係情報の整理・資料作成

これまでと同様、駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料について整理・更新し、併せて、支援事業や推進費のこれまでの流れを整理した。

- ・沖縄県単費調査リスト
- ・沖縄総合事務局調査リスト
- ・推進費調査リスト
- ・市町村支援事業の流れ
- ・推進費の流れ

ウ キャンプ瑞慶覧地区の整理

キャンプ瑞慶覧(宜野湾市部分)で、大規模返還がなされた場合の対応を整理した。

エ 市町村課長等会議の開催

跡地利用に取り組んでいる 10 市町村の担当課長等を一堂に会した会議を開催し、取組状況の報告、市町村支援事業のメニューや推進費の活用について意見交換を行い、今後の進め方を確認した。

オ 有識者意見交換会の開催

跡地利用の有識者(アドバイザー)等による意見交換会を開催し、市町村支援事業の 改善点や新規提案事項、推進費の活用の今後の方向性等について意見交換を行った。

力 先進地調査

跡地利用の実現に向けて、参考となる大規模開発(新市街地整備)の先進地(愛知県 名古屋地区及び周辺)の状況について、現地調査を行った。

9 平成 20 年度

(1) 市町村個別訪問(市町村ヒアリング)の実施

駐留軍用地の跡地利用に取り組んでいる市町村へ跡地利用に向けた課題等を把握・整理するため個別訪問を2回行い、結果を「跡地カルテ」に反映させるとともに、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」及び「プロジェクト・マネージャー派遣」等の募集を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

これまでと同様、市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を2回開催

し、金武町(ギンバル訓練場)、恩納村(恩納通信所)及び北中城村(アワセゴルフ場) の担当者から取組状況報告や課題等の説明を受け、意見交換を行った。

また、市町村の跡地利用担当者のための、駐留軍用地跡地利用の手引となるもの(以下「手引書」という。)の作成等について提案がなされた。

(3) アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等専門家の派遣

「アドバイザー派遣」は要請のあった本部町、恩納村、金武町、読谷村、沖縄市及び 北中城村に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続 き、北中城村からの要請に応じて、跡地利用の促進及び円滑化に向けた技術的かつ人的 な支援を図るため、北中城村へ年間を通じて派遣した。

また、「コンサルタント派遣」は北中城村の要請により、2名の派遣を行った。

(4) 情報交換会の開催

これまでと同様、市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を 2 回開催し、1 回目は土地区画整理事業等の課題や留意点、2 回目は環境影響評価等について、有識者から具体的な取組事例や手続等を紹介し、参加者による意見交換等を行った。

(5) 市町村跡地担当課長等会議の開催

市町村の跡地担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため「市町村跡地担当課長等会議」(以下「担当課長会議」という。)を 2 回開催し、1 回目は那覇新都心事業の事例紹介等、2 回目は軍用地跡地利用の特徴と市町村の役割等について、有識者からの情報提供や参加者による意見交換を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書としてとりまとめるとともに、「跡地利用の促進 (パンフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、「ホームページコンテンツ」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ、関係市町村へ配付した。

イ 関係情報の整理・資料作成

これまでと同様、駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料等について整理・更新した。

ウ 有識者意見交換会の開催

跡地利用の有識者(「推進懇談会」の座長)と、市町村への跡地利用支援のあり方について意見交換を行い、当年度以降の市町村支援事業の進め方の妥当性や「手引書」の

方向性について確認した。

エ 手引書目次案の作成

「手引書」について、関係者とのヒアリングを経て、その内容の具体性を高め、跡地 に係わる関係者との意見調整を行うため。「手引書」の目次案を作成した。

10 平成21年度

(1) 市町村個別訪問(市町村ヒアリング)の実施

駐留軍用地の跡地利用に取り組んでいる市町村へ跡地利用に向けた取組状況や課題等を把握・整理するために個別訪問を2回行い、結果を「跡地カルテ」に反映させるとともに、市町村支援事業に対する要望の有無についてヒアリングを行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

これまでと同様、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を2回開催し、北中城村(アワセゴルフ場)から取組状況報告と課題の説明を受けて意見交換を行い、また、次年度から作成する「手引書」の内容を示す「手引書構成案」を作成した。

(3) アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等専門家の派遣

「アドバイザー派遣」は要請のあった読谷村及び那覇市に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

なお、当年度は「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(4) 情報交換会の開催

これまでと同様、市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を 2 回開催し、1 回目はエリアマネジメントの取組事例、返還跡地を活用するまでの沖縄防衛局の役割、2 回目は地域資源活用によるブランドづくり、那覇新都心における跡地利用事業の成果等についてをテーマに、有識者等からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(5) 市町村跡地担当課長等会議の開催

前年度に引き続き、市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・ 意見交換を行うため「担当課長会議」を 2 回開催し、1 回目は地域の特性を活かした社 会資本整備のあり方、②回目は住民参加型のまちづくりの事例等をテーマに、有識者等 からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の促進(リーフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、「ホームページコンテンツ」の更新を行い、「情報交換会」及び「担当課長会議」の内容を冊子にまとめ、関係市町村へ配付した。

イ 関係情報の整理・資料作成

これまでと同様、駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料等について整理・更新した。

ウ 「手引書構成案」の作成

有識者、跡地利用関係市町村担当者等の跡地関係者との意見交換を経て、「推進懇談会」において作成した。

エ 有識者意見交換会の開催

「推進懇談会」の委員を中心とした有識者と、市町村への跡地利用支援のあり方について意見交換を行い、「手引書構成案」の意見交換を行った。

11 平成 22 年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

跡地関係市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び 支援要望の有無についてヒアリングを行うため、跡地関係市町村を2回個別に訪問する とともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、跡地関係市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を 2 回開催し、アドバイザー等専門家の派遣等のあり方の検討や、「手引書」の策定に併せて、今後の跡地利用を進めるに当たっての考え方を取りまとめた「メッセージ」の作成を行った。

(3) 情報交換会

跡地関係市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を2回開催し、埋蔵文化財調査に関する手続きや留意点、 取組事例、関係機関との調整等について、市町村等担当者や有識者等からの情報提供、 意見交換等を行った。

(4) 跡地関係市町村担当課長会議

跡地関係市町村の担当課長を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため、「担当課長会議」を2回開催し、1回目は環境に配慮したまちづくり、2回目は不発弾等対策についてをテーマに、有識者等からの情報提供と参加者による意見交換等を行った。

なお、第2回「担当課長会議」では、「手引書」の内容等について意見交換を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

跡地関係市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった金 武町及び北中城村に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度 に引き続き、アワセゴルフ場跡地利用の推進に従事させるため、北中城村からの要請に 応じて派遣を行った。

なお、当年度は「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の促進(リーフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の作成を行った。

また、「情報交換会」、「担当課長会議」での講演会の内容を冊子にまとめ、市町村へ配付した。

さらに、平成16年度に作成した「返還跡地・施設ガイド」について、これまでの「跡地カルテ」の更新内容等に基づきリニューアルし、新たに「返還跡地・返還合意施設ガイド」として作成した。

イ 関係情報の整理

これまでの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績を整理した。

ウ キャンプ瑞慶覧に関する類似地区意見交換会

地域性、隣接性、返還に向けた段階等から類似性のある地区として、「キャンプ瑞慶覧」を抽出し、関係する市町村(沖縄市・北中城村・北谷町・宜野湾市)の担当者を対象に、各跡地の取組状況や今後の課題を担当者間で情報共有することを目的として「類似地区意見交換会」を実施した。

エ 手引書の作成

跡地関係市町村担当者等の跡地利用の指針となる「手引書」について、前年度作成

した「手引書構成案」を基に、手引書作成作業部会の助言等を経て取りまとめを行った。

12 平成23年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

跡地関係市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び 支援要望の有無についてヒアリングを行うため、跡地関係市町村を2回個別に訪問する とともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、跡地関係市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資するため「推進懇談会」を2回開催し、跡地利用に促進に向けた民間参画の実現を果たす上での県及び市町村の役割等について、意見交換を行った。

(3) 情報交換会

跡地関係市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を2回開催し、1回目は地権者合意形成に必要な要素や市町村担当者の心構えについて、2回目は世界的な都市間競争に勝ち抜くために行政が果たすべき役割等及び県内や県外の事例を通して企業誘致における新しい動きと市町村の役割等について、講演形式で情報提供を行った。

(4) 跡地関係市町村担当課長会議

跡地関係市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため、「担当課長会議」を2回開催し、1回目は跡地利用における地権者の参画・組織づくりについて、実務担当者による講演形式で行い、2回目は組合施行の取組を基に、地権者の跡地利用への参画及び企業誘致・立地や投資を巡る県外の事例紹介について、講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

跡地関係市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった金武町及び宜野湾市に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、アワセゴルフ場等跡地利用の推進に従事させるため、北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

なお、当年度は「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(6) その他の支援事業

ア 企業誘致に関する類似地区意見交換会

第1回「推進懇談会」において「跡地利用を進める上で、民間の活用を実現するために県や市町村が果たすべき役割」について議論されたことを受け、企業誘致の実績がある、又は、企業誘致を予定している市町村を対象に「民間参画の方法・進め方等における市町村の役割・課題等」について意見交換を行った。

イ 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の促進(リーフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の作成を行った。

また、「情報交換会」、「担当課長会議」での講演会の内容を冊子にまとめ、市町村へ 配付した。

ウ 関係情報の整理

これまでの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績を整理した。

13 平成24年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

跡地関係市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び 支援要望の有無についてヒアリングを行うため、跡地関係市町村を2回個別に訪問する とともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、跡地関係市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を2回開催し、民間参画を促進するための市町村等が果たす役割や、今後の支援事業の新たな取組等について意見交換を行った。

(3) 跡地関係市町村担当課長会議

跡地関係市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため、「担当課長会議」を2回開催し、1回目は「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(以下「跡地利用特措法」という。)」について、内閣府及び防衛省担当者による説明等が行われ、2回目は災害に強く環境にやさしいまちをつくるための考え方や手法について、講演形式で情報提供を行った。

(4) 情報交換会

跡地関係市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、担当職員間の情報共有や意見交換の場として、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を2回開催し、1回目は民間事業者の企画開発力及び経営ノウハウを活用し、周辺地域を含めた跡地利用の活性化を促す手法等について、講演形式で情報提供を行った。また、「アワセゴルフ場跡地の進捗状況」について、北中城村担当者による説明が行われた。2回目は用地確保のため活用が求められる集約換地の活用方法と現状、用地の活用における民間活用の事例・あり方について及び土地区画整理事業の業務の相当部分を民間事業者へ委託する手法等について、講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

跡地関係市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市、読谷村及び本部町に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった北中城村及び北谷町へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、アワセゴルフ場跡地利用 の推進に従事させるため、北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(リーフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

また、「情報交換会」、「担当課長会議」での講演会の内容を冊子にまとめ、市町村へ配付した。

イ 手引書の更新

平成 22 年度に発行した「駐留軍用地跡地利用のための手引書」を平成 24 年 4 月 1 日に跡地利用特措法が施行されたこと等から、手引書の内容を更新した。

ウ 関係情報の整理

平成 23 年度までの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績及び平成 24 年度 沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)による跡地関係調査の実績を整理した。

14 平成25年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

跡地関係市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び

支援要望の有無についてヒアリングを行うため、跡地関係市町村を 2 回個別に訪問する とともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、跡地関係市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を2回開催し、本部町(上本部飛行場跡地)や金武町(ギンバル訓練場跡地)のから取組状況報告を受け、今後の支援事業の新たな取組や都市的利用以外の市町村への支援メニューについて意見交換を行った。

(3) 跡地関係市町村担当課長会議

跡地関係市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため、「担当課長会議」を2回開催し、1回目は跡地に残された貴重な緑地を保全するための考え方や手法について、講演形式で情報提供を行った。また、沖縄振興開発金融公庫から、跡地利用における同公庫の取組や、平成25年度に関係市町村を対象に拡充・創設された「「駐留軍用地跡地開発促進貸付制度」について、情報提供を行った。2回目は基地跡地という特殊性がある地区の合意形成の事例等について、読谷村内の2地区の地区計画による取組状況等を講演形式で情報提供を行った。また、小規模な区域を段階的に整備する「柔らかい区画整理」を実施することのメリットや事例について、講演形式で情報提供を行った。

(4) 情報交換会

跡地関係市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、担当職員間の情報共有や意見交換の場として、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を2回開催し、1回目は6次産業化による地域資源を活用した新しい産業の事例等について、講演形式で情報提供を行った。また、北中城村へ派遣したプロジェクト・マネージャーから、アワセゴルフ場跡地における事業化までの取組状況や問題点等活動状況等の報告を行った。2回目は平成23年度に改正された環境影響評価法における制度の概要等について、講演形式で情報提供を行った。また、アワセゴルフ場跡地において、実際に調査を実施した担当者から、環境影響評価を実施する際の留意点等について、講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

跡地関係市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市、浦添市及び那覇市に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった宜野湾市及び北中城村へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は返還が合意されているキャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区)及び既返還地であるキャンプ瑞慶覧(サウス

プラザ地区)の跡地利用の推進に従事させるため、前年度に引き続き北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(リーフレット)」、「跡地カルテ」及び「返還跡地・返還合意施設ガイド」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 関係情報の整理

平成 23 年度までの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績及び平成 25 年度 沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)による跡地関係調査の実績を整理した。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
作業機関		都市科学政策研究所 + NIAC	都市みらい+NIAC	NIAC	NIAC	NIAC	NIAC		玉野総合コンサルタント機	玉野総合コンサルタント機				玉野総合コンサルタント機		
	恩納村 (恩納通信所)	国頭村 (北部訓練場)	沖縄市 (ライカム地区)	金武町(ギンバル訓練場)	1	恩納村 (恩納通信所)	1	北中城村 (アワセゴルフ場地区他)	恩納村 (恩納通信所)	本部町 (上本部飛行場)	読谷村 (読谷補助飛行場他)	金武町 (ギンバル訓練場)	金武町(ギンバル訓練場)	本部町 (上本部飛行場)	宜野湾市 (普天間飛行場)	宜野湾市 (普天間飛行場)
	北中城村 (ロウワープラザ地区)	沖縄市 (ライカム地区)	北中城村 (アワセゴルフ場地区)	沖縄市、北中城村 〈ライカム・ロウワー地区〉	金武町	石川市 (旧東恩納弾薬庫(楚南地区)及び嘉手納弾薬庫地区)	北中城村 (ロウワープラザ地区)	那蟖市 (那鞝港湾施設)	金武町(ギンバル訓練場)	恩納村 (恩納通信所)	那覇市 (那覇港湾施設)	北中城村 (アワセゴルフ場地区)	宜野湾市 (普天間飛行場)	読谷村 (大木地区)	浦添市 (牧港補給地区)	
アドバイ ザー派遣 した市町村	t	北中城村 (ロウワーブラザ地区)	宜野湾市 (キャンプ瑞慶覧)	那覇市 (那瑚港湾施設)	石川市 (旧東恩納弾薬庫(楚南地 区)及び嘉手納弾薬庫地 区)					金武町 (ギンバル訓練場)				宜野湾市 (普天間飛行場)	那覇市 (那覇港湾施設)	
(施設・区域)			那覇市 (那覇港湾施設)		沖縄市 (ライカム地区)					読谷村 (読谷補助飛行場他)						
					北中城村 (喜舎場ハウジング地区)					沖縄市 (ライカム地区)						
										北中城村 (アワセゴルフ場地区他)						
	講	黄会														
		アドバイザー派遣 検討会議	事業スキーム検討	重点課題検討調査				1			推進	懇談会	<u> </u>	<u>'</u>		
		カルテ作成	カル・	テ更新	カルテ切り離し 別事業						カルテ更新					
		跡地関連資料収集			MTA	***************************************					PRINE LE FO O S	Seven Noval II				
		及び整理									関連情報の動	と埋・資料作成 				
				市町村支援	事業検討会議											
				跡地ガイドブックの 作成		返還跡地・施設ガイド 更新						返還跡地・返還合意施 設ガイド更新			返還跡地・返還合意施 設ガイド更新	
				跡地利用の促進 (リーフレット)の作成						跡地利用の促進(<u> </u> リーフレット)の更新					
					ホームベージコンテンツ	実績のデータベース化					+ 1.6" 2"-	シテンツの更新				
					の追加・更新	美額のナーダベース化					η-Δ/\->-	フィファの更初				
								1	1		市町村個別訪問	1	I	1		
										情報	大 交換会					
支援事業 メニュー																跡地関係市町村
支援事業 メニュー (アドバイ ザー派遣 除く)																連絡会議
lek < /						情報交換会 パンフレット作成		情報交換会記録	(冊子)作成·配布			情報交換会·担当課長	▲ 長会議記録(冊子)作成			
						地域担当コンサル・	タントによる相談対応			コンサルタント派遣					コンサルタント派遣	
												プロジェクトマネージャー派遣				
												市町村担当課長会議				
																跡地関係市町村
																跡地関係市町村 個別会議
									キャンプ瑞慶覧地区 の整理			類似地区意見交換会 (キャンブ瑞慶覧)	類似地区意見交換会 (企業誘致)			
										有識者意見交換会						
									先進地調査	手引書目次案作成	手引書構成案作成	# 31	≜ 作成	手引書更新		
													手引書説明会			
													アドバイザー等専門家 の派遣要綱 作成			

1-2 今年度の事業概要

1 事業の名称

平成 26 年度 駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援業務 (アドバイザー派遣等業務)

2 事業の目的

本業務は、SACO 最終報告等で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(以下「返還跡地等」という。)の跡地利用の推進を図るため、返還跡地等の所在市町村(以下「跡地関係市町村」という。)が実施する返還跡地等の利用等に関する取組を支援するものである。

3 事業の内容

(1) 跡地関係市町村の検討課題の把握等

跡地関係市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び 支援要望の有無についてヒアリングを行うため、跡地関係市町村を2回個別に訪問する とともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」等に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

「推進懇談会」は、駐留軍用地跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者により構成し、返還跡地等、跡地関係市町村ごとに異なる課題について意見交換し、跡地利用を推進する際の留意点、新たな支援方法を検討して、跡地利用行政の参考に資するため2回開催した。

【推進懇談会委員】

所属 役職/専門分野

荒田 厚 ㈱日本都市総合研究所 代表取締役/地域計画 都市開発

大澤 真 ㈱フィーモ 代表取締役/金融政策 地域振興

阪井 暖子 Planning & Produce Studio SAI 代表/都市景観 市民・住民参加の

まちづくり 合意形成

堤 純一郎 琉球大学工学部 教授/都市環境 都市計画

中本 清 沖縄県建築設計サポートセンター 理事長/都市建設 建築・景観

西 建吾 日本測地設計㈱ 特別顧問/行政・地方財政 事業制度 新田 進 那覇新都心㈱ 代表取締役社長/都市開発 事業推進

(五十音順)

※阪井委員は第2回推進懇談会から委員に就任

(3) 跡地関係市町村連絡会議

跡地関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象に、跡地利用担当者間の連携強化を図り、必要な情報を提供するとともに、担当者のスキルアップを図るため、「跡地関係市町村連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を1回開催した。

テーマは「埋蔵文化財調査の円滑な実施について」とし、今後返還が予定されている 返還跡地等において跡地利用を推進していく上でも、埋蔵文化財調査は重要なプロセス であると同時に、跡地利用計画や事業の進捗においては重要な要素となってくることか ら、円滑な跡地利用への取組の推進と貴重な文化財の調査・保護を両立させるため、埋 蔵文化財調査を実施する上での留意点等について、実務を担当してきた経験者による情 報提供を行った。

また、駐留軍用地跡地利用支援システムの更新に伴い、沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課よりシステムの概要等について情報提供を行った。

(4) 跡地関係市町村個別会議

跡地利用の手法が類似する跡地関係市町村を対象に、各市町村の跡地利用に対する取組状況の報告及び意見交換を中心に、より具体的、深掘りした情報の共有を目的に「跡地関係市町村個別会議」(以下「個別会議」という。)を2回開催した。

1回目は、平成25年4月に発表された統合計画で返還時期等が示された嘉手納飛行場より南の施設を有する跡地関係市町村を対象に、公共用地の先行取得の取組状況等の情報を共有し、跡地利用における公共用地確保の取組の参考とすることを目的にした意見交換を実施した。

なお、意見交換に先立ち、跡地利用対策課から跡地利用特措法における先行取得制度の概要説明を行うとともに、土地区画整理事業における集約化の事例や先行買収の必要性等について、有識者による講演形式で情報提供を行った。

2 回目は、嘉手納飛行場より北の施設を有する跡地関係市町村を対象に、6次産業化の事例や6次産業化のポイント等について参考事例等の情報提供をするとともに、跡地利用の取組状況等の情報を共有することを目的とした意見交換を実施した。

なお、意見交換に先立ち、農と緑を活かした土地利用の事例等について、有識者による講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣等

跡地関係市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった北谷町へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は、返還を間近に控えた、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の跡地利用の推進に従事させるため、宜野湾市からの要請に応じて 2名の派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

今年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(リーフレット)」、「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 関係情報の整理

平成23年度までの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績及び平成26年度までの沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)による跡地関係調査の実績を整理した。

第2章

跡地関係市町村の検討課題の把握等

第2章 跡地関係市町村の検討課題の把握等

2-1 市町村個別訪問の概要

1 目的

市町村個別訪問は、跡地利用に取り組む14市町村に対し、返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課に対する支援要望の有無等を直接ヒアリングし、それぞれの課題を把握するために実施するものである。

また、この結果は、アドバイザー等専門家の派遣等の必要性の検討や、「連絡会議」 及び「個別会議」でのテーマとして活用していくとともに、「推進懇談会」で報告を行 い、同懇談会の議論の材料としても活用していくこととしている。

2 訪問期間

第1回 平成26年5月19日(月)~6月6日(金) 第2回 平成26年11月17日(月)~12月1日(月)

2-2 第1回市町村個別訪問

1 ヒアリング内容

跡地利用に向けて現在の状況及び取組状況、課題及びその他関連事項について、市町村へのヒアリングを実施した。また、浦添市及び北谷町については、埋蔵文化財調査を担当する部署へのヒアリングも実施した。

なお、宜野湾市については、都合によりヒアリングを見合わせた。

2 実施日

平成26年5月19日(月)~6月6日(金)に以下のとおり実施した。

実施日	市町村	部署	対象施設・区域
5月19日 (月)	沖縄市	建設部 都市整備室(都市計画担当)	キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区)
5月20日 (火)	伊江村	政策調整室	伊江島補助飛行場
5月21日	本部町	企画政策課 政策班	上本部飛行場
(水)	恩納村	企画課	恩納通信所
5月26日	国頭村	企画商工観光課	・北部訓練所 ・安波訓練所
(月)	東村	企画観光課	北部訓練場
5月27日 (火)	北中城村	・建設課 ・企画振興課	キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区、 サウスプラザ(ジュリガマ)地区、アワセゴ ルフ場地区、喜舎場住宅地区)
5月28日	浦添市	・企画部 企画課 ・教育委員会 文化課	牧港補給地区
(水)	那覇市	総務部 平和交流男女参画 課那覇軍港総合対策室	那覇港湾施設
5月29日 (木)	金武町	基地跡地推進課	ギンバル訓練場
	うるま市	企画部 基地対策課	・嘉手納弾薬庫地区(旧東恩納弾薬庫地区) ・旧東恩納弾薬庫(楚南地区)

実施日	市町村	部署	対象施設・区域
6月6日	北谷町	・総務部 企画財政課 ・教育委員会 社会教育課	・キャンプ桑江(北側地区、南側地区) ・陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム ・キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区、インダ ストリアル・コリドー地区)
(木)	読谷村	・建設経済部 跡地利用推 進課 ・建設経済部 都市計画課	・瀬名波通信施設・楚辺通信所・読谷補助飛行場(補助飛行場地区、大木地区、北地区、西地区)・嘉手納弾薬庫地区(国道東地区)

3 ヒアリング結果

(1) 各施設・区域の現状、取組状況及び課題等

市町村個別訪問において把握した各施設・区域の現状、取組状況及び課題等を整理した。

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等
国頭村	【北部訓練場】 ①現在の状況及び取組状況 ・環境省と国立公園指定に関する検討会及び勉強会を実施。これまでに 10 回程度、 住民説明会を実施。 ・国立公園の指定に向けて、平成 26 年 6 月に「国頭村国立公園世界自然遺産検討委 員会」を立ち上げる予定。
	②課題等 ・特になし。
	【安波訓練場】 ①現在の状況及び取組状況 ・やんばる学びの森において、平成25年度の一括交付金で実施した薬草風呂の整備事業は平成26年度に完了。 ・やんばる学びの森の平成25年度の利用者数は2万人超で、更なる利用者数増加への取組として、昨年はヤンバルクイナを実際に見ることができる展示、学習施設を整備した。また、ダム施設を利用したカヌーや、JICAと協働して体験学習の受け入れを実施中。
	②課題等 ・やんばる学びの森への進入路となっている安波ダム築造時に設置された工事用仮設道路の大部分が米軍施設内(返還予定区域外の区間もある)にあるため、村で補修できない状況(維持管理が必要であるが、過去に沖縄防衛局に管理を要請したが断られた経緯がある)。
東村	【北部訓練場】 ①現在の状況及び取組状況 ・世界書音及び国立公園の特定、特定後の保入、活用によりに、国際社界が大宮は
	・世界遺産及び国立公園の指定、指定後の保全・活用について、国頭村及び大宜味 村と歩調を合わせて環境省と協議中。平成26年度中に環境省と地域住民説明会を

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等
	開催する予定。 ・世界遺産及び国立公園の指定は、軍用地が返還される前に並行して行う予定。指定の際には軍用地を除外し、返還後に指定に組み入れる予定。 ・平成24年3月に策定した「東村観光振興計画」に基づき、平成26年度に持続可能な新たな観光施設の整備として、「福地川河口周辺連携強化整備事業」及び「ブルーツーリズム体験施設等整備事業」に着手。 ②課題等 ・ほとんどが国有地であることから、世界遺産及び国立公園の指定について住民の
	関心度が低い状況にあるため、村民の意識高揚を図る必要がある。 ・返還や世界遺産及び国立公園の指定の時期が決まっていないことから、具体的な跡地利用を策定することが難しい。
伊江村	【伊江島補助飛行場】 ①現在の状況及び取組状況 ・「伊江村第4次総合計画」で、中期(平成26年度~28年度)に跡地利用計画基本 構想の見直しを実施するとされているが、返還の見込みがないため、具体的な動 きはない。
	②課題等 ・返還時期が決まっていないことから、具体的な跡地利用を策定することが難しい。
本部町	 【上本部飛行場】 ①現在の状況及び取組状況 ・平成25年度の一括交付金(特別枠)で、道路ネットワーク計画の策定及び地元の農業生産法人(もとぶウェルネスフーズ㈱)が建設する亜熱帯特殊農産物加工工場(飲料工場)の整備に係る支援(補助金)を実施しており、道路ネットワーク計画の策定は平成25年度に完了し、加工工場は平成26年9月に完成予定。 ・加工工場は、農業生産法人が管理運営を行うことになるが、補助事業で建設した施設でもあること、町内の農業者も参加する農業生産法人であるという経緯からも、町としても支援を行っていく予定。 ・平成24年度から「北部振興事業」により実施している町道石川謝花線は平成28年度の完成予定。
	②課題等 ・広大な面積を町だけで整備するには限界があり、民間企業の活力を利用しないと 土地が活かせないことから、地権者から借地している企業との計画とのすり合わ せが必要。
恩納村	【恩納通信所】 ①現在の状況及び取組状況 ・航空自衛隊恩納分屯基地内で保管されていた PCB 等を含む汚泥の入った容器(ドラム缶)については、平成26年3月12日に福島県内の民間業者へ移送し、3月25日に無害化処理が完了。 ・リゾート計画については県に開発許可を申請中で、県から求められている課題への対応も5月中には資料を提出する予定で、事業者からは6月頃に許可が下りる予定であるとの報告を受けている。 ・リゾート計画用地の整備は、平成26年5月頃からの着工を予定していたが、開発許可の手続き等の遅れから、平成27年2月頃の着工になる予定。 ・開発区域外の道路・水路等の整備に向けた調査を、建設課が実施する予定。 ・開発区域外の道路は農道となっているが、村道に格上げした上で村(建設課)が

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等
	整備をしていく予定。河川についても高潮による被害が見受けられるため、影響等の調査を行う予定。
	②課題等
	・「恩納通信所跡地リゾート計画」以外の区域の整備手法(当該部分はアパート等が立地し始めており、規制する方法等が課題)。
	・リゾート計画用地への進入路が通学路になっており、地域住民から変更の要望が出ているが、事業者側が変更する予定はないため、村から事業者に対して、観光地である万座毛と連携することにより相乗効果も生まれることから、万座毛からのアクセス道の整備を提案している。
金武町	【ギンバル訓練場】
	①現在の状況及び取組状況
	・地域医療施設等の4施設中3施設(ヘルスケアセンター、フィッティングセンター、海洋療法児童リハビリセンター)が平成26年4月に開業。
	・地域医療施設については、町と医療法人ほくと会が協定を結んでおり、早期開業に向けて医療法人ほくと会が県と調整中。
	・沿岸部の開発については、ディジャヤ社が 6 月を目途にホテルの許認可申請の手続きを実施しており、6 月から造成工事の着工を予定。
	・教育委員会がフットボールセンター (サッカー場等) を整備するため、造成工事を実施。
	・人工ビーチの整備については、県と整備する範囲や整備方法等について調整中。 ・島田懇談会事業は平成25年度で完了。
	・区域内で整備した道路は、平成26年3月に町道の認定済み。今年度の一括交付金により、施設がある箇所の電線を地中化する予定。
	・温泉の掘削は、平成25年度の一括交付金(特別枠)により、掘削作業を実施していたが、平成26年度も継続(繰越し)して掘削作業を実施。温泉センターの設計等については、掘削作業の結果により、湯量等の規模等を確認した後に検討を行う予定で、温泉センター整備の財源は、一括交付金等を検討。
	・埋蔵文化財調査について、平成23年度から調査を開始し、平成25年度の調査でほとんどが終了しており、平成26年度中に終了する予定である。
	②課題等
	・人工ビーチ、温泉センター等の整備の財源として、一括交付金・補助事業等による支援策の確保が必要。
	・海没地について、町及び所有者が海没地の原状回復を要望しているが、沖縄防衛局は原状回復や金銭等の補償(現状は金銭で補償する方向性が強い)で対応することを検討している。原状回復された場合には、海没地の所有者から町が借地し、人工ビーチ等の利活用を検討することが考えられる。なお、地区内の土地はほとんど並里区の字有地であり、海没地以外の海沿いの土地については町が借地している状況である。
うるま市	【嘉手納弾薬庫地区(旧東恩納弾薬庫地区)】
	①現在の状況及び取組状況 ・跡地利用については進展はない (沖縄防衛局に継続使用等を要請中である)。
	②課題等 ・当初は既返還地である楚南地区と一体となった跡地利用を予定していたが、楚南地区の意見がまとまらないことや当地区の北側斜面地の継続使用の要望等があり、一体での跡地利用は難しい状況。

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等
	・過去に沖縄市のアグリビジネス構想との連携(道路の接続等)を検討したが、単独での道路整備が難しく、接続の見通しが立っていないため、周辺の土地利活用の計画を進めることができない状況(アグリビジネス事業が進展した場合は、地権者へ説明及び意見の収集を行い、再度、事業に取り組めるのか検討を行う予定)。
	【旧東恩納弾薬庫(楚南地区)】 ①現在の状況及び取組状況 ・跡地利用については、一部の地権者から集落復帰の要望はあるが、進展はない。
	②課題等 ・年配の方には集落を復元させたい意向がある一方で、子や孫の世代からは復元の意向は少ない状況。また、嘉手納飛行場離発着の戦闘機等の飛行ルート下となっているため、ライフラインを整備しても、集落へ復帰する子や孫の世代は少ないことが推測される。
読谷村	【瀬名波通信施設】

- ①現在の状況及び取組状況
- ・「県営畑地帯総合整備事業」の導入に向けた同意書の収集は8割に達している。
- ・農業振興地域の変更について、地主会による跡地利用計画の意向確認の結果、畑地7割、宅地3割で整備することとなったため、今後、農業振興地域から宅地部分を除外する必要があるが、除外する場所は決まっていない。

②課題等

特になし。

【楚辺通信所】

- ①現在の状況及び取組状況
- ・平成25年度に策定した地区計画の原案に基づき、平成26年3月7日に都市計画の提案制度による都市計画提案書を地主会から村に提出。現在、県知事の同意に向け、県と調整中であるが、県内では非線引き都市計画区域における地区計画の都市決定の事例がなく、運用指針もないため、調整には時間を要することが推測される。
- ・6 地区中3 地区(推進地区)は、先行して地区計画を定めて、細街路を整備する予定。予備設計は既に実施しており、今年度は実施設計を行う予定。なお、残りの3 地区(課題地区)については、土地の利活用を検討する必要がある。
- ・地権者組織が同意作業を行っており、同意は9割に達している。
- ・波平洞窟遺跡(シムクガマ)について、遺跡の保全に向け民有地の買い上げを検討している。また、今年度、具体的な整備手法(公園整備又は道路のみを整備するのか)について検討を行い、基本計画を策定する予定。

②課題等

・細街路の整備を一括交付金(ソフト交付金)で予定しているが、交付決定されていない状況。県からは、ハード交付金で整備をするよう回答があったが、ハード交付金は、幹線道路及び補助幹線道路の整備を優先しているため、細街路の早期整備が難しい。

【読谷村補助飛行場(補助飛行場地区)】

- ①現在の状況及び取組状況
- ・土地改良事業は平成29年度、県営かんがい排水事業は平成28年度に完了予定。
- ・黙認耕作地の問題は概ね解決している。

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等
	②課題等 ・特になし。
	【読谷村補助飛行場(大木地区)】
	①現在の状況及び取組状況 ・地権者からの同意書収集は 94%に達成したため、県に認可申請書を提出済み。今年度の組合設立認可を目指している。
	・国道 58 号バイパス (読谷道路) の整備については、平成 25 年度に、整備に伴う 公共施設管理者負担金の協議は完了しており、一部ボックス工事を開始。
	②課題等 ・大木地区はコーラル採掘場であったため、土地区画整理事業による整備を進める上で、大量の土量の確保が必要になる。
	【 読谷村補助飛行場(北地区) 】 ①現在の状況及び取組状況
	・地区計画導入後の基盤整備は、平成26年度から平成29年度までを予定。 ・公共用地の確保については、地区計画案に基づき、各権利者から道路用地が提供 される予定。また、広場については村が買収し、公園として整備する予定。
	②課題等 ・一括交付金(ソフト交付金)による基盤整備を予定しているが、交付決定がされていない状況。県からは、公共投資交付金(ハード交付金)で整備をするよう回答があったが、幹線道路及び補助幹線道路の整備を優先しているため、細街路の早期整備が難しい。
	【 読谷村補助飛行場(西地区)】 ①現在の状況及び取組状況 ・特になし。
	②課題等 ・特になし。
	【嘉手納弾薬庫地区(国道東地区)】
	①現在の状況及び取組状況 ・村道比謝牧原線の整備は、平成 27 年度から着工を予定。
	・埋蔵文化財については、アガリヌウガン遺跡周辺の発掘調査は実施中である。調査により、比謝川流域に貴重な文化財が 4 つほど発見されたため、関連遺産群としての国指定を目指している。また、遺跡影響範囲を史跡指定して保存していくため、大湾郷友会が所有している土地 2 筆を土地区画整理区域から除外している。・農地転用のため、現在、暫定の用途地域(第 1 種低層住居専用地域)に指定しているが、今年度に用途変更を予定。
	②課題等
	・土地区画整理事業区域以外の返還地約 14ha について、傾斜地であることなどから、 利活用が困難であるため、適切な整備手法の検討が必要。
北谷町	【キャンプ桑江(北側地区)】
	①現在の状況及び取組状況 ・「伊礼原遺跡」の国史跡指定を受けて、平成 26 年度に、文化財の保存・活用を目的として、公開していくための遺跡公園の整備及び博物館を建設するための基本

- ・グローバル社会に対応できる人材育成を目的に、外国大学を軸とした様々な施設 の誘致を検討中。既存の基地内大学の就学制度の拡充及び活用を目指し、海軍病 院等の施設移転に伴う空き施設を利用した、既存の基地内大学の機能移転を含む 早期の事業着手を検討中。
- ・平成26年度は、返還予定施設に連なる斜面緑地の保全・活用構想(案)の策定及 び外国大学誘致検討委員会を開催する予定。
- ・平成26年8月頃に「特定事業の見通し」を公表し、その後学校用地(義務教育施設)として、一括交付金を財源とした基金により、先行取得(4.5ha)を実施する予定。
- ・海軍病院の付帯施設の機能移転は、移転先(宜野湾市)の埋蔵文化財調査が完了 した後に実施される予定。

②課題等

- ・斜面緑地部分は町内に残る貴重な緑地であるため、町としては保全の方向で検討 しているが、保全する場合の土地の取得等の財源の確保が課題。
- ・当地区内には米軍が使用している施設が多数あることから、埋蔵文化財の範囲確認調査及び確認後の試掘調査が可能な範囲が限定的で、返還前の埋蔵文化財調査の実施手法の検討が課題。

【陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム】

- ①現在の状況及び取組状況
- ・平成25年度に跡地利用に関する基礎的調査を実施(内容は、立入り調査による利用範囲の確認、北谷グスクからキャンプ桑江(南側地区)まで連なる緑のライン及び文化財のラインを、文化・緑地・自然環境の視点から有機的につなげるための検討)。
- ・平成26年度は、返還予定施設に連なる斜面緑地の保全・活用構想(案)を策定する予定。
- ・「伊礼原遺跡」の国史跡指定に伴い、キャンプ桑江(北側地区)に隣接する緑地の 一部の植生調査を予定しており、米軍側と調整中。

②課題等

・当地区内に所在するタンク2基が返還後の原状回復で撤去された場合、地形が大幅に変わる可能性があり、跡地利用計画に影響があるため、原状回復計画の早期公表が求められる。

【キャンプ瑞慶覧 (施設技術部地区)】

- ①現在の状況及び取組状況
- ・「統合計画」の返還条件である「海兵隊コミュニティサービスの庁舎(管理事務所、整備工場、倉庫等を含む。)のキャンプ・ハンセンへの移設」について、平成26年4月に金武町長が計画の受け入れを表明。

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等
	・白比川沿岸区域の一部土地(共同使用)については、沖縄県が河川改修工事を平成26年9月から着手する予定で、その前に埋蔵文化財調査(試掘調査)を実施する。 ・平成26年度は、返還予定施設に連なる斜面緑地の保全・活用構想(案)を策定する予定。
	②課題等 ・「北谷グスク」の国史跡指定に向けての調査の実施及び地権者の合意形成が課題。
	【キャンプ瑞慶覧(インダストリアル・コリドー地区)】 ①現在の状況及び取組状況 ・特になし。
	②課題等 ・跡地利用に支障がない幅(適正な規模)での返還を国に対して要望中。
沖縄市	【キャンプ瑞慶覧 (ロウワー・プラザ住宅地区)】
	 ①現在の状況及び取組状況 ・平成25年5月17日の「特定駐留軍用地」指定以降の動きはない。平成36年度返還予定で、その5年ぐらい前から統一案作成、企業に対するアンケート、埋蔵文化財調査の時期など、大枠のスケジュールは検討しているが、具体的なスケジュールは現時点では未定。 ・高速道路西側部分は統合計画に入っていないが、周辺の状況(住宅地)及び県道24号線バイパス(都市計画決定済み、北谷町側は事業認可済み)の予定ルートとなっていることから、市では返還を要請し、今後も当該部分を含めた跡地利用の検討を行っていく予定。
	 ・平成30年頃から新たな統一案の検討を予定。それまでは、先行取得や地権者の意識高揚に取り組む予定で、平成26年度は先行取得に伴う鑑定評価及び特定事業の見通しに関する資料作成を、北中城村と共同で実施する予定。 ・取得する土地は公園用地として取得する予定で、一括交付金を活用し、約2年で基金を積み立てを行い、それを担保になるべく前倒しで実施する予定。
	 ②課題等 ・都市計画区域またぎの課題は、平成19年度に返還が予定されていた時期には県との調整、県外事例等の調査等を行っていたが、返還時期が不透明になったことから特に調整等は行っていない。ただし、統合計画で返還予定時期が示されたことから、今後は両都市計画区域内での整合性を保つことや、手法等について県と連携・調整していく必要がある。 ・区画整理を実施する場合には市町村界が変動することも考えられるため、県及び北中城村と連携しながら調整を進めていく必要がある。 ・イオン開業による交通量の増加等の課題については、イオン開業後に当地区にどのような影響があり、道路幅員の確保が必要かどうかを含めて、開業前後の状況調査の結果を踏まえて、跡地利用計画に反映していく予定。 ・統合計画では早くても約10年後(平成36年度末)の返還となっていることから、地権者意識の維持及び高齢化が課題。 ・区域マスタープランでの当地区の位置付けが、中部広域都市計画区域では既成市街地との整合・連携となっているが、那覇広域都市計画区域では既成市街地との整合・連携となっているが、那覇広域都市計画区域では要天間飛行場や牧港補給地区といった大規模跡地を意識した新市街地として整備すると位置付けられており、両都市計画区域の境界にある本地区における位置付けの整合性を図る必要がある(平成26年度に見直しの検討が行われる予定)。

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等
北中城村	【キャンプ瑞慶覧 (ロウワー・プラザ住宅地区)】 ①現在の状況及び取組状況 ・公共施設用地確保のための先行取得基金を平成 26 年度当初予算に計上し、可決された。
	②課題等 ・現在の土地利用計画案(4 案)に対する地権者からの意見を取り入れたいが、10年後の返還予定で、地権者のモチベーションが下がっており、意見を集約するための工夫や、地権者の意識の高揚を図る必要がある。 ・一つの地区を、沖縄市と利害関係を調整しながら計画を進めることが容易でないことが懸念される。
	 【キャンプ瑞慶覧(サウスプラザ(ジュリガマ)地区)】 ①現在の状況及び取組状況 ・ 平成25年度に、沖縄県土地開発基金から借入して土地を取得した。アワセゴルフ場地区の残土を活用して窪地を埋め立てた後は、公共施設用地として活用する予定である。
	②課題等 ・特になし。
	【キャンプ瑞慶覧(アワセゴルフ場地区)】 ①現在の状況及び取組状況
	・イオンモール沖縄ライカムは、平成27年2月の竣工を目指して建築工事中で、同年春に開業予定。・中部徳洲会病院は、平成28年2月の竣工を目指して建築工事中で、同年春の開院
	を予定。 ・沖縄環状線の整備工事は、平成27年度中の完了を目指している。また、ライカム 交差点の改良工事は、米軍の埋設物の調査及び処理等によって多少事業工程が遅 れているが、平成27年2月頃に完了する予定。 ・地区計画の変更に合わせて、イオンモールの施設面積の変更(約77,000㎡から約
	125,000 ㎡に変更)があるため、2回目の広域調整を平成25年12月に実施し、平成26年3月に完了。 ・メインアリーナの事業主体については、沖縄防衛局へ村のプランを提出して査定中で、沖縄防衛局の補助が採択された場合は公設民営、採択されなかった場合は民設民営を検討する予定で、今年度の一括交付金により、管理運営の検討を実施する予定。
	②課題等 ・都市計画及び地区計画の変更があるため、土地利用に合わせた土地区画整理事業の円滑な実施への対応が必要。
	【キャンプ瑞慶覧(喜舎場住宅地区)】 ①現在の状況及び取組状況 ・「統合計画」で返還時期が 2024 年度又はその後となっているが、喜舎場スマート IC の交通需要が高まっており、交通渋滞の緩和等を目的としたフルインター化の 早期整備の必要があるため、国へ早期返還を要請中。 ・事業主体は、平成 17 年度の社会実験協議会時には、県が主体となり、県道 81 号線の拡幅事業と併せて、フルインター化の整備を行う予定であったが、返還時期が延長したため、県道 81 号線の拡幅事業が遅れ、事業主体が未定となった。村と

市町村 ①現在の状況及び取組状況 ②課題等 しては、IC を県道に接続させることで、県の事業(IC と接続する道路の管理者が 施行主体となるのが原則)として実施するよう要請する予定。 ・平成22年度にフルインター化検討案を在沖米海兵隊外交政策部G5(現G7)に提 出し、何度か回答を要求しているが、現時点で未回答。 ・返還時期が10年後のため、具体的なスケジュールは決まっていないが、早期の返 還を想定した場合、概略設計から実施設計まで最短で3、4年で実施できると考え ている。事業費については、昨年度の業務で現在の検討案を基に概算事業費を算 出しているが、取りまとめが終わっていない。 ・喜舎場スマート IC 地区協議会については、スマート IC が整備された現在も継続 された状態であり、平成24年12月27日に開催した第10回協議会において、規 約の改正を行い、スマート IC のフルインター化を検討する作業部会を位置付けて いる。 ・作業部会について、平成25年度は開催を見送っていたが、今年度は一括交付金に よる事業として、交通のシミュレーション結果や、スマート IC (無人) 及び地域 活性化 IC(有人)の検討案等について、作業部会で示す予定である。なお、スマ ートICの整備には、国土交通省の規則により協議会の立ち上げが定められている ことから、IC の形態の方向性によっては、新たな協議会を立ち上げる必要性があ る。 ②課題等 ・米軍の料金の受け渡しについて、米軍と NEXCO の調整が必要で、米軍の IC 利用意 向や残地の利用方法、パーキングエリアの設置の有無等についての検討が必要。 ・基地に直結する IC の可能性及び管理等について、軍用地に直接接続する IC の事 例がないこと、米軍の調整窓口が不明であることから、調整ができない状況。 浦添市 【牧港補給地区】 ①現在の状況及び取組状況 ・平成24年度に策定した基本計画は、統合計画による返還予定時期の発表前で、将 来人口を想定する時点や土地利用の面積が確定できない状況であったため、今後 は返還時期を見据えながら、事業化に向けた各種手法及び事業収支等の検討を進 めていく予定。 ・昨年度は、地主会から推薦された地主会の親族(若手)を対象に、返還後の跡地 利用に関する勉強会及び意見交換会を実施し、先行して返還された跡地の事例等 を紹介したことにより、若手の跡地利用に対する関心が高まった。なお、昨年度 は、若手の参加人数が7名と少なかったため、今年度は、地主会へ人員の増加を 要望している。 ・臨港道路及び浦添北道路は、平成 28 年度の工事完了、平成 29 年度の供用開始を 目指している。 ・平成25年8月31日に返還された北側進入路の用地買収事業は、現在、地主と交 渉中であり、買収には至っていない。また、北側進入路に設置されている構造物 等(側溝、縁石、アスファルト)の引き継ぎについては、現在、市の道路課が沖 縄総合事務局財務部管財総括課と引き継ぎの予定等を調整中。 ・平成27年度から一括交付金を活用した、公共用地取得に向けた基金創設を予定。 取得用地は、具体的な面積は決まっていないが、補助率を考慮して公園用地に充 てることを考えている。 ②課題等 ・十壌汚染及び不発弾が埋まっている可能性が高く、環境調査及び不発弾調査の必 要性は認識しているが、現在使用中の基地であるため、具体的な調査の予定を立 てることができない状況。

市町村	①現在の状況及び取組状況 ②課題等		
	・海没地は2箇所あり、第5ゲート付近の補償については、原状回復すると河口が		
	狭くなり氾濫する可能性があるため、原状回復は困難として沖縄防衛局と調整し エいスポー門なみ対応等は見られるエストない。		
	ているが、明確な対応策は見つかっていない。		
	・牧港補給地区の埋蔵文化財調査について、今後は、広域の調査になることが予測 され、市単独では調査を実施することが難しいため、県及び文化庁の支援が必要。		
羽鹿士			
那覇市	【那覇港湾施設】		
	①現在の状況及び取組状況		
	・「合意形成活動全体計画」は平成24年度に見直しを行い、概ね3年間を移行期間		
	としており、平成28年度(第2ステージ)に跡地利用の基本方針等の検討を行う		
	予定。		
	・平成25年度に次世代の会を立ち上げ、金武町のギンバル訓練場跡地や医療施設等、		
	那覇軍港内の視察、及び普天間の若手の会との意見交換等を実施。今年度から地		
	権者の意向により、月 1 回は次世代の会を開催するとともに、アワセゴルフ場跡		
	地の視察も考えており、地権者の活動及び取組を支援していきたい。		
	②課題等		
	・小規模な土地を所有する地権者が多く、土地区画整理事業による公共減歩等の負		
	担が大きいことが推測されるため、国有地を利用した負担軽減策の検討が必要。		
	・国有地取得の検討を進めるに当たり、平成7年度に行政及び地主会が作成した案		
	を基に、公共用地に必要な国有地の面積等を算出する予定。		

(2) 市町村の要望等

市町村個別訪問において把握したアドバイザー派遣等への要望及び各種会議等の意 見交換又は講演テーマ等への要望を整理した。

市町村	アドバイザー派遣等	各種会議等
東村	_	・世界遺産登録後の跡地利用の考え方
伊江村	_	・跡地利用計画策定に向けて、他の跡地 関係市町村が地権者とどう意見集約を 行い、計画の構築まで持っていく手法等
本部町	_	・区画整理事業以外で点在している土地の集約(等価交換・等積交換)事例
恩納村	_	・リゾート計画区域以外の宅地整備を予 定している区域のインフラ整備に対す る補助メニュー等の情報提供
金武町	・跡地における、既設施設及びホテル、医療ツーリズム、スポーツ、自 然等の連携が取れるような取組	_
読谷村	・傾斜地を取り入れた整備メニュー等	_
北谷町	_	・返還跡地の埋蔵文化財情報の周知の事例 (事業者等から埋蔵文化財に関する問合せが多く、限られた人員の中での対応が厳しい)
沖縄市	_	・沖縄県と宜野湾市が実施している先行 取得について、制度活用に当たっての情 報提供
北中城村	_	・先行取得の事例(宜野湾市等)
浦添市	_	・地主会の会員以外へ情報提供する機会
那覇市	・地権者や若手の組織を対象とした勉 強会の講師の派遣を要望	・実際に跡地利用が進んでいる市町村の 状況

2-3 第2回市町村個別訪問

1 ヒアリング内容

5月から6月にかけて実施した第1回市町村個別訪問以降の、跡地利用に向けた現状、取組状況、課題及びその他関連事項についてヒアリングを実施した。また、北谷町、読谷村、宜野湾市及び浦添市については、埋蔵文化財調査を担当する部署にもヒアリングを実施した。

なお、国頭村、伊江村及びうるま市については、第1回ヒアリング以降の跡地利用の 取組等の動きが少ないこと及び個別の支援を実施していることから、今回はヒアリング 対象外とした。

2 実施日

平成26年11月17日(月)~12月1日(月)に以下のとおり実施した。

実施日	市町村	部署	対象施設・区域
11月17日	金武町	基地跡地推進課	ギンバル訓練場
(月)	恩納村	企画課	恩納通信所
11月19日	北中城村	・建設課 ・企画振興課	キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区、 サウスプラザ (ジュリガマ) 地区、アワセゴ ルフ場地区、喜舎場住宅地区)
(水)	北谷町	・総務部 企画財政課 ・教育委員会 社会教育課	・キャンプ桑江(北側地区、南側地区) ・陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム ・キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区、インダ ストリアル・コリドー地区)
11月20日 (木)	読谷村	・建設経済部 跡地利用推 進課 ・建設経済部 都市計画課 ・教育委員会 文化振興課	・瀬名波通信施設・楚辺通信所・読谷補助飛行場(補助飛行場地区、大木地区、北地区、西地区)・嘉手納弾薬庫地区(国道東地区)
11月21日	本部町	企画政策課 政策班	上本部飛行場
(金)	東村	企画観光課	北部訓練場
11月25日 (火)	宜野湾市	・基地政策部 まち未来課 ・教育委員会 文化課	・普天間飛行場 ・キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区、イン ダストリアル・コリドー地区)
11月26日 (水)	那覇市	総務部 平和交流男女参画 課那覇軍港総合対策室	那覇港湾施設

実施日	市町村	部署	対象施設・区域
12月1日	沖縄市	建設部 都市整備室(都市計画担当)	キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区)
(月)	浦添市	・企画部 企画課 ・教育委員会 文化課	牧港補給地区

3 ヒアリング結果

(1) 各対象施設・区域の第1回訪問時以降の状況等

各対象施設・区域の第1回訪問時以降の状況等(取組状況・課題等)を整理した。 なお、第1回個別訪問を実施していない宜野湾市については、現在の状況及び取組状況、課題及びその他関連事項についてヒアリングを行った。

市町村名	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認
東村	【北部訓練場】 ①その後の取組状況等の確認
	・世界遺産及び国立公園の指定に向けた環境省との協議状況及び地域住民説明会の状況 ⇒世界遺産及び国立公園の指定に向けた取組状況については、10月30日環境省と連携し、村議会議員に対する説明会を開催(今後も協議を重ね、議会と連携し、世界遺産及び国立公園の指定に向け取組を行う)。 ⇒「奄美」は地元の盛り上がりもあり、地域住民の合意はある程度得られているが、やんばる3村は現状では進んでいない。 ⇒3村足並みを揃えて進めていきたいため、昨年度から、環境省及び関係団体等(区長会、農業委員会等)と意見交換会を実施している。 ⇒東村は国有地がほとんどであるため、住民の関心が少ない。 ⇒暫定リスト登録は、当初の目標は平成27年2月頃を予定していたが、村として正式に推進することを表明していないことから、スケジュールが遅れ気味である。 ⇒年明けに住民向け説明会を予定。
	・「福地川河口周辺連携強化整備事業」及び「ブルーツーリズム体験施設等整備事業」の状況 ⇒両事業とも工事着手しており、平成27年3月末に完成予定。 ⇒完成後の新たな観光プログラムの開発に向けて、ダイビングインストラクター等 の人材を育成するなど、ソフト事業も展開中。
	②課題等の解決策等の確認・世界遺産及び国立公園の指定に向けた村民の意識高揚への対応⇒住民に対しては、チラシを発行し周知を図っている。今後も広報活動(村広報誌・チラシ等)を行う予定。また、村内各種関係団体及び一般住民への説明会を開催し、意識の高揚を図り、地域が一体となった取組を展開する予定。

市町村名	【施設・区域名】	
ביווניינו	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認	
	⇒平成27年度に「第5次東村総合計画」の策定を予定しており、併せて北部訓練場及び慶佐次ロランC局(平成27年2月返還予定)の跡地利用計画についても総合計画とリンクさせて検討する予定。 ⇒策定に当たっては、観光推進協議会等、各種団体や地域との連携が必要となる。	
本部町	【上本部飛行場】 ①その後の取組状況等の確認	
	・亜熱帯特殊農産物加工工場(飲料工場)の整備状況及び管理運営の状況 ⇒9 月末に完成し、10 月末に登記が完了。地元農家から原材料を搬入し、テスト搾 汁は終わり本稼働の段階。 ⇒地元から6名採用し、パート4名の計10名を雇用している。	
	・町道石川謝花線の整備状況 ⇒平成28年度完成に向けて工事中で、跡地内の工事は進んでいる状況であるが、謝花に抜ける部分については、地権者の世代交代があり、権利者不明のため用地交渉が難航している。 ⇒県と権利者不明のままで工事を進めていけるか調整中。	
	②課題等の解決策等の確認	
	・広大な面積の整備手法及び地権者から借地している民間企業の活力の利用、民間 企業の計画とのすり合わせが必要 ⇒土地の集約の手法についても具体的な手法はなく、どういった手法が考えられる	
	→ 土地の集制の子伝についても具体的な子伝はなく、とりいった子伝が考えられる か、担当者レベルで探っているところである。 → 名護市にある沖縄県立農業大学校が移転先を探しており、町としても県にアプロ	
	一手していきたいと考えている。	
恩納村	【恩納通信所】 ①その後の取組状況等の確認	
	・リゾート計画に関する県と事業者間の進捗状況 ⇒平成 26 年 7 月 22 日に県から開発許可が下りている。	
	・リゾート計画用地の整備予定 ⇒土地の所有及び賃貸借契約が100%ではないことから、企業と地主会が100%確保に向けて対応中であるが、相続等が発生しており、地権者対応に時間がかかっている状況である。 ⇒恩納バイパスの残土を搬入しているが、造成等の整備は行っていない。企業からは、平成27年度に実施設計、平成28年度から造成等を含め、施設建設に着工す	
	る予定と聞いている(当初計画からは約1年遅れている)。 ⇒海岸については、台風等の影響で砂浜の砂が減少している箇所があるため、企業 から養浜(砂の復元等)の要請があり、県の農林水産部水産課と調整した結果、 岩礁破壊に当たるため、手続き等について調整中。また、近隣漁協の同意も必要 となるため、来年度の恩納漁港の総会に向けて資料を作成し、同意を得る予定。	
	・開発区域外の道路・水路等の整備に向けた調査の状況 ⇒進入路も含めて、河川・農道の調査を次年度に、防衛省9条交付金で実施する予 定で、農林水産課及び建設課と調整中。	
	②課題等の解決策等の確認	
	・リゾート計画用地への進入路変更案(事業者に提案)	

市町村名	【施設・区域名】 ①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認
	⇒担当課(建設課)も含めて検討会議を開催し、国道58号からの進入路4案を事業者に提案済みであるが、事業者から隣地の用地買収費等も含めた最終の事業費等の算出を求められており、どの案にするかは決定していない。
金武町	【ギンバル訓練場】 ①その後の取組状況等の確認
	・開業した施設の稼働状況 ⇒3施設の利用状況は順調で、ヘルスケアセンターは7月時点で1日約40人の外来、 フィットネスジム会員は200名、ビジター利用も数千人単位の利用者がいて、町 外の利用者も増えている。
	 ・地域医療施設開業に向けた状況 ⇒ほくと会に対して契約解除を通知済み。医療機器の維持管理のため職員が数名残っているが、10 月末に撤退する予定で、弁護士を通じて対応を行っている。 ⇒新しい法人を選定中であるが、まだ決定していない。 ⇒新しい法人が決まるまで医療機器の維持管理が必要となるが、町に管理できる人材がいないこと、町が直接雇用することができないことから、ほくと会が雇用を予定していた人材(4名)に、人材派遣サポートセンターを通じて維持管理を委託している。
	・ホテル予定区域の開発許可申請手続きの状況及び造成工事等の状況 ⇒開発許可は下りており、平成 26 年 6 月下旬から造成工事に着工し、12 月中に完了 予定。
	・フットボールセンター(サッカー場等)整備の状況 ⇒今年度中に造成工事が完了し、次年度以降はクラブハウス等の整備に着手、平成 28 年度にオープンする予定。
	・人工ビーチ整備に向けた県との調整状況 ⇒次年度に県が予備設計を実施する予定で、予算確保をしている状況。それまでにできることを県と検討中である。 ⇒県・国が行う海岸整備と、町が行う背後地整備について、お互い整備ができる範囲について、県・国と協議しながら進めて行く。 ⇒誘致するホテル側との間では、ビーチ整備の期限は決めていない。ホテルだけではなく、周辺施設との関連性もあるため、ビーチ整備は早めに行っていきたいと考えている。
	・区域内道路の電線地中化の状況 ⇒沖縄電力と覚書を締結済み。財源の確保が課題であったが、一括交付金(特別枠) での対応が可能となったため、沖縄電力が年度内着工に向けて準備をしている。
	・温泉掘削作業の状況及び温泉センター設計等の状況 ⇒一括交付金(特別枠)により、水量・水質調査のための掘削作業を実施中で、12 月までには 1500mまで掘削を終え、年度内には水量・水質調査の結果を出した上で、水量に応じて予備設計・基本設計の準備に入る予定。 ⇒温泉掘削作業を一括交付金で行ったのは、全国でも金武町が初めてとなる。
	・埋蔵文化財調査の状況 ⇒平成24年度から工事予定箇所を優先に、目に見えて分かるものを中心に調査して おり、今年度に完了する予定。

・海没地に関する沖縄防衛局の対応方針

市町村名	【施設・区域名】
1,5.717 E	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認
	│⇒金銭補償の方向で進めており、背後地の整備も含めて調整中。
	 ②課題等の解決策等の確認
	・人工ビーチ、温泉センター等整備の財源確保
	→温泉センター等の整備については、一括交付金を継続して要望していく予定。人 エビーチについては、県や国(総合事務局)と調整して財源を確保していく予定。
	・関連事業増加に対応するための体制の強化 ⇒施設の運営管理・維持管理と並行して、海岸整備、電線類地中化、温泉整備など の新規事業も対応しなければいけないため、体制の強化、他の部署との連携も必 要になる。
読谷村	【瀬名波通信施設】
	①その後の取組状況等の確認
	・「県営畑地帯総合整備事業」の同意書収集状況及び事業導入時期 ⇒平成28年度の事業開始に向けて、地元推進会、読谷村農業推進課、県中部農林土 木事務所で協議を重ねており、新規事業要望調書によりヒアリングを実施。 ⇒仮の仮同意書は収集していたが、新規事業要望をするに当たり、事業採択に向け た仮同意書を収集していく予定。 ⇒現時点では農地7割、宅地3割の割合で整備する予定であるが、宅地部分のイン フラ整備については別の同意書も必要となる。
	・埋蔵文化財調査(試掘調査)の実施状況 ⇒平成 26 年度は「宇座グシク南方遺跡」において範囲確認調査を実施中。
	【楚辺通信所】 ①その後の取組状況等の確認
	・地区計画の県知事同意に向けた、県との調整状況及び実施設計の状況 ⇒地主会から提出された都市計画提案を村都市計画課で審査中。書類不備等を修正し、同意書の再収集を行う予定。
	⇒審査後は村の都市計画審議会で審議、住民に対する縦覧を経て、最終的に県知事が都市計画決定を行う。 ⇒実施設計は整備財源の確保の目途が立たないことから保留中である。前島地区は 防衛省の「復帰先地公共施設整備事業」で平成27年度までの予定で整備中。集落 復帰ではなくても、地権者は同等の損失を受けているため、「復帰先地公共施設整 備事業」と同様な制度の新設が望まれる。
	・波平洞窟遺跡(シムクガマ)保全に向けた、民有地買い上げの検討状況及び整備 手法検討状況
	⇒一括交付金を活用して、年度内に基本計画を策定する予定。 ⇒シムクガマは戦争遺跡で、一部グスク時代の埋蔵文化財も存在することが確認されているが、保全等による整備を行う時点で調査を行う予定。
	・埋蔵文化財調査 (試掘調査)の実施状況 ⇒前島地区については、平成22年度に試掘調査を実施済み。 ⇒村道中央残波線部分については、平成23年度に試掘調査を実施済み。 ⇒その他部分については、今年度から次年度にかけて試掘調査を実施中。

市町村名	【施設・区域名】
1,011,111	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認
	②課題等の解決策等の確認
	・地区計画の細街路整備費の確保 ⇒整備財源の確保の目途が立たないことから、実施設計を保留中。
	【読谷村補助飛行場(補助飛行場地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・土地改良事業及び県営かんがい排水事業の進捗状況 ⇒土地改良事業は平成 29 年度に完了予定。 ⇒かんがい排水事業は平成 28 年度に完了予定。
	・地域振興センター施設建設の状況 ⇒一括交付金(観光)を活用して、地域振興センターの整備を平成27年度中に行い、 平成28年4月にオープン予定。
	・国道 58 号バイパス (読谷道路) 及び村道中央残波線の埋蔵文化財調査の実施状況 ⇒国道 58 号バイパス予定地については、平成 25 年度までに試掘調査は完了。 ⇒村道中央残波線については、返還前に完了している。 ⇒道路以外の部分については、土地改良事業等の地質調査の際に、担当職員が現地 の土質等の確認を行っている。
	【読谷村補助飛行場(大木地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・ 区画整理組合設立認可の状況 ⇒4月30日に組合設立認可申請書を県に提出した。県との間で地区外排水計画の安 全性の確認のための調整に時間がかかっているが、年度内には組合設立を予定。
	・国道 58 号バイパス (読谷道路) の整備状況 ⇒県道 6 号線下にボックス埋設工事を実施中。南部国道事務所からは平成 27 年度末 に工事が完了し、県道 6 号線の復旧工事後に地区内のバイパス掘割工事に着手す る予定と聞いている。
	・埋蔵文化財調査 (試掘調査)の実施状況 ⇒国道 58 号バイパス予定地については、平成 25 年度に試掘調査を実施済み。 ⇒その他の部分については、改変されていることから調査の必要なしと判断。
	 ②課題等の解決策等の確認
	・ 区画整理事業による整備のため、大量の土量の確保が必要 ⇒村内で行われる工事で発生する土を読谷補助飛行場跡地にストックしており、土は確保できる見込みだが、組合設立認可後に実施設計を行った上で、過不足について判断する予定。
	【読谷村補助飛行場 (北地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・地区計画導入後の基盤整備の状況及び公共用地確保の状況

	【忧患 反母女】
市町村名	【施設・区域名】 ①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	②課題等の解決策等の確認
	・地区計画の細街路整備費の確保 ⇒整備財源の確保の目途が立っていない。
	・埋蔵文化財調査の実施状況 ⇒国道 58 号バイパス予定地については、平成 23 年度に試掘調査を実施済み。
	【読谷村補助飛行場(西地区)】 ※地権者が独自で開発することを決定したため、事業の進捗状況及び課題等について、村は把握していない。
	【嘉手納弾薬庫地区(国道東地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・村道比謝牧原線の整備予定 ⇒平成 25 年度から平成 30 年度までの予定で整備中。道路設計は終わっており、今年度用地買収を実施し、平成 27 年度に下部工、平成 28 年度に上部工、平成 29 年度にその他工事と順次着工していく予定。 ⇒サンエーを誘致する街区は平成 25 年度に造成済み。使用収益開始は年明けに予定しており、施設建設の着工はその後となり、平成 28 年度に開店予定。 ⇒サンエーからは、開店までには少なくとも都市計画道路の舗装が完了するよう条
	件が出されている。 ⇒サンエーの用地のほとんどは賃貸希望の地権者の土地を集約して、短冊状に換地している。また、一部保留地を充当し、企業が購入する予定。
	・アガリヌウガン遺跡周辺の発掘調査の状況及び国指定に向けた取組状況 ⇒範囲確認調査を実施中。次年度からは、調査報告書の取りまとめを実施する予定。 ⇒遺跡周辺も含めた整備手法を検討中。
	②課題等の解決策等の確認
	・アガリヌウガン遺跡の国指定に向けた状況 ⇒国指定されないと文化庁補助の対象とならないため、遺跡整備のための財源確保 が課題となる。国指定に向けて文化庁職員の指導を受けながら資料等の収集を行 っているが、ハードルが高く時間もかかる。
北谷町	【キャンプ桑江(北側地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・「伊礼原遺跡」の保存・活用を目的とした遺跡公園の整備に向けての状況及び博物館建設の基本計画策定の予定(博物館は平成29年度に工事着手、平成31年度に開館予定) ⇒今年度は遺跡公園の基本計画策定委員会及び博物館建設委員会の開催を4回予定しており、うち、3回開催済み。平成27年1月に第4回目の開催を予定している。 ⇒基本計画策定委員会において、タンク・ファーム部分の遺跡指定追加について検討している。当該部分には「ウーチノカー」という湧水が確認されているが、7千年前から枯れずに出ているが未返還箇所である。 ⇒追加指定は返還前でも可能であるが、調査は返還後に実施する予定。

	【施設・区域名】				
市町村名	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認				
	②課題等の解決策等の確認				
	 博物館を含めた遺跡公園の事例が県内にない ⇒平成10年度で博物館に対する補助が廃止になったことから、一括交付金を財源として検討中。 ・将来的な管理運営等 ⇒事業計画、展示計画、施設計画を優先しており、その後に管理運営計画を考えているが、平成31年度の開館(予定)までに検討していく予定。 				
	【キャンプ桑江 (南側地区)】 ①その後の取組状況等の確認				
	・外国大学を軸とした様々な施設誘致の検討状況及び誘致検討委員会の開催状況 ⇒5月以降、米軍側を交えた調整会議を開催。誘致検討委員会は、12月に任期が切れることから、それまでに1回は開催予定であるが、検討委員会で検討する内容は出尽くしたと考えており、次年度以降は設置しない方向。 ⇒米軍側から、セキュリティーの問題や11年後の返還後の扱いについての懸念が出ており、課題が山積みである。 ⇒町としては、ブリッジプログラムだけでも誘致して実績をつくった上で、11年後の対応を検討していきたいと希望しているが、米軍側は実績づくりの前に11年後のことを気にしている状況で、今後も米軍側と問題点を調整しながら進めていく。				
	・「特定事業の見通し」の公表及び先行取得 (4.5ha) 状況 ⇒9月8日に「特定事業の見通し(学校用地 4.5 ha)」を公表した。 ⇒当初は1.9haの申し出があったが、その後キャンセル等があったため、平成26年度分としては1.3haの申し出となった。 ⇒毎年度、単価の見直しを予定しているが、次年度からは受付期間を長めに取れるよう、8月から募集開始する予定。 ⇒取得した土地を行政財産として扱うか、普通財産として扱うか、県を通じて総務省に照会中。 ⇒県道24号線の線形が決まっていない中で、先行取得した土地が県道用地と重なった場合、補助金の返還が発生しないか懸念される。				
	②課題等の解決策等の確認				
	 ・斜面緑地のための土地の取得等の財源の確保 ⇒緑地保存のため、土地を取得することを検討中で、財源は一括交付金を活用したいと考えている。 ⇒「特定事業の見通し」は学校用地となっているが、次年度以降、緑地も取得することについて検討を始めている。 ・返還前の埋蔵文化財調査の実施手法の検討 ⇒進捗はない。 				
	【陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム】 ①その後の取組状況等の確認				
	・「伊礼原遺跡」の国史跡指定に伴う、キャンプ桑江(北側地区)に隣接する緑地の				

一部の植生調査の状況(米軍側と調整中)

	【施設・区域名】					
市町村名	(1)その後の取組状況等の確認 (2)課題等の解決策等の確認					
	→植生調査は完了済み。湧水周辺にも文化財が確認されることから、キャンプ桑江					
	(北側地区)と一体となった整備を予定。					
	②課題等の解決策等の確認					
	・返還後の施設内に所在するタンク2基を含む、原状回復計画の早期公表					
	⇒進捗なし。					
	【キャンプ瑞慶覧 (施設技術部地区)】					
	①その後の取組状況等の確認					
	 ・沖縄県が実施する河川改修工事の状況及び事前の埋蔵文化財調査(試掘調査)の					
	実施状況					
	⇒国道拡幅部分については試掘調査を開始予定。現在、フェンス移動に伴う目視調					
	査では埋蔵文化財は確認されていない。 → 今年度に沖縄団第三式河景調本が実施士でも関いているため、近澤ラブン歴史後					
	⇒今年度に沖縄防衛局が測量調査を実施すると聞いているため、返還ライン確定後、次年度には対象地権者の把握及び説明会等を開催予定。					
	○ 大年度には対象地権者の記憶及び説明芸事を開催すた。○ ⇒北谷グスクの土地は民有地がほとんどであると予想され、北谷グスクの国史跡指					
	定のためには土地を買い上げる必要がある。					
	⇒現在の返還予定ラインでは、北谷グスクにかかってしまうため、県道 130 号線側 の返還ラインの変更について調整していく予定。					
	・斜面緑地の保全・活用構想(案)の策定状況					
	⇒進捗なし。					
	②課題等の解決策等の確認					
	・「北谷グスク」の国史跡指定に向けての調査の実施及び地権者の合意形成 ⇒キャンプ桑江(北側地区)の事例から、北谷グスクについて事前に環境調査の申					
	請をしたところ、米軍側から許可が下りない。					
	⇒7月に開催された国史跡指定に向けた委員会で、返還部分だけでなく宜野湾市部分					
	の喜友名グスクまでの広い範囲で検討すべきとの意見があった。過去に調査した 資料が未整理のまま出てきたため、現在資料の整理中。					
	員杯が不登壁のよよ山くさたため、先任員杯の登壁中。 ⇒石垣も未確認で、委員も現地を見ないと判断できないことから、次回委員会で現					
	地確認を行う予定。					
	【キャンプ瑞慶覧(インダストリアル・コリドー地区)】					
	①その後の取組状況等の確認					
	⇒次年度以降、一括交付金を活用して、県の上位計画及び宜野湾市部分の計画との					
	連携を見据えた、キャンプ瑞慶覧の北谷町域部分全体のまちづくり検討業務を予定。					
	②課題等の解決策等の確認 ・跡地利用に支障がない適正規模での返還(国に要望中)					
	⇒引き続き要請を行っていく予定。					
沖縄市	【キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区)】					
	①その後の取組状況等の確認					
	・先行取得の状況及び先行取得に伴う鑑定評価の実施状況					
	⇒事業フレーム、年度毎の必要取得面積はまだ確定していないが、1月後半に北中					
	城村と合同で地権者説明会を行い、今年度末に「特定事業の見通し」を公表し、					

m- ++ <i>t</i> z	【施設・区域名】						
市町村名	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認						
	次年度から先行取得を開始する予定。 ⇒不動産鑑定士とは未契約であるが、沖縄市域は「宅地」は地区外になり、地区内は「宅地見込地」だけと想定され、北中城村域も「宅地見込地」だけと想定されるため、鑑定ポイントについては検討中。 ⇒先行取得の受付は北谷町を参考に、1期か2期に分けて行う予定。5月頃から始めるのが理想であると考える。						
	・基金積み立ての状況 ⇒基地対策課が平成 25 年度に 5 億円、平成 26 年度は 1. 4 億円積み立てを行いる。予定では 8. 3 6 億円積み立てする予定であるため、残り 1. 9 6 億次年度で要求する予定。						
	②課題等の解決策等の確認						
・都市計画区域またぎについての県及び北中城村との調整 ⇒ロウワー地区全体で、沖縄市側 20%、北中城村側 20%の緑地を確保するるが、これまでの1案・2案では、北中城村側は斜面地があるため緑地沢で、沖縄市側は 20%未満となる。 ⇒沖縄市側も 20%は緑地にすることで基金を積み立てているが、緑地に充土地を換地できるか分からないため、緑地面積について北中城村が県とある。 ⇒一つの考え方として、ロウワープラザ地区全体で緑地を 20%を確保し、接にやっていくことも検討中。 ⇒地区内に行政界があるが、こどもの国にも行政またぎの部分があり、それが開している。 ストト目標の扱いができないか おきせつでする							
	市で管理している。それと同様の扱いができないか検討中である。 ・地権者意識の維持及び高齢化 ⇒以前は勉強会の開催やニュース等の送付も行っていた。平成19年度の返還が見送られたことが原因か分からないが、現在は行っていない。						
	・区域マスタープランでの本地区の位置付け(平成26年度に見直しの検討を予定) ⇒現在の中部広域都市計画マスタープランでは駐留軍用地のことが具体的に記載されていないが、今年度に見直しすると聞いているので、新しい情報を載せていこうと考えているが、現在調査段階である。						
北中城村	【キャンプ瑞慶覧 (ロウワー・プラザ住宅地区)】 ①その後の取組状況等の確認						
	・公共施設用地確保のための先行取得基金の状況 ⇒次年度から先行取得を開始する予定。沖縄市と「特定事業の見通し(緑地)」の内容及び公表の時期、買い取り単価等について調整を行っている。 ⇒買い取り単価については、11 月中に不動産鑑定士と契約し、鑑定ポイント等について沖縄市と調整して設定していく予定。 ⇒年明けに地権者説明会を2回予定している。1回目は価格が決定した後、2回目は3月末に予定している「特定事業の見通し」の公表後、手続き等について説明する予定。 ⇒募集については、宜野湾市を参考に、何期かに分けて実施する予定。 ②課題等の解決策等の確認 ・地権者の意識高揚に向けた取組 ⇒昨年度実施したアンケートでは「売りたい」がほとんどであった。今後も説明会						
	一手午及美施したアンケートでは「売りたい」がほどんとであった。 今後も説明云 等を実施していく予定。						

市町村名	【施設・区域名】
	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認
	・市村をまたがる跡地利用計画の進め方・調整方法 ⇒沖縄市と連携しながら進めて行く。
	【キャンプ瑞慶覧(サウスプラザ(ジュリガマ)地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・公共施設整備の状況 ⇒12 月末までに窪地の埋立が完了する予定。深さが4~5 mあること、埋立後の不 等沈下等を考慮すると、施設整備は3、4年後になるので、その間は転圧を兼ね てイオンに駐車場として貸すことを考えている。 ⇒ロウワープラザ住宅地区と一体的な土地利用を検討してきたが、時間軸が違うた め、個別で公民館等の公共施設を整備する予定。
	【キャンプ瑞慶覧(アワセゴルフ場地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・イオンモール及び中部徳洲会病院の整備状況 ⇒両方とも順調に整備が進められている。 ⇒イオンモールと中部徳洲会病院を結ぶ歩道橋については、次年度の一括交付金を活用して、調査・検討を行う予定。 ⇒イオンモールのテナントは8割程度決定しており、1月末に発表予定。
	 ・沖縄環状線の整備状況及びライカム交差点の改良工事の状況 ⇒年度内には完了する予定。 ⇒国道北向けのバス停付近からイオンモールへの歩道橋設置を検討していたが、中部土木事務所、南部国道事務所、警察の協議において、北向けのバス停が交差点の近くへ移設されることになったため、歩道橋は設置しない方向で進めている。
	・アリーナ整備に向けた沖縄防衛局との調整状況及び管理運営の検討状況 ⇒沖縄防衛局に概算資料を提出。管理運営の手法については、意見交換会等で民間からノウハウ等について意見を聞きながら検討を進めている状況。 ⇒平成27年度に用地の半分を防衛予算で取得予定。
	②課題等の解決策等の確認・都市計画変更及び地区計画変更の予定⇒本地区に関連する都市計画関連の手続きはすべて終了した。
	【キャンプ瑞慶覧(喜舎場住宅地区)】 ①その後の取組状況等の確認
	・フルインターへの早期整備に向けた取組状況 ⇒インターの形態はスマートインター(料金所なし)と通常のインター(料金所あり)の2種類の形態があり、どちらにするか検討する業務を発注済み。
	・ 喜舎場スマート IC 地区協議会作業部会の開催状況及び新たな協議会の検討状況 ⇒インターの形態を検討した結果を基に、作業部会に報告していく予定。
	②課題等の解決策等の確認 ・米軍の調整窓口が不明のため調整ができない

市町村名	【施設・区域名】 ①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認				
	→米軍側の窓口はあいまいで、直接交渉することはできないと思われるため、沖縄 防衛局を通じて協議等行っていくことになる。				
宜野湾市	【キャンプ瑞慶覧 (西普天間住宅地区)】 ①その後の取組状況等の確認				
	・先行所得の状況 ⇒平成 26 年 6 月に跡地利用特措法に基づく「特定事業の見通し(公園・緑地 7ha)を公表し、同月から 10 月末までの 5 期に分けて申し出受付を実施したところ、12.6 ha の申し出があった。 ⇒12 月 26 日を最終の契約日として、年内で契約を済ませることを考えている。 ⇒返還ラインで分けて、地区内だけ売りたいという人もいるが、その場合は自ら分筆してもらっている。				
	・ 跡地利用計画策定の状況 ⇒「特定事業の見通し」は公園・緑地 7 ha を 10ha へ変更し、新規で墓地を 2 ha 追加することで県と調整しており、今月(11 月)中に調整を終わらせる予定。				
	・地権者合意形成の状況 ⇒12 月に説明会を開催し、先行取得の状況、アンケートの結果、今後のスケジュール等について意見交換したいと考えている。				
	・埋蔵文化財調査の状況 ⇒当初は試掘調査を90か所予定していたが、ドラム缶と異臭土壌が4か所で発見されたため、作業がストップしている状況。ただしイシジャーの踏査はフェンスラインまでは終了しており、現在は室内作業でデータの整理を行っている。 ⇒イシジャーには墓が70基ほど確認されている。				
	【キャンプ瑞慶覧(インダストリアル・コリドー地区)】 ①その後の取組状況等の確認				
	・早期返還に向けた要請等の状況⇒コリドー地区単独での取組はしていないが、西普天間住宅地区との関係でどうしてもコリドー地区も含めた案になっていく。それをどう地権者に伝えるかである。				
	・ 跡地利用計画策定の状況 ⇒返還が決まれば、先行取得や跡地利用計画策定の際に、北谷町の考えも聞きながら進めて行くことになる。				
	・地権者合意形成の状況 ⇒コリドー地区の地権者は、ほとんどが伊佐の方であるが、西普天間住宅地区の取組の情報が伝わっていない。元々、部分返還が示された西普天間住宅地区だけで10年以上、合意形成活動を行ってきている。 ⇒コリドー地区は平成25年度に一部返還予定の時期が示されたため、地主会と相談しながら、進めていきたいと考えている。				
	・埋蔵文化財調査の状況 ⇒沖縄防衛局の工事に関連した試掘調査は実施済み。				

	【施設・区域名】			
市町村名	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認			
	【普天間飛行場】 ①その後の取組状況等の確認			
	・先行所得の状況 ⇒1月から受付を開始し、3期に分けて県と一緒に先行取得しているが、今年から 西普天間住宅地区があるため、普天間飛行場分は概ね県にお願いしている。 ⇒市も5筆分の取得を予定しているが、それ以外は西普天間住宅地区の取得をメイ ンに考えている。			
	・跡地利用計画策定の状況 ⇒平成 25 年度に工程計画を策定し、平成 28 年度に跡地利用計画の素案を作成する予定。今年度は工程計画に基づき、立入り、共同調査を予定しており、県と市で目視での調査を沖縄防衛局に申請しているが、米軍からの許可が下りていない。 ⇒平成 29 年度までには具体的な取組をしたいということで、今年度に地形や土地利用などを共同調査して、VR(バーチャル・リアリティ)というCG的なものを作成する予定。 ⇒県民フォーラムの開催時期は調整中である。			
	・地権者合意形成の状況 ⇒若手の会は毎月第2火曜日に定例会を開催しており、今年度は会でシンガポール への視察を行った。			
	・埋蔵文化財調査の状況 ⇒現在、西普天間住宅地区にシフトしているため、今年度は調査を実施していない。			
浦添市	【牧港補給地区】 ①その後の取組状況等の確認			
	・事業化に向けた各種手法及び事業収支等の検討状況 ⇒今後はアンケート調査を実施し、地権者の土地利用意向を確認していきたいと考 えている。			
	・若手の会の活動及び取組状況 ⇒10 月に若手の会への説明会を実施し、引き続き、まちづくり支援事業という形で様々なことを勉強していくことを確認した。 ⇒メンバーは 40 代ぐらいで、昨年度までは 7 名だったが、地主会にお願いして、今年度は 15 名が加わり、合計 22 名となった。 ⇒これまでは法制度や先進地の事例紹介など、基本的な情報提供を行っていたが、今後は、自分たちで土地利用について検討するような、自主的提案ができればよいと考えている。			
	・ 臨港道路及び浦添北道路の整備状況 ⇒平成 29 年度の供用開始に向け、順調に整備が進んでいる。			
	・北側進入路の用地買収事業の状況及び構造物等(側溝、縁石、アスファルト)の 引き継ぎについての沖縄総合事務局財務部との調整状況 ⇒市の道路課が主体となって用地買収を進めているが、側溝やアスファルトの引き 継ぎについては5月時点と状況は変わっていない。			
	・公共用地取得のための基金創設に向けた取組状況 ⇒「特定事業の見通し」は緑地・公園と想定しており、平成27年度から一括交付金 で基金の積み立てを行う予定。			

	【施設・区域名】
市町村名	①その後の取組状況等の確認 ②課題等の解決策等の確認
	⇒比較的小規模の土地は、地権者数を減らすという意味合いや、区画整理で金銭による清算にしても、収益を得るのが20年後になるので、傾斜地も含めて優先的に買っていくこととしている。 ⇒統合計画には記載されていないが、県道浦添西原線(港川道路)の外側の一部が供用開始と同時に返還されることになっており、地権者からは中途半端に返還されると困るという声もあり、その部分の取得も検討している。
	 ・埋蔵文化財調査の状況 ⇒市単独での埋蔵文化財調査には無理があり、県の協力も必要で、普天間飛行場のように市と県が調整して実施していく必要があると考えている。 ⇒浦添市もこれ以上人員を増やせないため、東日本大震災のように県外の職員も臨時で携わってもらうような工夫をしながら対応していくことを考えている。
	・第5ゲート付近の返還に関する状況 ⇒統合計画の返還スケジュールでは、今年度又はそれ以降とあり、平成25年度に地主会執行部、議会も含めて外務省、防衛省に一括返還を要請している。 ⇒現時点では返還される動きはないが、沖縄防衛局は淡々と測量作業を進めていると聞いている。
	②課題等の解決策等の確認
	・海没地の補償⇒特に進展はない。
那覇市	【那覇港湾施設】
	①その後の取組状況等の確認
	・「合意形成活動全体計画」の状況 ⇒平成24年度の全体計画の見直しにおいて、現在移行期間の2年目となり、全体計画の説明会の開催、勉強会の開催、情報誌の発行の取組を行っている。 ⇒年に1回「がじゃんびら通信」という情報誌を発行し、市のホームページにこれまでの調査業務の報告書を掲載して情報の周知を行っている。 ⇒10月に高嶺プロジェクト・マネージャーを招いて、アワセゴルフ場地区の跡利用計画と実際の取組について、勉強会を開催した。第2回目は年明けの1月に予定している。 ⇒11月には全体計画の説明会を昨年に引き続き行う予定で、組織づくりに向けた今年度の取組みとして、次世代の会を定例会として、毎月第2木曜日に合計7回開催する予定。
	・次世代の会の活動及び取組状況 ⇒7月から定例で勉強会を開催しており、アワセゴルフ場地区の視察も行った。来年2月頃に地主会理事との意見交換会も予定している。

(2) 市町村の要望等

市町村個別訪問において把握したアドバイザー等専門家の派遣等及び提供してもらいたい情報等の要望等を整理した。

市町村	アドバイザー等派遣等	提供してもらいたい情報等
東村	・地元区との調整次第では、慶佐次ロランC局の跡地利用計画について、アドバイザー等専門家の派遣を要望	・世界遺産登録後の跡地利用の考え方
恩納村	_	・一括交付金(ハード交付金)の跡地利 用への活用事例についての情報提供 ・金武町とリゾート開発や養浜事業につ いての意見交換
北谷町	・コンサルタント派遣は有効に活用できた。次年度以降も活用を検討(社会教育課)	_
北中城村	・都市公園制度に詳しい人材の派遣	・ジュリガマ地区のように、SACO 合意以 前に返還された跡地に対する跡地利用 計画策定の際の支援等
宜野湾市	・次年度から市街地整備課が跡地を担当 していく予定であるため、プロジェクト・マネージャーの役割・位置付けを 検討中 ・今年度もあと1回、若手の会等の勉強 会にアドバイザーの派遣の要望を検討 中	_
那覇市	・第2ステージ以降は高嶺プロジェクト・マネージャーのような、先進事例の経験者による支援があるとよい	・他の市町村で、実際に跡地利用に取り 組んでいる担当者の生の声が聞きたい

第3章

駐留軍用地跡地利用推進懇談会

第3章 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

3-1 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の概要

1 目的

推進懇談会は、施設・区域毎に異なる課題に適切に対応し、また、跡地関係市町村の 取組における検討課題について、跡地利用に詳しい学識経験者や有識者で議論していた だき、跡地利用行政の参考に資することを目的として開催した。

2 開催内容

(1) 第1回

開催日:平成26年11月7日(金)場 所:あやかりの杜(北中城村)議 題:(以下のア〜ウを参照)

ア 上半期の取組について (報告)

イ キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の状況について(報告)

ウ 今後の市町村支援事業の新たな取組について(意見交換)

・今後の跡地利用における土地の集約と計画的土地利用について

(2) 第2回

開催日:平成27年3月2日(月)

場 所:沖縄総合事務局 特別会議室(6階)

議 題:(以下のア〜ウを参照)

ア 下半期の取組について(報告)

イ キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の状況について(報告)

ウ 今後の跡地利用における土地の集約と計画的土地利用について(意見交換)





3-2 第1回駐留軍用地跡地利用推進懇談会

1 開催日

平成26年11月7日(金)

2 開催場所

あやかりの杜(北中城村)

3 出席者

【推進懇談会委員】

荒田 厚 ㈱日本都市総合研究所 代表取締役

大澤 真㈱フィーモ 代表取締役堤 純一郎琉球大学工学部 教授

中本 清 沖縄県建築設計サポートセンター 理事長

西 建吾 日本測地設計㈱ 特別顧問 新田 進 那覇新都心㈱ 代表取締役社長

(五十音順 敬称略)

4 議題

- (1) 上半期の取組について(報告)
- (2) キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の状況について(報告)
- (3) 今後の市町村支援事業の新たな取組について(意見交換)
 - ・今後の跡地利用における土地の集約と計画的土地利用について

5 内容

(1) 上半期の取組について(報告)

ア 事務局からの主な報告事項

- ・市町村個別訪問、跡地関係市町村連絡会議及びプロジェクトマネージャー等専門家 の派遣等の上半期における実施概要を報告した。
- ・プロジェクトマネージャーについては、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還を平成27年3月末に控え、地権者の合意形成や公共用地の先行取得を早急に進める必要があることから、宜野湾市の要請により、プロジェクトマネージャー2名派遣したことを報告した。

(2) キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の状況について(報告)

ア 事務局からの報告事項

<現在の取組状況>

- ・昨年、土地利用計画(素案)に対する地権者意向確認のため、第2回アンケート調査を実施し、その結果を基に土地利用計画(修正案)を作成。
- ・平成26年9月に、土地利用計画(修正案)の具体化を進めるための第3回目アンケート調査を実施。今後、アンケート結果についての地権者説明会を実施する予定。
- ・アンケート結果から、都市機能導入や施設に対する疑問等が出てきているため、説明会に沖縄県や琉大(琉球大学医学部及び附属病院)の担当者も参加し、地権者の理解を得るような説明を行う予定。
- ・ 琉大や重粒子線治療施設、県立普天間高校などの都市機能導入の検討については、 関係機関が参加した地元協議会等において協議を行っている。
- ・土地の先行取得を行うための地権者説明会を、5月27日~6月1日にかけて実施。
- ・斜面緑地の取り扱いは、市施行による土地区画整理事業を予定しており、緑地公園 として整備するため、7 haの先行取得を予定。
- ・跡地利用特措法に基づく先行取得を行うために、6月2日に特定事業の見通しを、 公園・緑地7ha取得することで公表。
- ・年内に契約を済ませる予定で、申し出期間を5期に分け実施したところ、申し出面 積が12 haを超えたため、公園緑地を7 haから10 haに増やし、新たに墓地用地を2 ha取得することで、関係機関と調整中。
- ・当地区内の立入調査については、昨年度の埋蔵文化財調査、自然環境調査に続き、6 月に埋蔵文化財の目視調査を実施。日米合同委員会により、8月15日以降、掘削を 伴う埋蔵文化財調査等のための立ち入りが承認された。
- ・立ち入り承認を受け、宜野湾市教育委員会が90ヶ所の埋蔵文化財試掘調査を開始したが、試掘した3カ所から油臭土、1カ所からドラム缶2本が発見されたため、作業員の安全を考慮し、試掘調査は中断している。
- ・沖縄防衛局が土壌等の有害物質による汚染の有無を把握する調査のため、9月25日から10月1日まで検体の採取・分析を行い、11月末に結果が報告される予定。
- ・分析結果により、試掘調査が再開できることになっても、宜野湾市教育委員会では、 作業員の手配や準備等で時間がかかることから、再開は来年からになる予定。
- ・国道 58 号へアクセスする道路の確保については、関係機関等の調整のために、次年度に道路予備設計を行う予定。
- ・中部縦貫道路については、国や沖縄県道路担当部局により、普天間飛行場返還を見 据えてルートの調査検討を進めている。
- ・既存建物のアスベスト処理については、撤去物件が建物(住居)149 棟、工作物一式があり、今年度は現況調査、埋設物等の調査及び工事手法の検討を行い、次年度

から撤去工事を実施する予定。

- ・支障除去措置については、返還後は沖縄防衛局による作業が進められる予定。
- ・国の対応としては、平成26年1月17日に跡地利用特措法に基づく「拠点返還地」 に指定し、6月3日に「第3回跡地利用推進協議会」が開催され、国の取組方針を 策定すべきとの協議結果が出されている。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2014」、いわゆる骨太の方針において、西普天間住宅地区の方針が明記され、西普天間住宅地区へ琉大医学部及び同附属病院の移設を含む高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地の跡地利用の推進を図ることを明記している。
- ・沖縄県や関係市町村から、土地の先行取得の面積要件の撤廃(政令で 200 ㎡以上、 市町村条例等で 100 ㎡以上)、先行取得の適用期間を引渡し日まで延長(現在は返 還まで)するよう要望が出されており、内閣府が関係機関と協議中。
- ・宜野湾市、地主会、沖縄県及び国の機関で構成する地元協議会は、これまで6回開催され、回を重ねるとともに関係機関の参加が増え、諸課題について検討、調整を進めている。次回は11月14日に開催を予定。

<プロジェクト・マネージャーからの補足報告>

- ・2回目のアンケート調査は、回収率が約50%、前回が約40%で、回収率は上がっているが、まだ50%台の中で話が進められている。
- ・地権者が自己利用できる面積は全体の5分の1で、5分の4は先行取得する必要があるという状況の中で、アンケート内容は非常に重要な役割を果たす。今後、地権者に対して説明会を行い、琉大をはじめ、機能導入が予定される機関の必要性などを地権者に理解をしてもらうための合意形成に時間が必要。
- ・従来の西普天間住宅地区の跡地利用計画は、「水と緑の眺望を生かしたまちづくり」という大きなテーマであったが、昨年辺りから大きな都市機能施設、琉大や県立普 天間高校、重粒子線治療施設などの施設の導入が検討されてきたため、それに合わ せた跡地利用計画を検討しているが、内容が急激に変化したこともあり、急ピッチ で作業を進めているが、まだ完全に計画が固まった状態ではないことを我々も認識 しながらも、それなりの準備期間は必要だと実感している。

イ 意見交換

- ・西普天間住宅地区に琉大が移転することは、上位計画に位置づけられているのか。
- ・国際医療拠点として、医療の人材育成と地域医療水準の向上、それ以外にも重粒子やゲノム研究拠点、創薬の研究開発等高度医療、研究機能の拡充を、琉大を核として地域に展開していく構想を考えており、琉大だけではなく、OISTや関連機関と一緒にタイアップすることで地元は検討している。

- ・重粒子線治療施設を投資する費用は補助金で賄うのか。それとも大学側自らファンディング(資金調達)が必要なのか。補助事業としてやっていくのであれば、事業計画の信憑性はどういう検討がなされているのか。
- ・重粒子線治療施設の実現性については、数年前から沖縄県において、県医師会を中心に研究しており、今年の4月に出た結果を基に、県としても採算は取れると判断している。これに基づいて、国際医療拠点としての位置づけを国に要望している。
- ・国内には重粒子線治療施設がいくつかあるが、1 カ所を除いてほとんどの施設が赤字であることから、需要を確保できるかが懸念される。
- ・沖縄県としては、他の重粒子線治療施設と違う運営形態として、国内だけではなく 国外にもPRして、短期的な治療と観光を結びつけたような医療ツーリズムを考え ている。
- ・沖縄県は比較的に肺がんの割合が高く、重粒子線は肺がんに効果があるということで、県医師会は県内においても潜在的な需要はあると考えている。一方で、治療費が高額のため、新たな保険・共済制度の創設を考えている。
- ・沖縄県が主体となって県医師会等と委員会を立ち上げ、様々な観点から重粒子線治療施設の需要を確保し、県民にも平等に提供できるような医療施設になるように取り組んでいる状況である。
- ・重粒子線治療施設の需要を確保する上で、すごく高額な医療であるとともに、患者数も限られていることが最大のネックである。また、医療ツーリズムは海外でも特にアジアが先進しており、東京等でも医療ツーリズムは難しい状況にある中で、西普天間住宅地区にどれだけ海外からの患者を確保できるかが最大のポイントとなる。
- ・当初から世界基準の病院として経営している千葉県内の病院でも、海外からの患者 は年間300~500人ぐらいしか来ていない。
- ・重粒子線治療施設の運営は非常に難しい上に、国民の税金が使われる事業なので、 沖縄県や専門家等が事業計画をしっかり見極める必要があると思う。
- ・一昨年、琉大では文部科学省と意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、大学の強み・特色・社会的役割(ミッション)が整理(ミッションの再定義)され、医学部では地域医療を中心に進める方針として、離島循環型の医師派遣、島嶼の特性を生かした疫学研究に取り組むことに決まったが、方針の中に重粒子線は入っていない。
- ・国立大学法人が高額な医療機器を導入する場合は、文部科学省からファンディング (資金調達) している。
- ・国の政策で医学部職員を増やしたことにより、附属病院も手狭になっており、建物 はまだ十分使用できるが、建て替えが必要になっている。
- ・琉大は財政投融資して施設を建てると思うが、大学全体でのコンセンサスはどうなっているのか。

- ・現在の大学の運営体制では、大学病院が移転することに伴う収支計画を検証した上で、学長はじめ5人の理事が中心になって概ね決定し、あとは経営評議会で承認されれば進める方針になっていると思う。
- ・一昨年、医学部内にPET-CTができる画像診断センターがオープンした。ファンディングはPPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)で民間のリース会社が、医学部に 20 年間賃貸する契約を結んでいる。そこで、千葉の放医研(放射線医学総合研究所)から指導者を招き、琉大の放射線の先生を教育し、2 カ年でかなりの実績を上げているが、年間 3,000 人の目標は達成されていない状況である。
- ・重粒子線医療の課題として、医療の質を維持・向上する努力というのは非常に難し い上に、放射線という危険物である重粒子線の管理には、国際レベルの基準を満た す必要がある。
- ・重粒子線は放射性廃棄物になるが、県内に処理できる業者はいないため、廃棄物処理の方法が課題である。
- ・PET-CTは琉大だけでなく、最初は県内の他の病院だったと思うが、その時も中国人等の海外からの患者が増えると予想していたが、中国人観光客が増加する一方で、PET-CTを受診する患者はあまりいないと思う。医療ツーリズムには、言葉の壁やアフターケアの体制等の様々な問題があるため、事業性を慎重に見極めて、本当に事業計画が成り立つのか検証が必要である。
- ・県の重粒子線治療の実現可能性についての調査報告書によると、土地と建物は事業 主体が確保し、高額な医療機器は県が購入して、事業者に貸し付けるというスキー ムで、放射線の専門家の人材育成の部分で琉大と連携できないか考えている。
- ・現在、琉大には放射線の専門家がいない中で、千葉の放医研から指導者を招いている状況では、重粒子線と琉大は結びつかないと思う。
- ・宜野湾市は、西普天間住宅地区の土地区画整理事業の施行者として、琉大が来たときの採算性よりも、緑地も含めて琉大、重粒子線治療施設、県立普天間高校を誘致するだけの土地を地権者が売却してくれるのか懸念している。買収した土地と借地した土地でも足りなければ、誘致する施設の優先順位を決めて、施設の絞り込みが必要だと思う。
- ・本来なら10年ぐらいかけるようなプロジェクトを、短期間で検討しなければならないことが非常に大きな問題だと思う。
- ・どこが主体となって土地の先行取得を行うのか、先行取得全てに一括交付金が活用 できないか現在検討している。

(3) 今後の市町村支援事業の新たな取組について(意見交換)

今後の跡地利用における土地の集約と計画的土地利用について

ア 趣旨

今後の跡地利用においては、地権者が個人で利用する目的で宅地整備を行い、整備後の土地利用を地権者だけに委ねるのではなく、一定規模の土地を集約し、企業等による 大規模施設の誘致を行い、他の返還跡地等と差別化が図れるような跡地利用計画の検討 が重要になると考えられる。

しかしながら、土地を集約するためには、跡地関係市町村担当者が跡地利用計画策定 段階から、地権者に対して土地の集約の必要性を周知し、集約するための手法や計画的 土地利用のルールをアドバイスし、地権者を土地の集約へと誘導していくことが必要と なってくる。

また、土地を集約した後は、そこにまとまった土地があることを企業等にPRし、誘致するための手法の検討も必要となってくる。

そこで、どうすれば地権者を土地の集約へと誘導できるか、集約した土地をどう企業等にPRし、企業を誘致していけるか、その手法等について、アワセゴルフ場地区における土地の集約の際の留意点等についての情報提供も交えた意見交換を行い、その結果を取りまとめ、跡地関係市町村担当者に向け、情報を発信する。

イ アワセゴルフ場地区の取組についての報告

- ・中部徳洲会病院とイオンモールをつなぐペデストリアンデッキによって医療とショッピングを、それから災害時のためにアリーナからもイオンモールにつなぐ予定。
- ・地区内の土は、あまり地区外に出さないような調整をしているため、法面が多い。
- ・地区の南側では、緑地として使えるよう帯状の公園を設けており、緑地に人を誘導 して、モールからそのままつながるようにしている。
- ・東西線は国道 330 号で右折することも検討していたが、国道の分離帯が切れないため、左折オンリーになっている。
- ・モール内に、ガソリンスタンド設置も検討している。
- ・駐車場は施設上にもあるが、モールを囲むようにリング道路を配置し、利用者は3 つの方向から外へ出すように調整している。
- ・以前はゴルフ場だったため、ゴルフ場の名残を残す形にしている。
- ・南部延伸線の沿道沿いは、マンション等複合的な建物が建築できることを想定し、 低層部分は大体100坪ぐらいの戸建住宅を建築できるよう想定している。
- ・当地区の返還がまちづくり三法ができる時期だったことから、いろいろな人たちが 大規模店舗をつくりたいと手を挙げていたが、返還が少し遅れたため、開発行為で 大規模店舗を設置したいという動きもあった。
- ・組合施行の、組合側の資金確保のための貸付制度の活用等、資金面のことも考慮し

て、地権者は単なるショッピングセンターを建てる開発行為ではなく、区画整理事業として事業を行いたいと考えていた。

- ・地権者の約7割が「貸したい」という希望があり、どういうふうに土地を集約するかということを検討する必要があった。土地区画整理事業の集約換地で「貸したい」という約7割を集約して、約1割足らずの「売りたい」という地権者はアリーナへ集約している。
- ・アリーナは防衛省の補助で、集約した土地を買い取って建物をつくる予定。
- ・企業誘致の際、いろいろな約束事や事業全体に協力をしてくれるという基本的な合意を取り交わしたのが、イオンモールだった。

ウ 意見交換

- ・企業にとっては、いつから土地が使用できるのかが非常に重要で、いつまでも契約 は引き延ばせない。さらに、経済状況や社会状況が変われば撤退することもあり得 る。
- ・まちづくり三法で新しく広域調整が必要になっため、基準に満たなかった場合には 企業から違約金を請求されるリスクもあった。前もって企業誘致するということは、 様々なリスクを背負ってやらなければいけない。
- ・企業選定に、どこまで公平性が必要なのかという議論は常にあると思う。
- ・那覇新都心地区の場合は、那覇新都心株式会社が企業を 97 社を集めて、地権者に紹介する形で、公平に選定を行った。
- ・アワセゴルフ場地区の場合、事業主体は組合であるため、公共団体施行に比べると極めて高い公平性は求められていないと思う。
- ・地権者百数十人の土地を集約して、地権者自らの意思決定の中で企業を選定する際 には、地権者間の公平性は必要であるが、コンペ等をやる必要はないと思う。
- ・保留地を売却する相手は、公共団体施行の場合は、公募が原則であるが、組合施行 の場合は、公共団体施行と違って公募の必要はないと思う。
- ・組合で保留地を処分する際は、税務上、公共法人の扱いになっているということと、 理事は区画整理法の中で公務員的な扱いなるため、公共性は高い可能性はあると思 う。
- ・組合施行であっても、保留地の処分には公共団体施行に近い状態の公平性は求められてくると思うが、申し出換地を予定している土地に、どの企業を誘致するかは、 事業主体に関わらず、原則そこの地権者が決めていいと思う。
- ・アワセゴルフ場地区には、まちづくり三法が施行される駆け込みで、様々な企業から手が挙がった。土地区画整理事業のスパンが見えないことや、まだ返還も決まっていない段階で、企業に土地が使える期日を示すことができなかったが、イオンは土地区画整理事業に参画して、資金の貸付や手付け金も出してくれた。
- ・那覇新都心地区の場合は、サンエーを誘致した1万坪の土地については、ダイエー

が撤退した後、地権者から那覇新都心株式会社に再度、企業誘致の依頼があり、会 社に照会があった3社でコンペを行い、最終的に地権者が相談して選定している。

- ・地権者が企業を決めるに当たっては、その決定方法をきちんとルール化して行った。
- ・申し出換地で土地を集約していく中で、誘致する企業が決まっていない状況では、 地権者が判断ができないため、地権者が土地の集約に協力してくれるとは限らない と思う。
- ・モノレール駅前のDFSがある土地には、手を挙げた企業がいなかったため、最後まで地権者が集まらなかった。埋まらなかった 5,600 ㎡の土地を機構(都市再生機構)が責任を持って機構の土地を配置し、最終的には、観光振興地域に指定されたことで、関税フリーのエリアとなったため、DFSを誘致することができた。
- ・那覇港湾施設や牧港補給地区、普天間飛行場のような大規模な跡地利用を考えるならば、次の3つのステップが必要となってくると思う。
- •1 つ目は、地権者組織(地主会)と事業主体が、集約換地は必要だということを認識すること。アワセゴルフ場地区や那覇新都心地区等の先進地の視察や、跡地利用の実情を知ってもらう努力を、地主会と事業主体が一緒になってやらないといけないと思う。
- ・2 つ目は、企業誘致をやること。撤退等の様々なリスクがあるため、企業誘致する 主体は、土地区画整理事業の施行者が担うのではなく、那覇新都心地区の第3セク ターのような、最初からそのリスクを想定したリスクヘッジのための組織が必要だ と思う。
- ・3 つ目は、誘致する企業と地権者の顔合わせをすること。地権者と企業を面接させて、最終的に地権者自身に選定させることで、企業の撤退リスクを地権者に負担してもらう必要がある。そこで、できるだけ複数の企業を集めて、地権者との間を取り持つ組織が必要だと思う。
- ・企業誘致を行う組織は、撤退リスクを背負うことになる可能性があるため、公共とは別の組織が必要だと思う。さらに、1 つの基地跡地だけをサポートするのではなく、複数の基地跡地のサポートができる組織が必要になると思う。
- ・那覇新都心のサンエーの場合は、土地を借地で確保して、建物の建築とテナントの 経営を自ら行っており、建物所有者と経営者は同じだが、土地所有者が異なる形態 になっている。
- ・これからは、土地所有者、建物所有者、経営者の三者が異なる形態で企業を誘致していかないと、普天間飛行場のような大規模な土地は埋まらないと思う。世界の企業や、世界で様々な開発を行っているファンドを活用する必要があるのではないか。
- ・シンガポール投資ファンドは、シンガポール政府が持っているファンド会社で、土 地や建物を持ち続けて、インカムゲインで利益を出している。
- ・キャピタル・ゲインを狙うような土地や建物、あるいはうまく行きだしたらすぐ売 り抜けるようなファンドではなく、大規模な開発をするためには、国や国家が持っ

ているファンド会社を相手にできるような組織をつくるべきだと思う。

- ・これから那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場等の大規模な土地の集約化を 考えた場合、那覇新都心地区のときのように法律の応援がないところで相当リスク を背負って申し出換地を行うと、訴えられる可能性が常にあると思う。
- •7つの法律的な支援がある申し出換地の中の、「高度利用推進区制度」を導入すべきだと思う。「高度利用推進区制度」を導入しながらやっていくことが本当にできるのかどうかの検証も含めて、先ほどの3つのステップを実際に行う組織が必要だと思う。
- ・那覇新都心地区は、ものすごく企業からの人気が高く、1年ぐらいで 97 社も集まったので、あとは全部受け身で行った。
- ・企業はロードサイドを目当てに来ており、那覇新都心地区の一等地もサンエーが立 地している。
- ・例えば、沖縄でショッピングモールをつくる場合、証券化として証券にすることで、 沖縄でも跡地利用開発の世界から資金調達ルートを確保することができると思う。
- ・金融も含めて、あらゆる英知を集めて、プロジェクト・マネジメントができる組織 や仕組みづくりは必要だと思う。
- ・都心部は金融会社からの関心度が高いが、都心部以外ではリターンが圧倒的に低い と考えているため、沖縄では何らかの形でプロジェクト・マネジメントができる組 織をサポートする組織がないと、現実問題として大規模跡地利用は非常に難しいと 思う。
- ・これからの大規模跡地のプロジェクト・マネジメントは、様々なリスクがある上に 相当な専門性を要求され、土地区画整理事業や企業誘致、地権者との調整にも対応 する必要がある。さらに、事業計画の実現性も見極めなければならないため、今の プロジェクト・マネージャーのような体制だけでは対応できなくなると思う。
- ・アワセゴルフ場地区のように、プロジェクト・マネージャーの努力によって、うまくいっているケースもあるが、跡地利用の経験者や、他の分野として金融の専門家や都市計画の専門家等、様々な人達が集まって組織化しないと、これからの跡地利用は難しいと思う。このような組織に対して、国や県も支援するということは十分あり得るのではないか。
- ・大規模な跡地に対して、一つの組織に様々な英知を結集して、県全体で取り組むことが必要だと思う。
- ・アワセゴルフ場地区で懸念されるのは、ライカム交差点の改良事業が本当にオープンまでに間に合うのかどうかである。もし、工事の影響でオープン日が遅れた場合は、違約金が発生することもあり、村の責任になる可能性がある。
- ・地権者と企業の間で土地代の駆け引きがある中で、地権者が提示する価格によって は企業が撤退する可能性もあり、企業誘致に関して行政が責任を持つことは、リス クが非常に大きいと思う。

- ・沖縄全域の基地跡地の開発をサポートする会社を設立した場合、大手デベロッパーからの出資は期待できる。今後、大規模な土地が返還されることは、彼らとしては十分ビジネスチャンスになるため、そういう方々に出資を募れば、必ず出資者は出てくるし、それがリスクバッファーになり、地権者のコンセンサスも得やすくなると思う。
- ・地権者の利益だけを優先するのではなく、総合的なことを評価できるような資金力 や実行部隊を持ち合わせた組織がないと、これからは回っていかないと思う。
- ・基地跡地開発では、最初に埋蔵文化財や不発弾、土壌汚染等のすべての問題を把握することが難しく、さらに利害関係者の意見の集約等の様々な課題もあることから、土地の引き渡しの時期を約束することができない上に、土地の引き渡し時期の目途が立つのは、大体1年前になってしまう。
- ・事業主体は、ありとあらゆるところから訴えられないように、土地区画整理法に明 記されたこと以外はなるべく手を出さないようにしないといけないが、それでは申 し出換地もできないめ、事業主体のリスクヘッジを被る組織が必要だと思う。
- ・これからの特に大規模なプロジェクトには、そういう事業主体のリスクをヘッジして、事業主体を傍らでサポートするような組織が間違いなく必要だと思う。
- ・ 今年度から環境アセスの中で配慮書が必要になっており、これからの跡地利用の中での配慮書の位置付けは非常に重要だと思われる。
- ・一昨年に環境影響評価法の改正があり、昨年、県の条例が改正され、今年度から配 慮書を添付する形になった。配慮書とは、事業の位置や規模等の計画立案段階にお いて複数案用意し、環境への影響に対して有識者等から意見聴取を行うものなので、 確実にいい案が選ばれるかどうかはわからない。
- ・アワセゴルフ場地区は、環境は大きく改変しているが、通常のアセスの手続きで審議会をクリアしている。もし当時、配慮書提出の手続きがあった場合、環境のために跡地利用はこうあるべきだというようなことがあったかもしれない。
- ・アワセゴルフ場地区の跡地利用計画では、主に周辺の崖の部分の自然環境をどこまで保護するのかということが中心になっており、それが守られるのであれば問題は起こらないだろうと思う。
- ・アワセゴルフ場地区は、県内で初めて広域調整を行ったため、ずいぶん時間がかかった。今後、西普天間住宅地区でも配慮書の提出が必要になったときに、どこまで時間がかかるかが懸念される。
- ・配慮書の場合は評価の結果が出るのが早くて、大体提出してから3カ月か、4カ月で県知事の意見は出ていると思う。
- 環境の見地からすると、西普天間住宅地区ではそれほど大きな影響は出てこないだろうと思う。
- ・複数の地権者が1つの大きな施設に対して土地を集約する場合に、借地料や売買価格を軍用地料と比較されることで、企業が提示する借地料と地権者が貸したい値段

が大きく異なることが懸念される。

- ・アワセゴルフ場地区の場合は、崖の部分は減歩が6割や7割になるということで、 最終的には村有地になっているが、地権者からすると軍用地料がたくさんもらえて いた方もいると思う。
- ・実際は、イオンが提示する借地料と地権者が貸したい値段との間に倍以上の開きがあった。利害得失は、通常の既成市街地であれば、ある程度は社会通念的な常識で計れるが、軍用地料は社会通念を超えているため、調整が非常に大変である。
- ・那覇新都心地区の場合は、不動産鑑定した時の土地の売買価格の大体 4%程度が、 事業用定期借地の地代であるから、ほとんどイコールとなっている。また、一番最 後に返還された時期の軍用地料よりも高めの地代になっていることから、地権者は 全員喜んでいる。
- ・これからの基地跡地は、軍用地料がずっと相場以上に年率 4%から 5%上がっており、 開発後の価格に近付いている。
- ・減歩を取られることで、地代収入がマイナスになる可能性がある。
- ・地代が高いと申し出換地もうまくいかず、開発も頓挫する可能性があり、保留地も 売れなくなってしまうと思う。
- ・普天間飛行場は牧港補給地区や那覇港湾施設と異なり、那覇から遠く立地が悪い上 に、面積が大規模であるため、本当に需要があるのか懸念されている。
- ・2025 年以降は県の人口も減少するという状況で、県内や国内のマーケットだけで考えると、間違いなく地代はマイナス側になると思う。だからこそファンドや、世界に目を向けながらやっていく必要があると思う。
- ・アワセゴルフ場地区も地代が下がっており、それをどうクリアするかがこれからの 課題である。
- ・現在の市場レートでは、キャップレート(利回り)が3%や4%しか取れないのは仕方ない。それだけ土地の価格が低いというだけで、地代は当然下がる。それでも3%や4%のキャップレートで回してくれれば、国債を買っているよりもいいと思う。
- ・軍用地料で慣れてしまっている地権者にとっては、市場価格はギャップがあると思 うが、現実はそういうものだと理解してもらう必要がある。
- ・先ほどから組織をつくって、沖縄全体を見ていく必要があると言っているが、これ から進出してくる企業は、地権者が考えている借地料とのギャップを調整しなけれ ば土地を確保できず、開発自体が成り立たなくなってしまう恐れがある。
- ・行政も、普天間飛行場の立地の問題を理解した上で、跡地利用に関しては、沖縄の 新たな振興拠点として、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の中に位置付け ている。
- ・沖縄の新たな振興拠点として、鉄軌道が通って初めて、普天間飛行場は需要のある場所になるのであって、上位計画に位置付けて、総合的に計画しないと普天間飛行場の跡地利用は非常に厳しいだろうと感じている。

- ・鉄軌道がキーポイントだと思うが、那覇新都心地区のモノレールの例から、鉄軌道 が本当に実現するのかどうか、どれだけアピールするかも含めて若干心配である。
- ・少なくとも、高規格道路だけでは開発は活かせないと思う。
- ・県は地下鉄も考えているようだが、実現の可能性は定かではない。
- ・西普天間住宅地区には、国道 58 号へのアクセス道路のところで、南側のアクセス道路は、インダストリアル・コルドーの一部として早期に返還される可能性があるが、 北側のアクセス道路に関しては、返還の予定がないところを通る計画になっている。
- ・基地が返還されない部分をまたいでアクセス道路を計画しているため、後先が見えない中で、一番北側部分については崖下のようなところもある。まわりはフェンスで囲まれて、緑になっているが、宅地になる可能性もある。そうすると孤立したというのはオーバーかもしれないが、治安的にも不安である。
- ・県道に接続しようとしても簡単に上っていけない場所のため、非常に不安ではあるが、返還については、統合計画で決まったことなので、中々簡単ではないと思うが、 やはりこういう返還に関しては、西普天間住宅地区の跡地利用という観点からも、 非常にネックになっている。
- ・インダストリアル・コルドーも含めた返還エリアに変更できた方が、跡地利用計画 が将来、非常に有意義なものになると思う。

3-3 第2回駐留軍用地跡地利用推進懇談会

1 開催日

平成27年3月2日(月)

2 開催場所

沖縄総合事務局 特別会議室 (6階)

3 出席者

【推進懇談会委員】

荒田 厚 ㈱日本都市総合研究所 代表取締役

大澤 真 ㈱フィーモ 代表取締役

阪井 暖子 Planning & Produce Studio SAI 代表

堤 純一郎 琉球大学工学部 教授

中本 清 沖縄県建築設計サポートセンター 理事長

 西
 建吾
 日本測地設計㈱ 特別顧問

 新田
 進
 那覇新都心㈱ 代表取締役社長

(五十音順 敬称略)

4 議題

- (1) 下半期の取組について(報告)
- (2) キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の状況について(報告)
- (3) 今後の跡地利用における土地の集約と計画的土地利用ついて(意見交換)

5 内容

(1) 下半期の取組について(報告)

ア 事務局からの主な報告事項

- ・市町村個別訪問、跡地関係市町村個別会議及びプロジェクト・マネージャー等専門 家の派遣等の下半期における実施概要を報告した。
- ・専門家等派遣については、キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区)に所在する「北谷グスク」に関して、国の史跡に指定する手続きに必要な調査や資料等整理を行うため、 北谷町の要請により、コンサルタントを派遣したことを報告した。

イ 意見交換

- ・埋蔵文化財調査の課題については、他県でも埋蔵文化財の担当者が非常に少なく苦労したことがある。事業を進める上で、そこが一番ネックになっており、県に働きかけて人員を確保したことがある。沖縄でも、県に働きかけて人員を強化してもらうようにお願いしたほうがいいのではないか。
- ・埋蔵文化財の担当者が少ないことは、以前から課題になっており、市町村同士で人材を融通し合うといった人材の確保や、財政的な支援が求められている。
- ・埋蔵文化財調査は非常に財源が厳しい状況にあるため、内閣府は、平成27年度の予算で埋蔵文化財調査の人員を確保するための人件費を補うための新たな補助金を創設し、今後、市町村と相談し合いながら、弾力的に支援できるような体制を整えていく予定。
- ・本部町は、オキハムが中心になって跡地利用を進めているが、町の支援で上物を作ったり、地域住民の了解を得ながら、うまくやっている事例ではないか。
- ・一括交付金制度は、他の地域でどう使われているかほとんど知られていない。本部 町の場合は、機械や設備の投資資金に一括交付金を活用しており、うまく使えれば 企業にとって非常にメリットになるため、この制度を発信していくことが大事なの ではないか。
- ・跡地利用を考える上で、市町村同士で横の連携や情報交換をしていくことも大事に なる。

(2) キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の状況について(報告)

ア 事務局からの報告事項

<現在の取組状況>

- ・2月27日に第8回目のキャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の跡地利用に関する協議会を開催。各機関から取組の報告や、西普天間住宅地区は3月31日付で返還されることと、その後の支障除去措置の予定等について協議を行った。
- ・昨年9月に地権者アンケートを実施し、土地利用計画(修正案)について概ね賛同を得ている。地権者は管理型墓地ゾーンを除き、8割以上の回答者が賛同。管理型墓地ゾーンは賛同が63%と低いため、今後理解を求めていくことが必要。
- ・国際医療拠点ゾーンや人材育成ゾーンの公共用地を確保する必要があるため、土地 を貸したい又は無回答の地権者への働きかけが必要となってくる。
- ・土地の先行取得の実績は、約9.3ha(公園緑地約7.3ha、墓地2ha)を取得した。
- ・埋蔵文化財の試掘調査中に、異臭のする土壌やドラム缶などが確認されたことから、 調査を中断し、9月から12月にかけて沖縄防衛局が分析調査を実施し、健康リスク 上の問題はない旨の報告があった。それを受け、2月26日から試掘調査を再開し、 年度内で48カ所を調査する予定。また、今年1月6日からは掘削を伴わない表面 踏査と詳細測量を実施。
- ・環境影響評価は、2月9日に「計画段階配慮書」を県へ提出。2月18日から公告縦覧を開始し、3月20日まで意見を受け付ける。今後は、5月末までに県知事意見や一般の意見の結果を踏まえ、事業の位置、配置等の選定結果を公表し、来年度から約3年程度をかけて、その後の手続きを行う予定。
- ・沖縄防衛局は現在、「返還実施計画」に基づく物件撤去に係る調査設計、不発弾調査 に係る地質調査等を実施しており、3月31日の返還後、支障除去措置を行う予定。 完了までの間は、土地の引き渡しは保留となる。支障除去の期間は2、3年程度を 予定しているが、その間に跡地利用計画や埋蔵文化財調査、環境影響評価等の調査 が実施されるため、調整を要する。
- ・学識経験者や専門家、地権者代表、国、県、市の職員で構成する「西普天間住宅地 区跡地利用計画調査検討委員会」を設置し、跡地利用計画案の検討を実施する。委 員会は3月中に2回開催することを予定。その後は、関係機関との調整や地元協議 会において跡地利用計画案を報告する予定。5月半ばに沖縄防衛局が地権者を招い て現地見学会を開催するので、地権者に現地を確認してもらい、その案について地 権者説明会を行い、地権者の意見を聴取。地権者意見を踏まえた案を宜野湾市の策 定委員会に諮問し、答申を受け、庁議において跡地利用計画を決定する予定。
- ・土地の先行取得の拡充については、平成27年度税制改正大綱が1月14日閣議決定されたことで、跡地利用特措法の改正が2月20日に閣議決定され、現在、改正案が国会に提出されている。内容は、返還後の「駐留軍用地跡地」についても譲渡所

得の 5,000 万円控除の特例措置を適用し、併せて施行令を改正することにより、先行取得の適用期間を引き渡しまでとし、対象となる土地の面積要件を緩和することで、市町村の条例等で 100 ㎡未満も買い取り可能とするものである。

- ・西普天間住宅地区においては、26 年度内に跡地利用特措法の改正法を施行して、当地区を「特定駐留軍用地跡地」に指定することで現在、国・県・市と連携して準備を進めている。
- ・平成27年度以降に琉大・県の重粒子線治療施設用地、県立普天間高校の用地を取得していく予定で検討中。
- ・国の取組方針は、昨年6月の法定協議会において策定することを了承しているが、 その後具体的な動きはない。
- ・ 先日の地元協議会で、地権者会の立ち上げについて、地主会から、地主会の中に西 普天間住宅地区の地権者の会を設置する方向で取り組みたいという報告があった。

イ 意見交換

- ・前回報告から、スケジュール的に少し具体化してきたと思うが、依然として拠点と なるような施設の目途が立っていないのではないか。
- ・西普天間住宅地区の国際医療拠点の形成は、琉大が核になる。それと併せて、県事業で重粒子線治療施設が予定されている。国際医療拠点の形成については、国に対して県、琉大及び宜野湾市から3回要請を行っており、国においても当地区は、骨太方針の中で支援していくことを明記。
- ・国際医療拠点は人材の育成や研修、海外との連携も考えており、現在でも琉大は留 学生を招いており、引き続き留学生の受け入れの拡充も図っていく。
- ・医療ツーリズムについては、国内に先進的なところがあるが、経営は非常に厳しく、 赤字になっている施設が多いため、事業性をしっかり見極めなければ、赤字の施設 になる可能性がある。
- ・重粒子線治療施設は大きな投資になるが、需要に左右されるところがある。2、3年後を見据えたときに、副作用も少なく、非常に効果の高い中性子線治療が非常に注目されてきており、重粒子線治療施設をつくってしまってから陳腐化するのが、一番困るのではないか。
- ・重粒子線だけに絞るのはリスクが大きいため、先端的な治療や検査をやる方法の検 討もあるのではないか。事業の実現性をきちんと見極めてやらないと、納税者負担 になってくる恐れがある。
- ・今後、内閣府を中心に、関係する琉大や県、宜野湾市、地域の意見を踏まえながら、 平成27年度以降に国際医療拠点のあり方について検討していく予定。
- ・海南島のボアオ地区では、日本のサポートと中国のスキームで、ボアオ国際医療モデル地区として、約1,000億円で癌センターや漢方薬、先端医療施設の計画があり、 今後、国際医療拠点としての競争が激しくなるのではないか。

(3) 今後の跡地利用における土地の集約と計画的土地利用について(意見交換)

ア 趣旨

本年度、第1回推進懇談会での意見交換及び市町村ヒアリング(第2回)を通じて把握した、各市町村の跡地利用を推進する上で課題となっている項目を基に、今後の市町村支援事業の新たな取組について意見交換を行い、その結果を取りまとめ、跡地関係市町村担当者に情報を発信する。

イ 課題の整理

- ①土地を集約していくための課題
- ・土地を集約するためには新たな手法が必要になるが、申し出換地の手法の他には 一体どういった手法が考えられるか。

②法的手続きの課題

- ・法的手続き(環境アセスメント調査、埋蔵文化財調査、都市計画決定、事業認可等)が跡地利用の事業の進捗に大きな影響を与えることから、現行制度の枠内で どういった運用のあり方が考えられるか。
- ・ 先進地区における手続きの問題点等の情報共有のあり方には、どういったものがあるか。

③跡地利用をサポートする組織や地権者意識についての課題

- ・土地を集約する必要性を、地権者にどう理解させるか。
- ・企業誘致の際に、企業誘致を担う組織やリスクヘッジのための組織が必要になる と考えられるが、そういった組織のあり方にはどういったものがあるか。
- ・跡地全体をサポートする組織のあり方はどうあるべきか。
- ・海外のファンドや大手デベロッパーなどを活用するためには、どういった仕組み があり、どのように導入すべきか。

ウ 意見交換

- ・宮古の下地島では、使用されなくなった滑走路を使って事業をやりたい企業を公募 したところ、10 社ぐらいから応募があり、書面や面接の審査を実施して、企業の絞 り込みを行っている。
- ・地権者だけで跡地の利活用を考えるのはなかなか難しいため、跡地利用に対して、 プロジェクト・マネジメント等の総合的に支援する主体が必要ではないか。
- ・これまでは、声の大きい方の意見で企業が決まることもあったが、これからは企業 誘致を国内外に広く広告し、企業選定の公平性が明確になれば、資金力や事業実行 能力のある企業が参入してくる可能性がより高まるのではないか。

- ・跡地利用と併せて、跡地利用をサポートする組織や主体を整えれば、県や市、民間、 地権者であっても、組織を活用して跡地の利活用を考えていけるのではないか。
- ・地権者から組織がフィー(手数料)を取るのではなく、国や県の支援や事業の成功 報酬として賃料のいくらかをその組織がもらう等、様々な形があり得る。
- ・事業者が跡地の情報をワンストップで分かるように整理しておけば、情報共有や情報発信にも便利で、事業者にとっては非常にやりやすいと思う。その仕組みを具体的にどうつくるかが課題であるが、そういう仕組みがないと、なかなか跡地利用を包括的に進めていくということは難しくなるのではないか。
- ・県が、跡地利用をサポートする組織の立ち上げに取り組まなければ、実現は難しい のではないか。
- ・市町村は跡地利用のイメージはある程度は持っていても、具体的に絵をかけることがとても少ないのが現状である。市町村内部で持っているイメージで全てが収まるか難しいため、企業等から様々なアイデアを出してもらうほうが圧倒的によい。
- ・地権者で1つの組織をつくって、地権者だけで跡地利用を考えるのは困難な上に、 地権者が何千人もいるとなると、それを組織としてまとめてサポートする仕組みを きちんとスキーム化しないと、跡地利用は実現しないのではないか。
- ・国鉄清算事業団の跡地が全国でまとまって出てきたとき、具体的な計画を決めた市 町村はうまくいって、そうでないところは失敗している。
- ・沖縄の場合は、具体的な計画の検討に併せて、跡地のほとんどが民有地であるため、 地権者の合意形成が必要になってくる。 市町村が責任を持って跡地利用をやらなく ても、地権者が団結したところからサポートするような、他地区との競争の形があ ってもいいのではないか。
- ・沖縄だけでなく、日本全国で地方は土地が余っている状況があり、競争が激しくなっている。沖縄には特化した事業として観光があるが、頑張ってまとまったところが土地利用を獲得していくことも必要ではないか。
- ・県内のある地区では、土地の集約のため地権者から確約まで取ったにも関わらず、 上物が決まらなかったため、結局、土地利用がばらばらになった。土地利用の方向 性や目的が決まると、人は自然に集まってくるのではないか。
- ・跡地利用に対してやる気のある人たちが集まったとしても、ノウハウがないと実現 は難しいので、跡地利用をサポートする組織があったほうがいい。
- ・アワセゴルフ場地区のイオンモールはやる気のある人たちで実現されたが、このような計画が各地域で本当に立ち上がって、全部うまくいくとは限らない。競争に任せるだけでなく、地権者を支援する組織があってもいいのではないか。
- ・跡地の情報や沖縄で事業をやりたい企業の情報が閲覧できるシステムがあれば、興味がある企業は自然に集まると思う。
- ・沖縄県には様々な支援制度があり、特に一括交付金は他県では全く考えられない制度であるが、現状は上手く活用できていない。例えば、民間事業者が参入する際に、

持続的に事業をやってもらうためのサポートとして上手く活用したほうがいいの ではないか。

- ・事業の実現性を評価するのは、なかなか素人ではできないので、それを専門的な立 場から助言する組織等もあっていいのではないか。
- ・事業者にとって、有益な情報が1か所に集まっている必要性は必ずしもないかもしれないが、1か所に集まっているほうが分かりやすい。
- ・基地跡地は長期間強制的に収用された土地で、当初の地権者にとっては取り上げられたというイメージが強かったが、戦後 70 年も経っており、代替わりした新しい世代はもうその感覚を持っていない。跡地利用に関心が無くなってしまうと、乱開発が進む可能性もあるので、そこをサポートする組織は必要になる。
- ・アワセゴルフ場地区のように、イオンのような巨大な企業が参入してくれば周りの 地権者は乗りやすいが、それがないところでは、サポートの必要性は十分にあるの ではないか。
- ・競争があっても、少なくとも情報の共有化や情報を公平に提供することは必要では ないか。
- ・沖縄の基地跡地と国鉄清算事業団の跡地が徹底的に異なるのは、国鉄清算事業団の 跡地全てをJRが所有している国有地ということで、一方で、沖縄の基地跡地はほ とんどが民有地で3,000人以上の地権者がいるところもある。土地を集約するにも、 強権的な手法ではなく、土地区画整理事業のような民主主義的なやり方でやらざる を得ないが、合意形成にものすごい時間がかかる。
- ・地権者をまとめるためには、地権者の土地を使ってくれる企業を誘致することが早いことから、国に代わって地権者の収益事業をサポートする必要があるのではないか。
- ・那覇新都心地区で申し出換地を行った発想の原点は、米軍は 4,000 坪の土地を一筆 のごとく住宅地として使用してことを受け、同じことをやろうという発想で、集約 換地により土地の高度化を図ることで、企業を誘致することであった。
- ・集約換地は、自分で使いたい地権者の土地は別のところにまとめて換地しないといけないため、当時は土地区画整理法の照応の原則に違反していると思われていた。 相当なリスクを抱えた上で、任意で申し出換地を行った。
- ・現在、法律が改正され、照応の原則の例外が7つもできており、基地跡地では「高 度利用推進区制度」を活用することがよいのではないか。
- ・申し出換地は県内では那覇新都心地区が初めてで、横浜市の米軍基地跡地である本 牧地区を参考にしたが、全国でもこれだけ大規模にやったのは那覇新都心地区だけ である。
- ・那覇新都心地区のように、214ha の規模をまとめてやったのは、極めて大胆な事業である上、土地区画整理法違反の疑いもあったため、行政不服や行政事件訴訟法で訴えられる可能性もあった。実際に4件の行政不服審査、1件の行政事件訴訟法で

訴えられたが、内容は申し出換地が違法といったものではなく、全て換地の評価に 関することで、その後地権者にアンケート調査した結果、申し出換地は好評であっ た。

- ・嘉手納飛行場から南の6つの基地が返還のためリストアップされたが、返還がいつになるか分からないため、基地のある市町村は、自分の基地だけが先に返還されることが成功の必勝法だと思っているのではないか。
- ・アワセゴルフ場地区の地権者がまとまった要因の一つは、大学院大学の誘致に敗れ た後、すぐにイオンを誘致したことではないか。
- ・進出企業にも、うまくいく企業もあれば、うまくいかない企業もある中で、速やか に次の企業や事業を誘致できるような体制をつくっておく必要があるのではない か。
- ・定期借地権契約でやるようなビジネスは、街が熟成すると成り立たなくなる。1 例として、ある建築リース会社は、街が熟成するとビジネスが成り立たなくなるため、15年で元を取るようにしているようである。
- ・西普天間住宅地区には琉大の移転が計画されているが、一方で、現在の琉大の跡地 利用計画はどうなっているのか。跡地の独特の問題に勘案しつつ、沖縄県全体の問題として議論すべきではないか。
- ・ 琉大跡地の計画も含めて、利害関係者が知らないところで、着々と計画が固まって くるというプロセスが問題ではないか。
- ・琉大移転後の跡地をどうするか、話は進んでいるようだが、あれだけの規模の施設 を誘致するのは難しいのではないか。
- ・企業が撤退した場合、次に参入する企業を見つけることは、なかなか難しいのではないか。次から次へと企業が参入してくることはあり得ない。企業は、地権者がやる気のあるところに参入してくる気がするため、全ての地区をサポートするのではなく、やる気のあるところをサポートすることがいいのではないか。
- ・西普天間住宅地区の管理型墓地ゾーンについて、これから墓地は必要になってくるが、イメージが悪いため、当然のことながら賛成意見は減ってくるのではないか。
- ・西普天間住宅地区は、墓地 70 基の移転先を確保しなくてはいけないため、市は一部 の地権者は賛成してくれるのではないかと考えている。
- ・墓地を「墓じまい」という形で整理縮小する動きがあり、公共の墓地に集約し、他 は整理するケースが多くなっている。
- ・永代供養として1つの墓地を永遠に使うのではなく、期限を付けることで墓地は確保できるのではないか。

第4章

跡地関係市町村連絡会議

第4章 跡地関係市町村連絡会議

4-1 跡地関係市町村連絡会議の概要

1 目的

跡地関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象として、跡地利 用担当者間の連携強化を図り、必要な情報を提供するとともに、担当者のスキルアップ を図ることを目的として開催した。

2 開催状況

(1) 開催形態

連絡会議は、跡地利用計画策定等に向けた情報提供を目的に、埋蔵文化財調査に関わる有識者による講演形式での情報提供及び意見交換を基本として開催した。

(2) テーマの設定

今後返還が予定されている返還跡地等において跡地利用を推進していく上で、埋蔵文化財調査は重要なプロセスであると同時に、跡地利用計画や事業の進捗においては重要な要素となってくることから、本年度の連絡会議では、埋蔵文化財調査を実施する上での留意点等についてテーマを設定した。

(3) 開催日及び開催場所

連絡会議は、本事業の実施行程を踏まえ、以下のとおり開催した。

平成 26 年 7 月 29 日 (火) 沖縄総合事務局 共用会議室AB

4-2 跡地関係市町村連絡会議

1 実施概要

(1) 開催日及び開催場所

開催日: 平成 26 年 7 月 29 日 (火)

場 所:沖縄総合事務局 共用会議室AB

(2) 出席市町村

伊江村(政策調整室)、名護市(文化課)、恩納村(教育委員会)、金武町(社会教育課)、うるま市(基地対策課・文化課)、読谷村(跡地利用推進課・都市計画課・文化振興課)、北谷町(企画財政課・社会教育課)、沖縄市(都市整備室)、北中城村(企画振興課・生涯学習課)、宜野湾市(まち未来課・文化課)、浦添市(企画課・文化課)、那覇市(平和交流・男女参画課兼那覇軍港総合対策室・文化財課)、渡名喜村(教育委員会)

(3) 開催趣旨

沖縄県内では先の戦争により多くの文化財が失われたことなどから、文化財についてはその定義を含めて国内の他地域とは異なる状況となっており、調査・研究は非常に重要なものとなっている。

今後返還が予定されている返還跡地等において跡地利用を推進していく上でも、埋蔵 文化財調査は重要なプロセスであると同時に、跡地利用計画や事業の進捗においては重 要な要素となってくる。

そこで、「埋蔵文化財調査の円滑な実施について」をテーマに、円滑な跡地利用への 取組の推進と、貴重な文化財の調査・保護を両立させるため、埋蔵文化財調査を実施す る上での留意点等について、今後の跡地利用における円滑な事業化への一助となるよう、 埋蔵文化財調査の実務を担当してきた経験者等による情報提供等行うため、講演会を開催した。

2 内容

(1) 講演 1

ア 講師

文化庁 文化財部 記念物課 埋蔵文化財部門 主任文化財調査官 禰冝田 佳男 氏

イ 演題

埋蔵文化財調査の円滑な実施とその成果の 活用について



ウ 講演概要

1. 開発事業の早期把握

<周知の埋蔵文化財の把握と情報共有>

- ○開発事業の中で発掘調査を実施するためには、埋蔵文化財の保護部局がいかに計画を早く 把握できるかにかかっている。
- ○埋蔵文化財の保護部局は、どこに遺跡があるかいろいろな形でデータ収集を行っており、 開発事業がどのような形で行われるかという情報共有が重要になってくるし、跡地関係部 局と埋蔵文化財保護部局の連携、情報提供も非常に重要になる。
- ○やむを得ず遺跡地での開発が必要になる場合は、試掘調査や確認調査を実施し、その結果 を踏まえて、遺構・遺物の密集地は公園・緑地や駐車場にするなど、可能な限り構造物を 作ることを避ける。
- ○埋蔵文化財保護部局は発掘調査をしたくて実施しているわけではなく、できるだけ遺跡は 後世に残したいと考えており、どうしても遺跡の場所にしか道路や施設を建てられない場 合に、やむを得ず発掘調査を実施するというスタンスである。

2. 記録保存調査を実施する場合

<記録保存調査の実施と迅速化の工夫>

- ○開発がやむを得ない場合には、記録保存調査を実施するが、開発事業者の方々の理解と協力が必要で、調査する側も迅速化の方法を模索している。
- ○東日本大震災の被災地は被災面積が膨大だが、遺跡を避けることで、復興と埋蔵文化財の 保護の両立を実践している。
- ○今後返還が予定されている基地の面積も膨大で、広範囲に施設を作ることが予想されるが、 試掘調査や確認調査の期間や費用を試算して、施設の場所や期間、費用も安いという提案

を行うよう調整することが重要である。

- ○沖縄県や県内市町村には多くの若い埋蔵文化財専門職員がおり、基地返還に伴う開発のスピード感が求められた場合、彼らが発掘の主役になるが、それでも人的体制の確保が必要になる。
- ○東北3県は他の地方公共団体から支援を受けて復興調査を実施しており、沖縄県の場合も 発掘調査の専門職員が不足する場合、他の都道府県から発掘調査の支援を受けることが考 えられる。
- ○その場合、単身赴任率が非常に高くなると予想され、二世帯の生活を維持できる「手当て」 が必要で、人材とともに財源の確保が重要になる。
- ○東北では作業員の確保も大変で、沖縄でも基地の返還が本格化した時には作業員の確保も 重要である。
- ○沖縄県の場合は状況が違うが、①建設業に関わる作業員の確保、②沖縄以外の地方公共団体に専門職員を依頼した場合の専門職員の住環境の確保、③発掘調査に関わる作業員の住環境の確保を今から考えておくことが必要である。
- ○最新機器として奈良文化財研究所等では、写真撮影しただけで図面ができる手法を開発しており、返還跡地の面積は膨大であるが、発掘面積は最少の範囲にしたい場合に有効である。
- ○最新機器の導入については、沖縄県と奈良文化財研究所、必要があれば文化庁で適切に進めていくことを検討していく予定である。

<沖縄県独自の課題>

- ○沖縄では試掘調査で機械掘削する場合、不発弾の存在が大きな問題で、金属探知機が反応するため50cmずつ掘削していくが、本土では1m~2mを一気に掘削するため、本土とは調査スピードが違う。
- ○不発弾の除去を迅速に処理するシステム体制を作っていかないと、発掘調査が原因で工事 が遅れるという事態になりかねない。
- ○文化庁の発掘調査は基本的に中世までで、近世以降の発掘調査は、地域での重要度の差異から、地域で基準を作ってもらうという考え方を示している。
- ○発掘調査の費用は原因者負担となり、原因者に理解と協力を求める中で、近世以降の発掘 調査の実施には、発掘調査の実施に理解が得られるよう、一定のガイドラインが必要であ る。
- ○本土の場合、近世以降の文献史料が多く、発掘調査しなくても歴史の復元ができる。その ため、近世以降は重要なもの、近代以降は特に重要なものを選択的に発掘調査してもらう という考え方を示している。
- ○沖縄県の場合、戦争により文献史料がほとんど残っていないため、近世以降の歴史を復元 する場合、考古資料が重要な役割を果たすため、文化庁の基準をそのまま沖縄県に当ては めることは簡単ではない。
- ○沖縄県教育委員会が事務局となって、基地に関する近世以降の遺跡の取り扱いについて、 関係市町村の埋蔵文化財担当者や有識者も交えた検討会が始まっており、近世以降の遺跡

- の取り扱いをどう進めていくか、基地返還と埋蔵文化財保護の両立を目指して、調査方法 を検討中である。
- ○沖縄県の近世以降の歴史を復元する上で発掘調査が欠かせないことになれば、「沖縄方式」 というような基準を沖縄県と市町村で作ることが必要になる。
- ○西普天間住宅地区が返還されるまでに発掘調査基準を作り、その基準によって西普天間住宅地区の跡地利用と埋蔵文化財保護の両立が果たされることを期待している。

<着手後の計画変更>

- ○記録保存調査で重要な遺跡が出てきた場合は、設計変更もあり得る。開発事業者や開発部局が一番懸念されることであるが、年間1,000件の発掘調査があれば、大きな計画変更をする遺跡は2、3件で、割合は高くない。
- ○基地の中には重要な遺跡があるかもしれないが、それは掘ってみないと分からないため、 記録保存調査の中で多少の設計変更をお願いするかもしれない。記録保存調査の判断が下 されれば、基本的に開発は可能である。

<現地説明会の実施>

- ○基地関係の発掘調査の情報が公開できるか分からないが、住民がその成果を見て、跡地利 用計画と埋蔵文化財の保護が両立し、連携を図っていることを理解してもらうことが重要 で、発掘調査の成果を現地説明会という形で公開することが不可欠である。
- ○関東では、発掘調査の現地説明会をNEXCO (旧日本道路公団) や国土交通省の道路部局とのジョイントで説明している事例等もある。自然保護の観点で開発に対してマイナスイメージがある地域では、道路建設の理解の場にもする動きで、跡地利用の場合も発掘調査の現地説明会を利用することがあってもよいのではないか。

<発掘調査報告書の意義>

- ○発掘調査報告書は、埋蔵文化財を活用する上で不可欠なもので、決して考古学研究のため に出す本ではない。
- ○那覇新都心地区の銘苅古墓群(めかるこぼぐん)では、中世から近世、現代までのお墓が 発掘され、広範囲の面積を調査した結果、多くの墓が出てきたため分厚い報告書になって いるが、発掘調査は行政措置で行うもので、発掘調査報告書の刊行はあくまでも行政措置 の一環である。
- ○発掘調査報告書は考古学という学問的な手法で発掘調査をして報告書を刊行しているため、考古学的な内容にならざるを得ないが、「個人」の研究の成果の発表ではない。
- ○文化庁では、地域における歴史と文化を明らかにする「地域研究」は常に必要であると言っており、発掘調査報告書は十分に内容を精査し、調査の成果は「総括」という形で、「地域研究」の成果を記載するよう、専門職員に説明している。
- ○発掘調査報告書は、埋蔵文化財保護部局で刊行するが、跡地関係部局も印刷費までが協力 の範囲となっていることへの理解が必要である。

<開発事業の早期把握の事例>

- ○東日本大震災の被災地では「高台移転」を検討しているが、「高台移転地」に遺跡があるため、復興部局と埋蔵文化財保護部局の調整によって、遺跡のないところに「高台移転」してもらうことで、極力、発掘調査を回避し、復興を迅速化している。
- ○冬の東北では、本来、各種調査は雪や気温の関係でやらないが、迅速化のため冬場も調査 を実施。沖縄県は雪は関係ないが、今後、迅速化が求められた場合、「沖縄県ではこれまで やっていなかったこと」を迅速化の観点で、「何かをする」ことが求められる可能性がある。
- ○高速道路建設用地の試掘調査で、弥生時代の極めて重要な集落跡が出てきたが、県も重要性を認識し、文化庁も重要性を確認できたので、オープンカット工法からトンネル工法に変更。道路建設費用は高くなったが、遺跡は守られた。
- ○本発掘調査着手前の工法変更は、県の教育委員会や地元教育委員会の考古学的な調査研究 の蓄積があって初めてできる。埋蔵文化財保護側としては、記録保存調査着手前に保存で きたことは稀で、本発掘調査を回避できたという点で重要かつ適切な行政判断であった。

<記録保存調査着手後の計画変更の事例>

- ○記録保存調査着手後に重要性が明らかになってくる場合、開発部局と埋蔵文化財保護部局 で厳しい調整を強いられる。一部の設計変更や全面的保存をお願いする場合もある。
- ○後者の場合は史跡指定を見据えた場合であり、文化庁の調査官が出向いて開発事業者に現 状保存のお願いをすることになる。
- ○常磐道を作る前に記録保存調査に着手したところ、古代の製鉄炉が良好な状態で出てきた が、設計変更で遺構を保存した。
- ○現在、常磐道は完成しており、遺跡の現状保存、史跡指定も行ったことで、最も良好な形での保存が図られた。
- ○民間開発で弥生時代の集落とお墓が出てきたが、重要な青銅製武器が著名な佐賀県吉野ヶ 里遺跡の数よりも多く出土した。住民も「重要遺跡なら残してほしい」と言い出した。文 化庁も市長を説得して残すことができたが、住民の力が大きかった。

3. 埋蔵文化財の活用

<埋蔵文化財活用の事例>

- ○近畿地方で初の大規模な弥生時代の鉄器製作をする遺跡が出てきたことで、地元の住民が 驚き、住民主体で、自分たち主体となり遺跡をどう活用していくかについて話し合う会が 設けられている。
- ○沖縄には世界遺産があり、観光客がたくさん来る環境にある。世界遺産の構成資産に登録されているところも、そうではないところも、住民主体の取組に持って行くことが重要である。
- ○文化庁も毎年、「発掘された日本列島」展を通じて、国民の方々に遺跡の重要性を理解して いただく取組を行っている。

4. 東日本大震災の復興に伴う埋蔵文化財調査から学ぶこと

- ○現在、文化庁では、東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の両立が最も大きな施策となっており、この取組の中で跡地利用の埋蔵文化財調査にいくつかの示唆を与えてくれるのではないか。
- ○当初は、復興調査もマイナスイメージだったが、実際に発掘すると、新たな成果が出て新聞発表もするため、被災地の方々にとっては、「明るい話題」の一つとして受け入れていただいており、復興調査は、地域住民にとって関心事となるなど、時間の経過とともに、理解が得られるようになってきている。
- ○全国から単身赴任で東北にわざわざ発掘のために、職員が派遣されていることも知られるようになり、その職員が次々に発掘調査を終わらせることで、復興調査が復興の壁となることはないことが地域住民にも理解されるようになってきた。
- ○重要なことは、東北3県の埋蔵文化財保護担当者と復興部局、文化庁が定期的に連絡調整 会議を開き、情報共有していることである。
- ○津波被害を受け、高台への移転事業を行っていたが、古代の駅屋(うまや:現在の高速道路のパーキングエリアのような性格の遺構)が出てきた。遺跡のために工事が遅れるという新聞記事も出たが、住民が「すごいものが出てきた」ことに感動し、発掘調査に否定的だった町長も一転して、高台移転箇所の一部を復興のシンボルとして公園にすることになった。
- ○復興調査が理解されない場合は、文化庁幹部が首長と話をする機会を作り、理解してもら うようにしている。
- ○調査が終わったところから引き渡していくので、工事と発掘調査は並行してできるため、 両立は十分図られる。
- ○跡地の中でも、発掘体験などを通じて、将来の沖縄県の埋蔵文化財を保護する人が出てくるきっかけになるかもしれないため、現地説明会は重要。

5. 跡地利用への提言

- ○跡地利用の魅力は1945年から時が止まっていること(奈良大学坂井教授)で、指摘されたように、それを生かしたまちづくりをしていただきたい。おそらく70年あまり時間が止まったまま、開発されずに残っている場所は、陵墓など非常に限られている。日本列島では例がない希有な場所、これが跡地だということを認識できるまちづくりをしていただきたい。
- ○今後、世界的にも、先進国では例がなく、経験したことのない人口減の社会になっていく ため、それを見越した跡地利用、コンクリートだけでなく、自然と文化との調和のとれた まちづくりに期待したい。
- ○県・市町村・国、そして跡地関係部局、観光関係部局、埋蔵文化財保護部局、自然保護部 局等々が連携をして、日本や世界に誇れる跡地利用をしていただきたい。
- ○地域の個性を明確に示し、歴史を生かし、地域住民や国民に愛される遺跡・史跡を使った まちづくりをしていただきたい。

【質疑応答】

- **Q**:遺跡がある場所は把握しているが、まだ試掘調査をしていないため全体の範囲が分からず、今後、試掘を進めていきたいと思っているが、調査前に化学物質と不発弾を先に除去しないと安心して職員を送り出せない状況である。こういった場合、内閣府が取り扱うのか、それとも文化庁も含めた上で取り扱うのか。
- A:文化庁は、跡地利用関係で内閣府と防衛省と情報共有をする場を不定期に持っており、 不発弾の問題と土壌汚染という沖縄固有の問題があることは、担当レベルは理解をしてお り、文化庁からは上層部にも説明をお願いしている。沖縄県の意向が第一だが、状況によ っては、文化庁は内閣府や防衛省も加わってもらい協議をできる場を作っていきたいと思 っている。
- Q:文化財担当者が1人という体制で、既に返還された軍用地と返還予定のない基地が代替施設を受け入れることで、両方と綿密に調整しながら進めているが、一人では手に負えなくなってきて、今後、調査が滞ることも考えられるため、外部からの応援について教えていただきたい。
- A: 震災は自然災害のため、東北3県の教育長から広域にわたる発掘調査が必要だと支援要請があり、文化庁が情報共有の会などを開催しているが、基地返還は天災や自然災害ではなく政治的な話で、関西国際空港の場合も大阪府知事が近畿の知事会で派遣要請をしたことがあることから、知事の発言が一つのきっかけになるのではないか。今回のように発掘調査に派遣職員が必要な場合、知事からの依頼が契機となるのではないか。
- Q:大規模な基地の返還がされ、限られた時間で短期間に埋蔵文化財の調査をする場合、県外から派遣される職員は沖縄の文化、風習、祭祀などの知識がなくても可能なのか。
- A: これは東北でも同じで、縄文時代の集落の様相などは全然違うが、沖縄県から福島県に派遣され、発掘調査をしている。最初は戸惑うと思うが、受け入れ側がうまく指導し、数カ月一緒に発掘調査を行えば、大丈夫だと考えている。沖縄県が独自の文化、風習、祭祀を踏まえて発掘調査を実施するとしても、地元がイニシアティブをとって派遣職員に指示すれば十分にこなせると思う。
- **Q**: 具体的にどういった方を派遣するのか。現場で指揮を執る方なのか、それとも実際に発掘作業に関わる人を派遣してもらうのか、どういった人材の派遣が可能なのか。
- A:基本的に、発掘調査の指示をできる能力をもった職員で、実際に細かな遺構を発掘する作業もできる職員が派遣されると思う。東日本大震災や阪神淡路大震災の場合も、地元と派遣職員がセットになって調査をした。沖縄の場合も沖縄の方々が中心となり、派遣職員がサポートし、そこに民間調査組織の調査員が入る体制であれば、十分迅速な発掘調査ができると思う。

(2) 講演 2

ア 講師

沖縄県 教育庁 文化財課 記念物班 班 長 金城 亀信 氏 主任専門員 知念 隆博 氏

イ 演題

沖縄県における埋蔵文化財発掘調査の現状と 課題



ウ 講演概要

<在沖米軍基地内における埋蔵文化財の調査の動向>

- ○従来の基地内での文化財調査は、県又は市町村が直接、G7(在沖米軍基地司令部)に申請。G7が許可をしても最終的な判断は、基地の司令官が判断するため、計画どおりに実施できないことが多々あった。
- ○平成8年のSACO合意を受け、平成10年度から県で埋蔵文化財調査を実施する予定であったが、なかなか許可が下りず、まったく調査が実施できないこともあった。
- ○普天間飛行場には44の遺跡があるということで、平成12年以降は先に県が普天間飛行場の試掘調査を行い、平成13年度から宜野湾市も共同で調査をしてきた。
- ○「沖縄における駐留軍用地跡地利用に有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(跡地利用特措法)」を受け、平成26年8月15日に西普天間住宅地区(約51ha)の立ち入りができた。

<従来の埋蔵文化財の調査の時期>

○普天間飛行場は返還前に跡地利用計画が策定されているが、返還までに試掘・確認調査を 実施して、返還後に原状回復、最終的に引き渡しされた後に跡地利用計画が実施されると いう流れになる。

<返還実施計画に係る埋蔵文化財本調査の時期>

- ○跡地利用特措法第8条(返還実施計画)では、返還実施計画を日米合同委員会に上げて、 その後に返還となっているが、支障除去が返還前から入ってくる可能性があるが、引渡し 後に跡地利用計画となる。
- ○返還前から調査体制の整備が急務となり、これが跡地利用計画の円滑な推進につながる。

<支障除去に係る埋蔵文化財調査>

- ○支障除去の作業内容は、①土壌汚染、②水質汚濁、③不発弾等、④廃棄物となっており、 磁気探査も50cmレベルで実施される。
- ○台地の場合は、3 mまでは5 0 cm毎に磁気探査や掘削を行い、低地の場合は、5 mないし 6 mまで磁気探査を実施する。途中で埋蔵文化財が見つかった場合は、その時点で緊急調査、本調査の可能性があるため、返還前から体制を構築しておく必要がある。

<普天間飛行場跡地利用促進に係る県と市の試掘調査と範囲確認調査の計画(案)>

- ○普天間飛行場は面積が約481haで、30mメッシュで試掘ポイントが4,641カ所ある。県は、A~Eというグループをつくり、試掘・確認調査と分けているが、体制が弱かったため、平成13年から2カ年で6人採用した。更に平成22年に2人、平成25年に3人という形で体制を構築している最中である。
- ○沖縄県立埋蔵文化財センターは調査班長を含め13人在籍しており、文化財課は4人のプロパーがいる。県立博物館の2人を足して、県には合計19人いることになる。学校現場にも職員がいるので、手が足りなければ学校からということも考えないといけない。
- 〇4,641カ所の試掘計画のうち、県と宜野湾市合わせて約1,700カ所の試掘は終了しているが、返還後の試掘が約2,900カ所あるということになる。確認調査も1遺跡当たりの面積を算出した結果、18,020㎡のうちの10%に当たる1,820㎡の確認調査を実施してきた。

<沖縄県における発掘調査件数>

○県内では、平成15年度から24年度までの10年間で、県と市町村を合わせて500件近くの発掘調査を行っており、平成20年度と21年度は遺跡の範囲を確認するための調査が多かったことから調査件数が突出しており、その2年を除き、年平均43件ほどの発掘調査を実施している。

<調査対象となった遺跡の種類>

- ○最も多いのが集落遺跡で、古墓、グスクと続いている。遺跡の場合は幾つもの時期が重なっているものが多く、グスク時代の土層の下に縄文時代の土層が続いているという形で重層的になっている遺跡が多くある。
- ○遺跡の時期や時代を見ると、集落跡はグスク時代と近世までのものが多く、墓跡は近世までのものが多い。近代以降の遺跡は、戦争遺跡と炭焼き窯などの生産遺跡がある。

<専門職員の人数の推移>

- ○県内41市町村のうち、平成25年度現在で27市町村に専門員が配置されている。開発に伴う発掘調査への対応や史跡指定された遺跡の保存・活用のために、沖縄県全体ではここ10年間で専門職員が20人程度増加している。
- ○専門職員の総数が90人で、うち県が19人、市町村が71人となっているが、埋蔵文化

財だけではなく、民俗文化財など文化財全般を扱う職員が多い。

<開発に伴う発掘調査の流れ>

- ○初めに開発計画が立てられ、事業者は市町村に、計画地に埋蔵文化財があるか照会するが、 照会が早ければ早いほど、その後の協議や調査の時間が確保でき、事業がスムーズに進ん でいく。
- ○照会を受けた市町村は、過去の調査実績や新たに予備調査、試掘・確認調査を行い、遺跡 があるか判断。遺跡がなければ工事に着手していく。
- ○遺跡があった場合、事業計画が変更できるかが重要になり、変更ができれば遺跡が守れることになるが、変更できない場合は、文化財保護法の手続きを行い、工事内容と埋蔵文化財の影響を総合的に判断して、県教育委員会から本発掘調査や工事立ち会い、慎重工事の指示や勧告が出される。
- ○工事立ち会いや慎重工事の場合は、工事を実施しながら確認作業を行うことがあるため、 工事の進捗への影響が小さいが、本調査になると、工事着手前に遺跡の記録を採るための 調査を行う。そのため、その間は工事に着手できないが、発掘調査全体を完了しなければ 工事ができないわけではなくて、調査を終えた箇所から部分的に現場引き渡しを行い工事 に着手している事例が多い。

<沖縄県の特殊性>

- ○第二次世界大戦で地上戦が行われ、多くの文献史料や文化財が焼失したため、近世以降、 近代遺跡の発掘調査による成果や資料が、歴史を復元する上で必要となっている。
- ○米軍基地が所在し、また、不発弾等の探査が必要なため、重機を使用しても時間を要する。
- ○沖縄全体で発掘調査や工事の際に不発弾探査を行うが、1回の探査で磁気探査を終えることは少なく、多くの調査で2回、3回と重層的に探査を行っている。
- ○本土の場合は、不発弾が埋まっている可能性がなければ1回の掘削で必要な深さまで土を除去できるが、沖縄県の場合は50cmや1m毎に磁気探査を行うため、重機を使用して時間の短縮を図っても本土と比べ時間がかかる。
- ○基地内で調査するためには、米軍へのパス申請や、場所によっては掘削するための申請を 行う必要があるが、許可にまでに時間を要することがある。

<跡地内における埋蔵文化財調査>

(支障除去措置に伴う調査)

- ○返還合意後、国が返還実施計画を定め、土地を所有者へ引き渡す前に土壌汚染や不発弾等 の跡地を利用する際に支障となるものを除去。水平探査、確認探査等の地下を調査する際 に、埋蔵文化財の調査が必要となるが、埋蔵文化財は支障ではない。
- ○支障除去の際の不発弾探査は、まず、試掘調査を行い、埋蔵文化財の有無を確認する。その後、国が実施する不発弾探査の深度が2m、磁気探査を50cm毎と想定すると、1回目、2回目の探査では大丈夫であっても、3回目に、埋蔵文化財が確認され、その時に本調査が必要になってくることが想定される。

○支障除去に伴う調査の課題は、国が実施する磁気探査の深度によっては、調査対象面積に 大きな違いが生じる。引き渡し前に磁気探査の深度分の土も掘削するので盛土保存ができ なくなる。そのために調査を短期間で集中的に完了させることが必要となり、そのための 体制の確保が必要になってくる。

(跡地利用のための調査)

○跡地利用のための調査については、支障除去措置の影響を免れた埋蔵文化財や、建物等の 基礎工事等の影響を受ける範囲が対象となると想定している。また、工事内容によっては 盛土保存が可能となる。

(返還のための代替施設提供に伴う調査)

- ○嘉手納飛行場以南の基地返還のための代替施設を他の基地内に建設するための調査で、返還前に代替施設を完成する必要がある。建設先の試掘・確認調査、場合によっては本調査が必要になってくる。
- ○一例として、宜野湾市の普天満宮の後方に海軍病院(本体)があり、北谷町のキャンプ桑 江南側に残っている付帯施設の機能を宜野湾市のキャンプ瑞慶覧へ移設をすることによって、キャンプ桑江南側地区が返還されることになる。

<埋蔵文化財調査の課題>

- ○可能な限り早めに埋蔵文化財を把握し、その後の調整に備える必要がある。試掘調査の際、 既に重要と考えられる遺跡の発見があったときは、関係部局との調整や地域住民への説明 を行い、遺跡の保存策を早めに講じることによって円滑な跡地利用ができる。そのために は、国のあっせんにより返還前の立入り調査が必要になってくる。
- ○跡地利用を円滑に進めるために、埋蔵文化財がある範囲について、跡地利用計画を策定する部局と調整を行い、開発計画から外すことや公園として利用することを考えて、発掘調査がいらないように調整を行うことで、埋蔵文化財の保護や調査期間の短縮が図られる。また、跡地利用計画が早めに策定されることにより、埋蔵文化財の有無確認の優先順位を決めることができ、事業を円滑に進めることに結びつく。
- ○広大な面積が返還され、調査が必要になった時に、その対応に必要な人材をどのように確保するかは、大きな課題と思っている。県としては、昨年度、考古学専攻コースがある県内の2つの大学に教育長から大学長へ人材の要請を依頼している。
- ○発掘調査を直接実施するのか、民間の調査会社も調査体制に組み込みながら調査を行うのか、他の市町村や都道府県にも職員派遣を依頼するのかも含め、広大な面積が返還になった時の調査体制をつくりあげる必要がある。具体的な検討はしていないが、県の文化財担当だけではなかなか進まないため、文化庁や市町村、関係部局と調整していきたいと考えている。
- ○やむを得ず本調査が必要になった場合でも、できるだけ調査期間を短くできるよう、3次元レーザー測量や地中レーダーなどの最新技術を使って時間短縮を図ることができ、遺跡が保存できないかということも見直しながら進めていけば早く終わることができる。
- ○県は今年度、調査の迅速化に向け、現時点では基地に特化しているが、発掘調査の基準を

作成するための検討委員会を立ち上げている。その中でどのような方法が迅速化につながるか検討している。

<補足説明>

- ○平成11年から普天間飛行場の調査を実施し、県と宜野湾市共同で遺跡地図を作成した。 当初は遺跡が44カ所であったが、調査が進むにつれて、現在102カ所ぐらいになって いる。
- ○県の教育委員会が平成13年から平成15年にかけて、文化庁の物理探査を利用した埋蔵 文化財広域発掘調査手法のマニュアルに、衛星を使った探査や電気や磁気などの各種探査 のマニュアルが入っている。試掘の数を減らす上で有効活用することについて発掘調査基 準の検討委員会委員から話があった。

【質疑応答】

- **Q**:沖縄県内の返還跡地の中で、文化財をうまく活用した事例があれば教えていただきたい。 それが、今後の跡地利用のいい事例になればいいし、地権者にも説明しやすいと思う。
- **A:**1つは那覇新都心地区の例で、銘苅古墓群が国指定にされ、整備されている。あとは、 北谷町のキャンプ桑江北側地区で返還された伊礼原遺跡が国の史跡に指定にされ、保存計 画などを検討する委員会を立ち上げている。最終的には、伊礼原遺跡の近くに博物館をつ くって、遺跡と博物館をリンクさせた形で活用したいということである。

まだ返還はされていないが、北谷グスクも国の史跡指定までいきたいという強い意気込みを持っているので、県も応援して、指定に向けて一緒に努力している最中である。

- **Q**: それを聞いた上での確認だが、禰冝田主任調査官の話では、住民にスイッチが入ったという話だったが、そういう施設をつくるときは行政主体で動いたのか、それとも住民も含めて動いたのか、それとも住民側の意見が強くて動いたのか、そういう実態的なものはどうだったのか。
- A:那覇新都心地区の場合は、銘苅古墓群が見つかった際に現場説明会を開催したようである。それは地域住民から重要度が高く、合意形成が得られて、それで保存になっていったと思う。北谷町の場合は、文化庁の補助金を入れながら調査をして、行政判断でこれは重要だということになった。この辺は北谷町のほうが詳しいと思う。

(北谷町の補足説明)

北谷町では伊礼原遺跡が事前の試掘調査で確認され、県内でほとんど事例がないという 遺跡だったため、住民説明会を数回にわたって行った。その結果、地元の住民からもこの 遺跡を北谷町の目玉にしたいということで、遺跡保存の動きが始まり、遺跡とセットで町 で博物館の建設も一緒に進めて、文化財の拠点、ひとつのポイントとして今後活用してい きたい。

(文化庁の補足説明)

これからの史跡整備は、住民主導でいかないといけない。幾つか事例を出したが、みんな行政にお金がないことは分かっている。自分たちが盛り上げる代わりに1年間に1回は祭りをして、そこで何らかの収益を上げるとか、商工会議所と連携を図るとか、そういったような形で住民が集まって、B級グルメを食べながら、勉強も遊びもすることで、いろんな世代の人たちの交流が始まる。そういうアイデアは、なかなか行政ではできないところだと思う。

専門家が保存のための予算を獲得する必要があるとともに、その遺跡でどのように遊んでもらうか、遺跡に足を運んでもらうか、住民の意見を集めるためにワークショップを開くとか、そういう形で聞くのが一番重要なことだと思う。

行政としては、住民をその気にさせるようなボールを投げるなりして、住民にスイッチを入れるきっかけを逃さないことが重要なことだと思う。

(宜野湾市の状況)

宜野湾市は、現在は一括交付金だが、いわゆる内閣府の推進費という補助事業を使って、 基地内の文化財調査を、普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧の両方で実施しているが、基地 の中の文化財調査についてはいろいろな制限がある。そういった中でも既存資料を利用し て、確認されている文化財をどう残していくかというのを踏まえて、どういったものが重 要とされるかということを検討している。

また、地域住民にどう関ってもらうかということも主点的に取り組んでいる。

ただ非常に難しいのは、世代も変わってきて、元々の生活基盤が基地の外での記憶しかない方が非常に多いといった中であるので、まずは地域の人たちにどのような文化財があるかということを知らせることを今、模索している最中。そういった中でも、昔の集落や御嶽などに非常に関心があるような傾向なので、特に普天間飛行場については、跡地利用の中で、そういったものも盛り込むような形で進めている。

3 講演録1

「埋蔵文化財調査の円滑な実施とその成果の活用について」

文化庁 文化財部 記念物課 埋蔵文化財部門 主任文化財調査官 禰冝田 佳男 氏

はじめに

こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました文化庁記念物課の補宜 たと申します。よろしくお願いいたします。

私の資料は、1ページをめくっていただきますと、今日のお話をさせていただきたい内容をここにつらつらと書いております。前半は、この紙の資料を使いましてお話をさせていただき、後半は写真ですがパワーポイントで、具体的なお話してイメージを持っていただこうと考えております。

ところで、11月に研修会で千里 ニュータウンに行かれるということ ですが、私は大阪府出身でこの近く

埋蔵文化財調査の円滑な実施とその成果の活用について

於:內閣府沖縄総合事務局 共用会議室AB 禰冝田佳男(文化庁記念物課)

はじめに

- 1 開発事業の早期把握
 - (1) 周知の埋蔵文化財の把握(埋蔵文化財保護部局)
 - (2)情報共有(跡地関係部局と埋蔵文化財保護部局との連携)①試掘調査・確認調査の実施
 - ②可能な限り開発事業地を埋蔵文化財包蔵地から避ける (3) やむを得ない場合、記録保存調査を実施する(埋蔵文化財保護部局)
- 2 記録保存調査を実施する場合
 - (1) 記録保存調査の迅速化の工夫
 - ①財源の確保 (跡地関係部局等)
 - ②人的体制の確保 (埋蔵文化財保護部局)
 - ③最新機器の使用(埋蔵文化財保護部局)
 - (2) 沖縄県独自の課題・・・証紙は沖縄県から
 - ①不発弾存在(内閣府、跡地関係部局、埋蔵文化財保護部局の連携) ②近世以降の遺跡の取扱い(埋蔵文化財保護部局・・現在検討中)
 - (3) 着手後も重要な遺跡が出てきた場合は計画変更の場合も・・・・稀 ①史跡指定等(跡地関係部局と埋蔵文化財保護部局との協議)
 - (4) 現地説明会の実施等(埋蔵文化財保護部局)
 - ①住民の理解を得る上で不可欠
 - (5) 発掘調査報告書の作成 (埋蔵文化財保護部局)
 - ①調査成果の客観的な成果と総括・・・埋蔵文化財を活用する上で不可欠

3 埋蔵文化財の活用

- (1) 現状保存した遺跡の活用(都市計画部局等と埋蔵文化財保護部局との連携) ①住民の理解を得る上で不可欠
 - ②地域づくり・ひとづくりの要素となる場合がある
- (2) 出土した遺物の活用(都市計画部局等と埋蔵文化財保護部局との連携) ①住民の理解を得る上で不可欠 ②地域づくり・ひとづくりの要素となる場合がある

おわりに

の現状も知っております。建物の老朽化が著しく、空き部屋も多くなっているのではないかと想像しております。作られた当時から数十年経った「ニュータウン」は「オールドタウン」になっています。これから、皆様方が作られる新しい町の行く末を見据えながら、現状をご覧になっていただければと思います。

それと、今日は跡地利用の関係者の方ばかりかと思ったら、知った顔の方々がおられます。話の内容は、基本的に跡地利用の関係者の方々に、と思って構成を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が前置きです。これから跡地利用を進める上で、先ほど豊村課長からもお話があり

ましたけれども、基地の返還と埋蔵文化財の保護、これを沖縄県、あるいは県内の市町村の皆様方の間で、行政として両立を図ることが一番重要な課題だと考えています。そのために何をするべきなのかということが、このレジュメの1番目(開発事業の早期把握)、2番目(記録保存調査を実施する場合)ということになります。

まず最初に、跡地利用の関係者の方々は肝に銘じておいていただきたいのですが、我々 埋蔵文化財保護部局の職員は、「単なる発掘屋ではない」ということです。跡地利用計画の 中で記録保存調査をするということは、重要な業務の一つですが、税金を使って発掘調査 をして、いろんな遺構・遺物が出てくるわけです。これらの成果は、国民の共有財産とし て、後世に残していくため発掘調査報告書を刊行するわけですが、それで我々の業務が終 わったということではありません。

その埋蔵文化財を適切に活用して、はじめて発掘調査の意義が生まれてきます。ですから、我々の業務は、ここでいうところの3番目(埋蔵文化財の活用)までということです。 そして、それを通して、地域づくり、ひとづくりにも関わることがあります。スライドでは、意識的に3番目の事例も含めて、お話を進めていこうと思っているところです。

1 開発事業の早期把握

≪周知の埋蔵文化財包蔵地における開発計画の把握≫

では、最初のところからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、発掘調査をする前に何が大事かということですが、これは開発事業を埋蔵文化財保護部局がいかに計画を早く把握できるかということにかかっています。埋蔵文化財保護部局は、後で沖縄県の方も話をされると思いますけれども、どこに遺跡があるのかにつきましては、事あるごとにいろんな形でデータ収集をしています。その中で、開発が計画されると、その開発が、周知の埋蔵文化財包蔵地の内か外か、内側の場合はどのような形で行われるのかという情報が次の段階で重要になってくるわけです。

≪情報共有(跡地関係部局と埋蔵文化財保護部局との連携)の重要性≫

これも多分、沖縄県内では当たり前のことになっているかと思いますけれども、一般的には開発関係部局と埋蔵文化財保護部局、今回の場合、跡地関係部局と埋蔵文化財保護部局の連携、情報共有が重要です。お互いが、ある意味ツーカーの仲になるということです。

沖縄県では埋蔵文化財の専門職員が開発関係部局に異動された方はいますか。稀ながら、

他の県では、埋蔵文化財の専門職員が開発関係部局に異動して、埋蔵文化財保護部局と協議する前に、ここだめ、ここだめという形で、「だめ」というのは、開発したら発掘に時間がかかりますよ、避けられませんかという意味です。そういう形で調整をしているところもあります。いずれにしましても、可能な限り開発計画地を遺跡から外す、ということが極めて重要だということです。

情報共有をして、どうしても遺跡地で開発が必要だということになる場合は、試掘調査や確認調査を実施いたします。そして、その結果を踏まえて、遺構・遺物の密集地は公園・緑地や駐車場にするなど、可能な限り構造物を作ることを避けるようにしています。我々は決して発掘調査をしたくて実施しているわけではありません。これも跡地利用の方々には十分に認識をしていただきたいところです。我々は基本的には掘りたくないんです。できるだけ遺跡は後世に残したい。21世紀、22世紀と次の世代に残していきたいわけですが、どうしても遺跡にかかる場所しか道路は通せない、病院は建てられないという場合に、やむを得ず発掘調査を実施するんだということです。繰り返しますが、この点は、十分に認識をしていただきたいと思います。

2 記録保存調査を実施する場合

≪記録保存調査の実施≫

やむを得ない場合には、記録保存調査を実施することになります。法律上、発掘調査の 実施を指示されたのは、開発事業者、今回の場合は跡地関係部局になります。しかし、跡 地関係部局は自ら発掘調査はできません。ここで、開発事業者は、発掘調査を実施できる 組織に発掘調査を依頼することになります。沖縄県の場合は、沖縄県内市町村、あるいは 沖縄県立埋蔵文化財センターなど、埋蔵文化財保護部局が実施することになるわけです。 そうした発掘調査を実施するに至るまでには、皆様方、跡地関係部局の方々の理解と協力 が必要になってくるということです。

≪記録保存調査の迅速化の工夫≫

記録保存調査を実施する場合ですけれども、我々といたしましては、日々、迅速化の方法を模索しています。東日本大震災の被災地も、被災面積は膨大になっているわけですが、 遺跡を避けることで、復興と埋蔵文化財の保護の両立が実践されています。

今後返還が予定されている基地の面積は膨大となるわけです。先ほど言いましたように、

広いエリアの中で施設を作るのですから、試掘調査あるいは確認調査をして、この場所で発掘調査をしたら1年かかり、費用はこれくらいかかるというような話をして、別の場所なら安く、早く終わるという提案もします。そういう調整の時間がとにかく重要だということです。

それでも発掘調査をしなければならない場合に、沖縄県あるいは沖縄県内の市町村には多くの埋蔵文化財専門職員がいます。全国的に見ても、沖縄のように若い専門職員がいる県はそうそうないんです。埋蔵文化財関係の担当者会議や講習会や研修会等で、私は話をします。私は、いま、56歳ですが、下手したら私よりも年上の方々ばかりの県、これは冗談抜きであるんです。そういうところは、5年先、10年先の発掘調査体制がどうなるのか心配です。ここで言っても仕方ないことなんですが、少なくとも、沖縄県は若い方がたくさんいらっしゃいますので、基地返還に伴う開発のスピード感が求められた場合、彼らが発掘の主役になることは十分想像がつきます。

そうであっても、人的体制の確保が必要になってくることも想定されます。現在、東北 3県は他の地方公共団体からの支援を受けて、復興調査を実施しています。それを踏まえ ると、発掘調査を実施できる専門職員が不足するのであれば、他の都道府県から沖縄県に 発掘調査の支援に来ていただくということは考えられます。

こうした時に、人材とともに重要なのは、財源の確保になります。他の都道府県から沖縄に支援に来られる方は単身赴任になると思うんです。子どもさんがいらっしゃらない方は東北も夫婦で行かれていると聞いていますが、単身赴任率は非常に高いです。となると、2世帯を維持できる手当てをどうするのかということも問題になってくると思います。その辺はこれからの話だと思いますが、人的確保のためには財源の確保が必要です。

この件につきましては、内閣府とはだいぶ前から話はしてありますから、検討していただいているのではないかと思っております。他の地方公共団体からの派遣を受ける場合、そういう問題があるということを改めて確認しておきます。

さて、今、東北で大変なのは作業員さんの確保です。一挙に開発が始まった場合は、そ ういう事態が起こるのは必至で、基地の返還が本格化した時には、作業員さんの確保が重 要になってくるのではないかと思います。

東北の場合には、津波のあった場所に住環境を作ることはできないと多くの市町村は判断しました。いまだに余震等々があるわけで、派遣された職員の業務環境はいいとはいえません。沖縄県の場合にはそれとは状況が違っているとは思いますけれども、①建設業に

関わる作業員さんの確保、②沖縄以外の地方公共団体に専門職員を依頼した場合、その専門職員の住環境の確保、③発掘調査に関わる作業員さんの住環境の確保、こういったことを今から考えておく必要もあるのではないかとちらっと頭をよぎります。

次に、最新機器の利用という3番目の話をします。測量は沖縄県では航空測量が行われてきたようですが、広大な面積では効果的な方法です。また、パチッパチッと2枚の写真を撮っただけで一これは面積にもよりますが一、図面ができるような手法も奈良文化財研究所等では開発しているわけです。返還跡地面積は膨大でしょうけれども、発掘面積は最少の範囲にしたいわけでありまして、そういったような場合は有効です。最新機器の導入については、沖縄県と奈良文化財研究所、必要ならばそこに文化庁も入って適切に進めていきたいと考えています。

≪沖縄県独自の課題≫

沖縄県の場合には独自の課題がございます。不発弾の存在がまず大きな問題であり、本 土とは調査のスピードから違うんだということを指摘しておきたいと思います。

例えば試掘調査で機械掘削するにしても、沖縄では金属探知機が反応する関係で50cmでしたか、一度の掘削深度に限界があります。本土だったら1m、2mの掘削を重機で一気にできるわけですが、それができません。そういう事情があるということは、通常の土木工事でも同じでしょうから、すでに認識されているのかと思いますが、跡地関係部局の方々と、再度確認しておきたいと思います。

この不発弾処理の問題は、多分、内閣府や防衛省で調整されていると思いますけれども、 これらの除去を迅速に処理する体制を作っていかないと、また発掘調査で工事が遅れると いう話になりかねませんので、システム作りは是非、お願いします。

それから次に、近世以降の遺跡の取り扱いについてです。

文化庁は発掘調査をするのは基本的に中世までで、近世以降は地域における重要度に差異があるということで、地域において何らかの基準を作って、近世、近代を掘ってくださいという考え方を示しています。発掘調査の費用は原因者負担です。原因者に理解と協力を求める中で、例えば「茶碗」が出てきた場合、パッと見たら、我々は現代のものか古いものかは分かるんですが、一般の方々は分からないと思うんです。そうなった時に、「なんでこんなのを掘るの」という話になった場合、発掘調査の実施に理解が得られるかという

ことが危惧され、一定のガイドラインが必要だと考えているわけです。近世以降は本土の場合、文献史料がたくさんあるので、発掘調査はしなくても歴史の復元ができるということもあります。そこで、近世以降は重要なもの、近代以降は特に重要なものを選択的に発掘調査してくださいという考え方を示しました。

ところが、沖縄県の場合、全員に確認しておきたいと思いますが、あのような戦争があって文献史料がほとんど残っていません。ですから、沖縄県の場合には近世以降の歴史を復元する場合、文献が残っていないということから、考古資料が重要な役割を果たすということになるわけです。ですから、文化庁が作った基準をそのまま沖縄県に当てはめるということは、簡単なことではないということです。

例えば接収前の民家、これまでであれば発掘調査をしてきたと思います。それは、沖縄 県の特殊性ということで調査の必要性があるということで、やってきたのだと思います。

現在、沖縄県教育委員会が事務局となって、基地に関する近世以降の遺跡の取り扱いについての検討会が、外部有識者にも加わっていただき始まっています。関係市町村の埋蔵文化財担当者の方も入られているかと思います。広大な面積の跡地における近世以降の遺跡の取り扱いを今後どういう形で進めていくのか。様々な観点から、現状を踏まえて、基地返還と埋蔵文化財保護の両立を目指して、調査方法を検討しています。沖縄県の近世以降の歴史を復元する上で発掘調査が欠かせないということになれば、「沖縄方式」というやり方があるんだろうと思うんです。その基準は、沖縄県と関係市町村で作っていただきたいと思っています。文化庁もオブザーバーで参加しております。簡単なことではないですけれども、時間と予算は無尽蔵ではない中で、どうするかということではないかと思います

来年度、西普天間住宅地区が返還される時までには、その基地返還に関する発掘調査基準というものを作って、そこで、このガイドラインを使って、西普天間住宅地区の跡地利用と埋蔵文化財保護の両立が果たされることを期待しております。

≪着手後の計画変更≫

記録保存調査をした場合でも重要な遺跡が出てきたときは、設計変更の場合もありますよということです。これは開発事業者や開発部局の方は一番ビクビクされるかと思いますが、大体1年間に1,000件発掘調査があれば、大きな計画変更をする遺跡は2、3件です。パーセンテージにしたら高くない。小さな計画変更はかなりの例があると思います。

そうした遺跡がひょっとしたら基地の中にあるかもしれない。それは掘ってみないと分からないわけです。ですから開発計画、記録保存調査の中で多少の設計変更等々のお願いはするかもしれませんが、記録保存調査の判断が下されれば、開発は基本的に可能ということも事実です。

≪現地説明会の実施≫

あとは、情報公開です。基地関係の発掘調査についてできるのかどうかは私も分からないのですが、できれば、市民がその成果を見られるようにしていただきたいと思います。 跡地利用計画と埋蔵文化財の保護が両立して連携を図っているんだということは住民の 方々に理解していたくことが重要で、そのためには、発掘調査の成果を現地説明会という 形で公開することが不可欠だと思っています。

最近、関東では、発掘調査の現地説明会の時に、NEXCO (旧日本道路公団) や国土 交通省の道路部局がこの道路の必要性等をジョイントして説明している事例等もあるんで す。これは自然保護などの点で開発に対しマイナスイメージがあるような地域だと、発掘 調査の現地説明会を通して、道路建設への理解の場にもしようとする動きです。跡地利用 の方々も、発掘調査の現地説明会を利用していただくことがあってもいいのかなと思って います。

≪発掘調査報告書の意義≫

そして、最終的には発掘調査報告書を作成するわけですが、これは埋蔵文化財を活用する上で不可欠なものです。これは、決して考古学研究のために出す本ではないんだということを確認しておきたいと思います。分厚い本が刊行される場合もあるでしょうが、それはたくさん遺構・遺物が出てきたらそうなります。

那覇新都心地区だったら銘式古墓群という中世から近世、現代までのお墓が発掘され、 分厚い青い表紙の発掘報告書が刊行されたと思います。あれは広範囲の面積を調査し、多 くの墓が出てきたから分厚い本になっています。我々にとって発掘調査は行政措置で行う ものであり、発掘調査報告書の刊行もあくまでも行政措置の一環であるということです。 今後、皆様方が関わる跡地利用関係の発掘調査も、成果は報告書という印刷物で刊行され ていると思いますが、それと同じ性格のものであるということです。

ただし、発掘調査報告書は考古学という学問的な手法を使って発掘調査をして報告書を

出しているので、考古学的な内容にならざるを得ません。ただ、確認しておきますが、報告書は、言い方が難しいのですが、決して「個人」の研究の成果を発表しているものではないということです。組織として、地域における歴史と文化を明らかにする「地域研究」、これは文化庁では常に必要であると言っています。発掘調査報告書の位置付けについては、税金を使って調査をする以上、十分に内容を精査し、調査の成果は「総括」という形で、「地域研究」の成果を記載するようにと専門職員に説明しております。発掘調査報告書は、埋蔵文化財保護部局で出しますけれども、跡地関係部局の方々には、印刷費までが協力の範囲となっているという点について、ご理解をいただきたいと思いますし、発掘調査報告書というものはそうした性格であるということです。

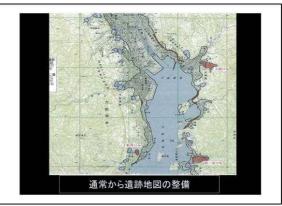
≪これまでの説明の確認と、埋蔵文化財の成果の活用について≫

それでは、これまでの話を再確認するとともに、「埋蔵文化財の活用」の重要性につきましては、パワーポイントを使いながら説明をさせていただきます。

≪開発事業の早期把握≫

開発事業の早期把握についてお話しします。これは岩手県の大船渡市の遺跡地図です。この地域では、高いところに遺跡があり、史跡となっている貝塚も同じ位置です。そして、実はこの斜線になっているところが津波被害に遭ったところです。昔の人は高いところで生活をしていたようです。この地域では高いところに遺跡が多いという

「遺跡地図 (大船渡市)」



出所:岩手県教育委員会

ことでして、「高台移転地」に遺跡があったらどうしようか、というのが当初の段階で大変 恐れたわけであります。が、これに関しては、復興部局と埋蔵文化財保護部局の調整によって、遺跡のないところに「高台移転地」としていただくことで、極力、発掘調査を回避 し、復興を迅速化しています。

本来、冬の東北では、各種調査は雪や気温の関係でやらないわけでありますが、迅速化ということで冬場も調査はしています。沖縄県はもちろん雪は関係ないでしょうが、今後、 迅速化が求められた場合、「沖縄県ではこれまでやっていなかったこと」を迅速化の観点で、 「何かをする」ということがあるかも知れません。

さて、確認調査における行政判断の例を 一つ紹介しておきます。高速道路を作ろう ということで、既に買収が済んで一部工事 を着工しているところです。そして、この 山を削って道路を作るということで、試掘 調査をしたわけです。

その結果、山の上に弥生時代後期の集落 跡が出てきました。詳しいことは省略しま



すが、この時期の集落としては初めての、極めて重要な遺跡ということが分かりました。 高速道路関係者の言い方で言うと、「出てきちゃった」ということになるわけですが、これ をどうするか。

新潟県も遺跡の重要性を認識し、文化庁も重要であることが確認できたので、オープンカット工法からトンネル工法に変更してもらうことになりました。道路の建設費用は高くなったのですが、遺跡は守られたということです。

このように、本発掘調査に着手する前に、工法変更をお願いするということは、県の教育委員会等、地元教育委員会が考古学的な調査研究の蓄積があって初めてできることですが、文化財保護側としては、記録保存調査に着手する前に、保存ができたことは稀で、本発掘調査を回避できたという点で重要かつ適切な行政判断であったと思います。

≪記録保存調査着手後の計画変更≫

記録保存調査に着手した場合でも、調査着手後に重要性が明らかになってくる場合もあります。こうした時が、開発部局と埋蔵文化財保護部局で一番厳しい調整を強いられる場面です。一部の設計変更でいい場合もあれば、全面的に保存をお願いする場合もあります。後者では史跡指定を見据えた場合もあり、文化庁の調査官が出向いて開発事業者に現状保存のお願いをします。こういう時に、開発部局の方が多く来られ、文化庁の調査官の説明を聞かれます。我々にとっては、非常に緊張する場面ですが、最もやりがいのある時でもあります。

こうした例の一つを紹介します。これは 常磐道を作る前の記録保存調査の例です。 調査に着手したところ、古代の製鉄炉が良 好な状態で出てきました。

遺構が出てきたのがちょうど道路建設予 定地の端っこだったこともありましたが、 設計変更をしていただき、遺構を保存する ことができました。現在、道路はできてい まして、写真の中央のロープから右側を史 跡指定しました。これも路線を変更して道 路建設は行われ、それと同時に遺跡の現状 保存、しかも史跡指定しているという最も 良好な形での保存が図られたということに なるわけです。



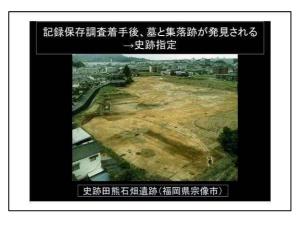
出所:福島県教育委員会



次に、これは民間開発だったのですが、 弥生時代の集落とお墓が出てきました。な んといっても重要だったのは、青銅製武器 が十数本も出てきたことです。

その数というのが、著名な佐賀県吉野ヶ 里遺跡の数よりも多かったんです。という ことで、住民が「そんな重要な遺跡だった ら残してほしい」ということを言い出した んです。私は市長も説得しに行きましたけ れども、住民の力が大きかったと思います。 いずれにしても、残すことができました。

基地返還でもさまざまなことがあると思いますが、皆さんにもご協力をいただくことがあるかと思います。





3 埋蔵文化財の活用

では、次に、埋蔵文化財の活用についてお話していきます。

これは淡路島の五斗長垣内遺跡です。高いところに弥生時代の住居跡が出てきたんです。単なる住居跡ではなくて、鉄器製作をする遺跡だということが分かりました。この遺跡もそれで住民に「スイッチ」が入

ったんです。弥生時代の中心というのは、 福岡・佐賀、大阪・奈良だと思っていたわ けです。

ところが、自分たちが住む淡路島に、近畿地方で初めての大規模な鉄器製作をする「すごい遺跡」が出てきたということで、 地元の住民の方々が驚いたわけです。そして子どもたちも遺跡見学をして、あるいは 五斗長垣内遺跡(兵庫県淡路市) 弥生時代の鉄器製作遺跡



建物を復元して実際に鉄器製作を体験もしています。

五斗長垣内遺跡活用意見交換会「こんなんええんちゃう」ということで、これは住民主体で自分たちがこの遺跡でなにができるかを話し合う会がありました。自由な発想で意見を言って、それを教育委員会だけでなく、市長部局の企画課とか秘書課の人が聞いていました。

古代米でのおにぎりなども作っていました。



沖縄県の場合には、世代を超えた交流というのは行われているんでしょうか。この遺跡では、お年寄りから若い人までが一堂に会する場となっています。遺跡が接点となって多くの世代の人が集うような形になってきているということです。





これは先ほどの福岡県の田熊石畑遺跡 という青銅器が数多く出てきた遺跡の発掘 状況です。



後ろに人が立たされているように見えますが、これが市の職員なんです。「あなたたちは何も言わなくていい」、「分からないことがあったらアドバイスして」というスタンスです。これも住民主体で、この遺跡をどうするかということを考えているのです。



もう一つ紹介をしておきましょう。鹿児島県の種子島に広田遺跡という古墳時代のお墓 がありまして、それを史跡指定することができたんです。この史跡指定記念シンポジウム の時にやったことは、もちろん史跡指定にかかることですから、遺跡の重要性を明らかに する講演はありました。

面白かったのは、町内の小学生・中学生・ 高校生それぞれが出し物をしたんです。

小学生による伝統芸能舞踊の発表、中学 生は広田遺跡のことを勉強して彼らなりの 広田遺跡の重要性を発表しました。そして、 この遺跡では、多数のアクセサリーが副葬 されていたので、高校生は自分たちで、こ こに葬られた人がどのように身を飾ってい たかを考え、ファッションショーをしまし た。

そうすると、子どもたちが出るわけですから、当然、親はついてくるわけです。ビデオが何本立っていたか、とにかく200人ぐらいの会場が満員だったわけです。小さい町ですが、現在、この遺跡は、町の象徴となっています。





沖縄の場合には世界遺産があります。世界遺産は観光客がたくさん来るという環境にあります。今日、ここで示した例というのは、逆に自分たちの「まち」や「むら」の遺跡・史跡を守っていこうという取組を紹介しました。こういう観点での遺跡の活用こそ重要なことだと思うんです。世界遺産の構成資産に登録されているところも、そうではないところも、こうした住民主体の取組に持って行くことが重要なのではないかなと思っています。

遺跡の重要性については、我々文化庁も 毎年、「発掘された日本列島」展というもの を通じて、国民の方々に遺跡の重要性を理 解していただこうという取組を行っている ところです。



4 東日本大震災の復興に伴う埋蔵文化財調査から学ぶこと

現在、文化庁として最も大きな施策は、東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の両立です。この取組の中には、跡地利用の埋蔵文化財調査にいくつかの示唆を与えてくれるのではないかと思って紹介します。

最初は、新聞記事にもよく出ていたように、復興調査はマイナスイメージでしたが、時間が経過するとともに、理解が得られるようになってきました。

文化庁は、行政のトップに発掘調査の必要性を説明しました。実際に発掘すると、新たな成果が出てきて、新聞発表もします。被災地の方々にとっては、「明るい話題」の一つとして受け入れていただいているようです。復興調査は、地域住民の方にとっての関心事となってきているようです。

それとともに、全国から派遣職員が来ています。単身赴任でわざわざ東北に発掘をしに来てくれているということも、知られるようになってきました。そうした職員によって、次々に発掘調査を終わらせていっています。復興調査が、復興の壁となるようなことはない、ということが地域住民の方々に理解されるようになってきました。



また、重要なことは、3県の埋蔵文化財保護担当者と復興部局、そして3県の復興局、文化庁が定期的に連絡調整会議を開き、情報共有していることです。もう20回を超えています。メンバーは替わりますけれども、復興部局の職員と埋蔵文化財保護部局の職員がとにかくいろんな形で意見交換をします。当然、夜は夜で、昼の情報をさ



らに深めています。余計なことですが、みんな終電で帰る、そこまで議論をしているんで す。 これは福島県の広野町という、今までまったく発掘調査をしたことがないところです。海が見えますが、津波被害を受けています。これは駅前の高台移転事業だったのですが、ここで古代の駅屋、すなわち、いまの高速道路のパーキングエリアのような性格の遺構が出てきたんです。

当初は、この遺跡が発見されて工事が遅



出所: 広野町教育委員会

れるという新聞記事も出たのですが、町の人は今まで畑だったところの下に「こんなすごいものが出てきた」ということに感動しちゃったわけです。町長も発掘調査に最初は否定的だったようなことを聞きますが、もう一転して残そうということになりました。高台移転の場所の一部を復興のシンボルとして公園にするということになりました。そうなると移転できる住民の数が減るわけですけれども、住民たちはそれを受け入れたんです。これはすごい話だなと思っています。

復興調査が理解されない場合には、文化庁の幹部が首長さんと話をする機会を作り、理解をしていただいています。

それと発掘調査には誤解もありました。「調査に1年かかる」ということは、「開発が1年止まる」と勘違いされたようです。調査が終わったところからどんどん引き渡していくわけですので、工事と発掘調査は並行できるんです。調査に1年かかっても工事は、例えば3カ月目からは着手できるとか、そういったようなことができるわけで、両立は十分図られるんです。

これは現地説明会の実施状況の写真です。 また、これは跡地の中でこういうことができるかどうか分かりませんが、発掘体験も、 将来の沖縄県の埋蔵文化財を保護する人が 出てくるきっかけになるかもしれず、重要なことではないかと思います。



出所:野田村教育委員会



出所:野田村教育委員会

5 跡地利用への提言

最後に、跡地利用で私が考えていることを述べさせていただきます。

私は、跡地利用の魅力、これは1945年から時が止まっているということだと思います。この点は、奈良大学の坂井教授が指摘されたことですが、それを活かしたまちづくりをしていただきたいと思います。おそらく70年あまり時間が止まったまま、開発されずに残っている場所は、陵墓と、沖縄県の基地など、非常に限られているのではないかと思うんです。日本列島では例がない希有な場所、これが跡地だということを認識していただきたいと思います。

しかも、これからは人口減という、これまで経験したことのない日本社会になっていきます。世界的にも、先進国では例がないかも知れません。それを見越してどのような跡地利用をしていくのか。今までの都市計画の視点でいいのか、ということを考えます。コンクリートだけでなく、自然と文化との調和のとれたまちづくり、これを是非、お願いしたいところです。

県・市町村・国、そして跡地関係部局、観光関係部局、埋蔵文化財保護部局、自然保護部局等々が連携をして、日本に、そして世界に誇れる跡地利用をしていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、文化財保護部局の人間は、歴史を活かしたまちづくりをしたいと思っております。それが、地域の個性を明確に示すと確信しています。私も跡地利用の発掘調査の成果を踏まえ、地域住民、そして国民に愛される遺跡・史跡を使ったまちづくりをしていっていただきたいと思っております。

私の話はこれで終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

≪質疑応答≫

Q:昭和62年ごろは、以前の那覇防衛施設局関連の業務がありまして、2カ年ほど調査をしていました。その後、時々の開発はあるのですが、現在、9.11以降、基地内にかなり入りづらい状況になっています。ということで、今回のレジュメの「開発事業の早期把握」という中で、実は試掘をしていない箇所があるので試掘をしないといけない。遺跡のある場所が分かっているんだけど、全体の範囲が分からないということで、それを進めていきたいと思っているんですけれども、先ほどありましたように、現場に試掘なり、確認調査に行くなりする前に、化学物質と不発弾を先に除去しないと安心して職員を送り出せないという状況があります。

今、この件で疑問を抱えていまして、内閣府に話が行けるのか、それとも文化庁も 含めた上で取り扱いを進めていけるのか、市町村だけではかなり厳しい状況がありま す。

多分、県内市町村からすると、市町村と沖縄県、文化庁のほうも記録しながら、できるだけ跡地開発に向けていきたいと思っているんですけれども、その辺はかなり確認事項が多いので、この聴取をどの場でやっていけるのか、どういったことをまた述べていけるのか。先ほど内閣府との会議も持たれたという話でしたので、もし何かありましたら、かいつまんでお話しいただければと思っています。

A:文化庁は、跡地利用関係で内閣府、防衛省と情報共有をする場を不定期に持っております。この不発弾の問題と土壌汚染という沖縄固有の問題があるということは、担当レベルは理解をしています。

それに関しましては、ちゃんと関係部局の上層部にも説明してほしいという事は言っています。ですから、これは先ほど東北でもやっていましたけれども、関係部局が定期的に集まって情報共有することが不可欠だと思います。ただ、基地返還に関しては沖縄県の意向が第一で、状況によっては、文化庁としては内閣府や防衛省にも加わっていただき、先ほど示しました協議をできる場を作っていけたらと思っています。

Q:今、文化財担当1人という体制で私が埋蔵文化財に携わっております。現在、返還された軍用地と逆に基地の代替施設の受け入れということで、既存の基地内に施設が新しく移ってくるということで、そこの中の方と綿密に調整しながら進めております。

この数がだんだん、私一人の手に負えなくなってきたというところの中でやっております。今後、調査が滞ってこないかと恐れていますが、先ほどもおっしゃられていた外部からの応援というのも本気で考えたいなと思いますので、ご教授よろしくお願いいたします。

A: 震災の場合は、これは自然災害ということがあったので、これに関しては3県の教育長から広域にわたる発掘調査が必要だから、地方分権ということではあるんだけれども、「文化庁がイニシアティブをとりながら支援をしてほしい」、その中で「3県は独自にやることはやる」ということで、文化庁が先ほどの情報共有の会などを開催しています。

今回の基地返還は、天災とか自然災害ではなくて政治的な話です。これに関連することで思い出されるのは、関西国際空港をつくる時です。その時には大阪府知事が近畿の知事会で派遣要請をしたということがあります。

となると、知事の発言が一つのきっかけになるのではないかと思います。今回では、 発掘調査に派遣職員が必要なら、知事からの依頼が契機となるのではないかと思いま す。関西国際空港の時も、派遣されたのは埋蔵文化財専門職員だけです。震災と基地 返還でも派遣されるのは埋蔵文化財専門職員だけなのではないでしょうか。教育委員 会の職員派遣要請をするという上で、知事の発言が重要な意味を持つと思います。

Q:人的な資源の融通という話があったのですが、今後、大規模な返還跡地が出た時に、限られた時間で短期間に埋蔵文化財の調査をしなければいけない場合に、外から文化財の専門家を派遣してもらうということなんですけれども、一般によく言われていますが、沖縄の文化財の発掘調査をする時に、沖縄の文化、風習、祭祀、そういうことが分からなくてできるのかどうか、という話があったかと思います。知識のない方が果たしてそれが可能なのかというのが1点です。

2点目は、具体的にどういった方を派遣するのか。現場で指揮を執る方なのか、それとも実際に発掘作業に関わる人を派遣してもらうのか、どういった人材の派遣が可能なのかどうかについて、ご教授をお願いしたいと思います。

A: 一つ目については、東北でも同じです。縄文時代の集落の様相とか、全然違います。

でも、沖縄県の方が福島県に行って発掘調査をしていただいていますが、十分に調査をしておられます。もちろん、最初は戸惑うと思います。それをうまく受け入れ側、つまり沖縄県がうまく指導してくれれば、餅は餅屋でございます。1カ月とか2カ月、あるいは数カ月一緒に発掘調査をすれば、それは大丈夫だと考えています。

二つ目は、派遣職員がどのような仕事をするかということですね。基本的に、発掘 調査の指示をできる能力を持った職員であり、実際に細かな遺構を発掘する作業もで きる、そういう能力を持った職員が行くと思います。東日本大震災でも、あるいは阪 神淡路大震災の時でもそうですが、地元の人と派遣職員がセットになって調査をしま す。つまり、沖縄県の方々が中心となって、派遣職員がサポートをする。そこに民間 調査組織の調査員が入るという体制であれば、十分迅速な発掘調査ができると思いま す。

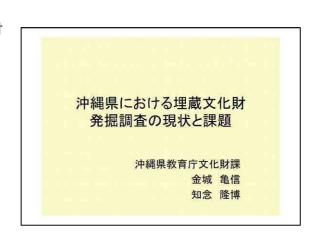
沖縄県が独自の文化、風習、祭祀を踏まえて発掘調査を実施するとしても、地元の 方が十分にイニシアティブをとって派遣職員に指示していただければ、十分にこなせ ると思います。

4 講演録2

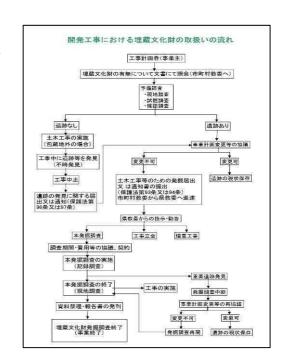
「沖縄県における埋蔵文化財発掘調査の現状と課題」

沖縄県教育庁 文化財課 記念物班 班 長 金城 亀信 氏主任専門員 知念 隆博 氏

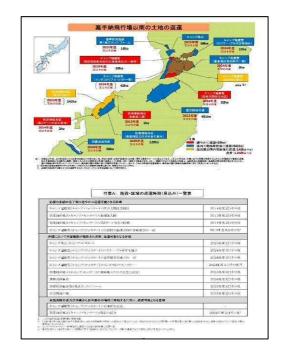
皆さんこんにちは。沖縄県教育庁文化財 課記念物班の金城と申します。



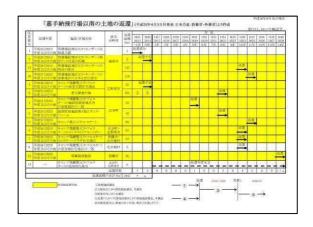
配付資料の説明を行います。「開発工事における埋蔵文化財の取扱いの流れ」のフローチャートです。



嘉手納飛行場以南の14施設・区域の返還に つきましては、これをモデルにして市町村ごと の土地の返還について、私どものほうで整理い たしました。



浦添市がキャンプ・キンザー関係で4件 ほどあります。この黄色いラインは特定駐 留軍用地ということで、宜野湾市の西普天 間住宅地区が拠点返還地に指定されていま す。



「在沖米軍基地内における埋蔵文化財の 調査の動向について」ということで、従来 でありましたら、直接、県又は市町村の方 から在沖米軍基地司令部、G7と言ってお りますけれども、そこに申請を行います。 G7が許可をしても最終的な判断は、基地 の司令官が判断するということでございま

```
在沖米軍基地内における埋蔵文化財の動向について

1. 従来の基地内での文化財団変は、在沖米軍基地司令部(「G7」以下と表記)元に申請、申召が計可しても最終的にを米軍基地司令官が刊知する為、計画とおりに実施できない事務があった。

2. 平板7年出棟第102号「沖場展における社職業用地がある数かの調像な利用の推進に関する特別協置法」(除地利用推進法)
(返業策能計画)第3条要1項「<u>E14</u>。合同委員会において通過が合意された社能業目地の企業に関する特別協置法」(原地利用推進法)
(例表業策能計画)第3条要1項「<u>E14</u>。合同委員会において通過が合意された社能業目地の企業を計画となった。中心、中心、企物の上記を同間で支援計画を変から、1月、1120年に、中心、企物の上記を同間である。1月、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、120年に、12
```

して、なかなか調査計画が思うように実施できないことが多々ありました。

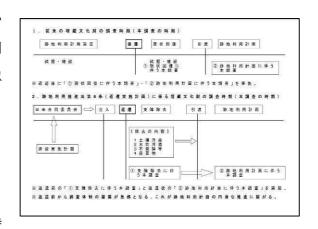
特に、まったく調査が実施できない事例が1件ほどありまして、これは平成8年のSACO合意を受けて、平成10年度から県で埋蔵文化財調査を実施する最初の年でしたけれども、これが申請してもなかなか許可が下りなくて、最終的には沖縄県内の基地の状況把握ということで、この年度は「基地内文化財I」を刊行いたしました。

その際に、普天間飛行場は44の遺跡があるということでございまして、平成12年以降、まずは県のほうが普天間飛行場に入り、試掘を行い、13年度から宜野湾市も一緒に共同で調査をしてきたという経緯があります。

平成24年度に「沖縄における駐留軍用地跡地利用に有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」、跡地利用特措法ができ、それを受けて、西普天間住宅地区約51haが平成26年8月15日に立ち入りができたということでございます。

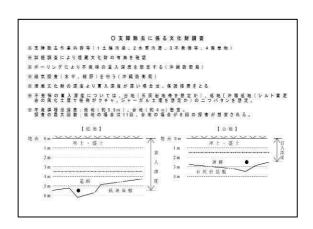
「従来の埋蔵文化財の調査の時期」ということで、普天間飛行場も返還前に跡地利用計画が策定されて、その間、試掘・確認調査を実施して、返還後に原状回復というのがございまして、最終的に引き渡しがされ、跡地利用計画ということでございます。

「跡地利用特措法第8条(返還実施計画) に係る埋蔵文化財の調査時期(本調査の時



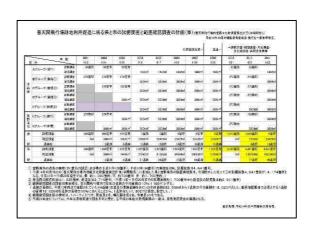
期)」ということで、これは返還実施計画を日米合同委員会に上げて、日米合同委員会が立ち入りを許可して、返還となっていますけれども、支障除去がこの返還の前から入ってくる可能性があります。最終的に引き渡しが終わって跡地利用計画に入っていくと。下の※印にありますが、返還前から調査体制の整備が急務となるとありますが、理由は、支障除去に伴う返還前の本調査と、返還後の跡地利用計画に伴う本調査が2回あると考えております。

「支障除去に係る埋蔵文化財調査」ということで、支障除去の内容等として、1が土壌汚染、2が水質汚濁、3が不発弾等、4が廃棄物となっています。磁気探査も50cmレベルで入っていきますので、台地の上であれば3mぐらいまでは50cm毎に磁気探査、掘削を行います。低地の場合は、5mないし6mぐらいまで磁気探査を実施



します。途中で埋蔵文化財が見つかったら、その時点で緊急調査、本調査に入っていく可能性がありますので、返還前から体制を構築しておかないといけないのではないかと思います。

「普天間飛行場跡地利用促進に係る県と市の試掘調査と範囲確認調査の計画(案)」ということで、これは平成14に沖縄県が中間報告という形で報告したものを若干加工してあります。普天間飛行場は広大な面積で約481haございますけれども、30mメッシュの方眼ですと、試掘のポイントが4,641カ所あります。



まず、県のほうは、A~Eグループという形でグループをつくりまして、試掘・確認調査と分けてあります。体制が弱かったものですから、平成13年、14年の2カ年かけて6人採用しまして、平成22年に2人、昨年に3人という形で今、体制を構築している最中であります。

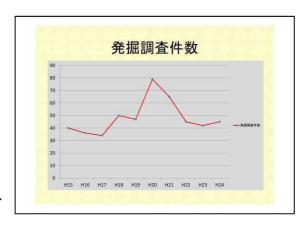
現在、沖縄県立埋蔵文化財センターは調査班長を含めて13人おりまして、県教育庁文化財課は私を含めて4人のプロパーがいます。あと、県立博物館に2人、合計19人が県にいることになります。それから、学校現場にも職員がおりますので、手が足りなければ学校からということも考えないといけないのかなという気がします。

この計画に基づいて4,641カ所の試掘計画を立てたのですけれども、県と宜野湾市で1,700カ所ぐらいの試掘は終わりました。基地が稼働していますので、返還後の試

掘が2,900カ所あるというような形になります。確認調査も1遺跡当たりの面積を全部はじき出しまして、18,020㎡あり、そのうちの10%ということで、1,820㎡の確認調査を実施してきました。

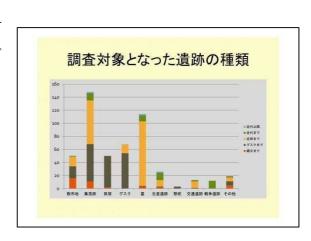
皆さんこんにちは、沖縄県教育庁文化財課、知念と申します。よろしくお願いします。 まず、沖縄県における発掘調査の現状を報告しまして、その次に跡地での調査についてと いうことで進んでいきたいと思います。文化庁・禰冝田主任調査官と話が重なることもあ ると思いますが、よろしくお願いします。

このグラフは、平成15年度から平成24年度までの10年間の発掘調査件数を年度ごとに集計したもので、縦が件数、横が年度を表しています。沖縄県内では、県と市町村を合わせて、10年間で500件近くの発掘調査を行っておりまして、平成20年度と21年度が突出しておりますが、これは遺跡の範囲を確認するための調査が

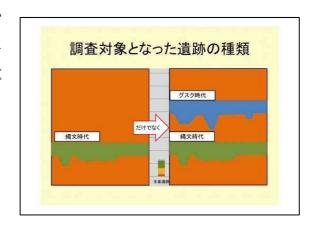


多かったことから突出した形になっております。平成20年度と21年度以外で年平均43件ほどの発掘調査を実施しております。

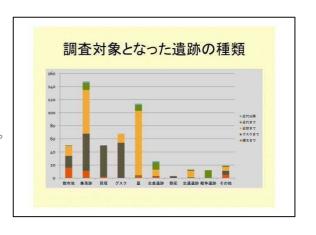
次に、調査対象となった遺跡の種類ですが、集落遺跡が最も多くて、次に古墓、グスクと続いております。



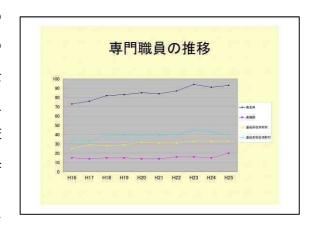
遺跡の場合は幾つもの時期が重なっているものが多くて、グスク時代の土層の下に 縄文時代の土層が続いているという形に重 層的に重なっている遺跡が多くあります。



このグラフは、一番新しい時期がいつなのかということで集計をしています。遺跡の時期とか時代を見ますと、集落跡はグスク時代と近世までのものが多くて、墓跡は近世までのものが多いことが分かりました。近代以降の遺跡としては、戦争遺跡と炭焼き窯などの生産遺跡があります。



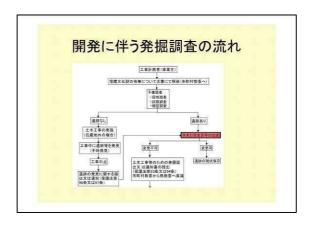
次に、埋蔵文化財を担当する専門職員の 人数の推移としまして、県内41市町村の うち、平成25年度現在、27市町村に(最 近はもっと増えていますけれども)専門員 が配置されています。開発に伴う発掘調査 への対応や史跡として指定された遺跡の保 存や活用のために、沖縄県全体ではここ 10年間で専門職員は20人ほど増加して

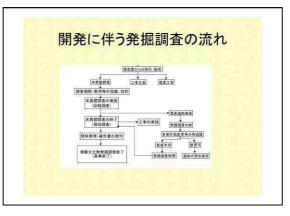


おります。専門職員の総数が90人で、うち県が19人、市町村が71人となっております。ただ専門職員と書いていますけれども、埋蔵文化財だけではなくて、他の民俗とか文化財全般を扱う職員が多いです。

次に、開発に伴う一般的な発掘調査の流れです。初めに、開発の計画が立てられます。計画をされた方は、計画した場所に埋蔵文化財があるかないかということを市町村に照会します。この計画が建築確認とかで分かることもあります。この埋蔵文化財の有無の照会が早ければ早いほど、その後の協議や調査の時間が確保できるので事業がスムーズに進んでいきます。照会を受けた市町村は、過去の調査の実績や新たに予備調査、試掘・確認調査を行って、遺跡があるかないかの判断をします。遺跡がなければ工事に着手していきます。

遺跡があった場合は、事業計画が変更で きるかどうかが重要になります。ここで変





更ができれば遺跡が守れることになりますが、変更できない場合は、文化財保護法の手続きを行って、工事の内容と埋蔵文化財の影響を総合的に判断して、県教育委員会から本発掘調査や工事立ち会い、慎重工事の指示や勧告が出されます。工事立ち会いや慎重工事の場合は、工事を実施しながら確認作業を行うことがあるため、工事の進捗に影響が及ぶのが小さいんですけれども、本調査になりますと、工事着手前に遺跡の記録をとるための調査を行います。そのため、工事に着手できないのですが、発掘調査全体を完了しなければ工事ができないというわけではなくて、調査を終えた箇所から一部、部分的に現場引き渡しを行って工事に着手している事例が多くあります。

次に、沖縄県の特殊性です。第二次世界 大戦にて地上戦が行われ、その際に多くの 文献史料とか文化財が焼失し、文献等がな いために近世以降、近代遺跡の発掘調査に よる成果や資料が歴史を復元する上で必要 となっております。

沖縄県の特殊性

- ◎第二次世界大戦にて地上戦が行われた。
- ・多くの文献資料、文化財等が焼失した。
- 近世・近代遺跡の発掘調査による成果、資料が歴史を復元する上で必要となっている。

それから、米軍基地が所在します。米軍 基地以外でもそうなんですけれども、戦争 があったことから不発弾等の探査が必要な ため、重機を使用しても時間を要します。 沖縄全体で発掘調査や工事の際に、不発弾 探査を行いますが、1回の探査で磁気探査 を終えることは少なく、多くの調査で2回、 3回と重層的に探査を行っています。これ

沖縄県の特殊性

◎米軍基地が所在する。

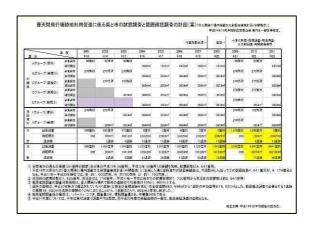
- 不発弾等の探査が必要なため、重機を使用しても、時間を要する。
- 基地内での調査では、立入りパス等の申請と その許可を得られるまでに時間を要する場合 がある。

は他の都道府県の場合は、不発弾が埋まっている可能性がなければ1回の掘削で必要な深さまで土を除去できるんですけれども、沖縄の場合は50cmとか1mごとに磁気探査を行うために、重機を使用して時間の短縮を図ったとしても、本土と比べ時間がかかるということがあります。

また、基地内で調査するためには、パスの申請や場所によっては掘削するための申請を 米軍にする必要があります。許可に時間がかかる場合があるので、これで時間を要すると いうことがあります。 先ほどの発表要旨の中で、説明した内容 をパワーポイントにしたものです。後で資料を確認していただければと思います。



平成14年に沖縄県が作成しました中間報告の資料でございます。沖縄県がA~Eまでの5グループをつくり、宜野湾市と共同でやるということで2グループつくり、県のAグループは(現行)と書いていますが、ここは1人の調査員でやっている形になります。Bグループにつきましては、調査員2人、嘱託員2人、作業員30人を構



築してやっています。宜野湾市も同じような形で、Fグループは(現行)の1人と、Gグループは調査員2人で入っていくという形になります。

これは嘉手納飛行場以南の土地の返還ですが、14施設・区域で面積でいいますと1,048haプラスアルファと示された場所です。



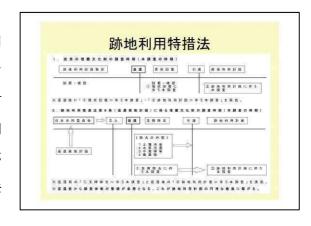


黄色い部分が「特定駐留軍用地」ということで表示しています。一番下の14番のキャンプ瑞慶覧(フォスター)の追加的な部分の返還があるんですが、この場所も面積も分からないということでございます。この表の一番下に①から④まで数字がございまして、①が試掘・確認調査が必要、これは返還前からやらないといけないという



ことです。②が支障除去に伴う調査があるということで、③の引き渡しが終わって跡地利用の調査が入りますということになります。④は、代替施設の調査が終わらないと、そこの返還ができないということですので、代替施設も試掘・確認調査、本調査が必要になるという形になります。

従来でしたら、返還された後に原状回復、本調査があって、引き渡し後に、跡地利用計画に伴う調査が入るということでしたけれども、跡地利用特措法の8条によりますと、返還実施計画を策定した後に日米合同委員会に上げて、そこで立ち入りの許可が下り、場合によっては返還前から支障除去措置が入り、これが終わり次第引き渡しと



いうことになります。引き渡しの前後に、本調査が2回ほどあるという形になります。

跡地内における埋蔵文化財調査としまして、支障除去措置に伴う調査と、次に跡地利用に伴う調査、返還のための代替施設提供に伴う調査という3つがあります。

- 2) 跡地内における埋蔵文化財調査
- ・ ①支障除去措置に伴う調査
- ・ ②跡地利用に伴う調査
- ・ ③返還のための代替施設提供に伴う調査

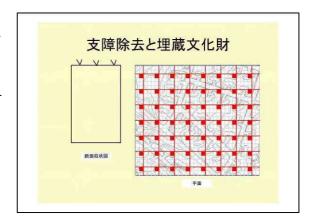
①支障除去措置に伴う調査としまして、 返還合意後、国が返還実施計画を定め、土 地を所有者へ引き渡す前に土壌汚染や不発 弾等の跡地を利用する際に支障となるもの を除去します。支障除去措置の不発弾は、 水平探査、確認探査等の地下を調査する際 に埋蔵文化財の調査が必要となりますが、 決して埋蔵文化財は支障ではないというこ とです。

①支障除去措置に伴う調査

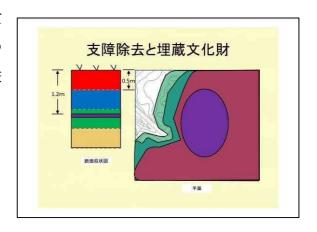
- 返還合意後、国は返還実施計画を定め、土地を所有者へ引き渡す前に、土壌汚染・不発弾等の跡地を利用する際に支障となるものを除去
- 支障除去措置の不発弾(水平探査、経層探査)等の地下を調査する際に、埋蔵文化財の調査が必要となる。
- ・埋蔵文化財は支障ではない。

支障除去がどのようなイメージかをつく りました。不発弾探査を想定してつくって います。

まず、試掘調査を行いまして埋蔵文化財の有無を確認します。



今回は紫色の範囲で確認ができたと想定します。断面を見ると地表から1.2mの深さにあります。国が実施する不発弾探査の深度2mまで、磁気探査を50cmごとと想定しますと、1回目の探査は大丈夫、2回目も大丈夫、3回目の磁気探査の際に、埋蔵文化財が引っかかってくると、そのときに本調査が必要になってくるということが想定されます。



支障除去に伴う調査の課題としまして、 国が実施する磁気探査の深度によっては、 調査対象面積に大きな違いが生じます。引 き渡し前にこの磁気探査の深度分の土も多 分、掘削するので盛土保存ができなくなり ます。そのために調査を短期間で集中的に 完了させることが必要となりますが、その ための体制の確保が必要になってくるとい うことがあります。

支障除去に伴う調査の課題

- 磁気探査の深度によって、調査対象面積に 大きな違いが生じる。
- 盛土保存ができない。
- ・調査を短期間で集中的に完了させることが必要となる(要求される可能性がある)。
- ・調査のための、体制の確保

次に、②跡地利用のための調査ということで、これは支障除去措置の影響を免れた埋蔵文化財が対象となります。あとは建物等の基礎工事等の影響を受ける範囲が対象となるかと、想定しています。工事内容によっては盛土保存が可能となります。

②跡地利用のための調査

- 支障除去措置の影響を免れた埋蔵文化財が 対象
- 基礎工事等の影響を受ける範囲が対象
- ・工事内容によっては、盛土保存が可能

③返還のための代替施設提供に伴う調査ということで、嘉手納飛行場以南の基地返還のための代替施設を、まずは他の基地につくらないといけないので、そのための調査です。返還前に代替施設を完成する必要があるため、その建設先の試掘・確認調査、場合によっては本調査が必要になってくるということです。

③返還のための代替施設提供に伴う調査

- 嘉手納飛行場以南の基地返還のための代替 施設を他の基地に建設
- ・返還前に代替施設を完成する必要がある。
- ・ 建設先の試掘確認調査、本調査が必要となる。

一例としましては、宜野湾市の普天満宮 の後ろに今つくっております海軍病院です。 これは北谷町のキャンプ桑江南側から宜野 湾市のキャンプ瑞慶覧へ移設をすることに よって、キャンプ桑江南側地区が返還され ることになります。



課題を5つほど挙げております。1番目は早期の埋蔵文化財の把握ということで、これは可能な限り早めに埋蔵文化財を把握して、その後の調整に備える必要があります。試掘調査の際、既に重要と考えられる遺跡の発見があったときには、関係部局との調整や地域住民への説明を行って、遺跡の保存策を早めに講じることによって円滑

課題

- ・ 早期の埋蔵文化財把握
- 跡地利用計画策定部局との調整
- 人材の確保
- ・調査体制の構築
- ・ 発掘調査の迅速化

な跡地利用ができると思います。そのためには、国のあっせんにより返還前の立入り調査 が必要になってくると思っております。

2番目は、跡地利用計画策定部局との調整ということで、跡地利用を円滑に進めるために、埋蔵文化財がある範囲について、跡地利用計画を策定する部局と調整を行って、開発計画から外すことや公園として利用することなどを考えて、発掘調査がいらないように調整を行うことで、埋蔵文化財の保護や調査期間の短縮が図られると思います。また、跡地利用計画が早めにつくられることによって、埋蔵文化財の有無確認の優先順位を決めることができて、事業を円滑に進めることに結びつくかと思っております。

3番目は、人材の確保ですが、広大な面積が返還されて、その調査が必要になったときに、その対応に必要な人材をどのように確保するかということは、今、大きな課題かと思っております。県としては、昨年度に考古学専攻コースのある県内の2つの大学に、教育長から大学長へ人材の要請を依頼しているという状況があります。

4番目は、調査体制の構築ですが、発掘調査を直接実施するのか、民間の調査会社も県や市町村の調査体制に組み込みながら調査を行うのか、他の市町村や都道府県にも職員派遣を依頼するのかも含めて、広大な面積が返還になったときの調査体制をつくりあげる必要があるのかと考えています。ただ、具体的な検討はしていないんですけれども、県の文化財側だけではなかなか進まないので、文化庁や市町村、あと関係部局と調整していきたいと考えております。

5番目は、発掘調査の迅速化ですが、これはやむを得ず本調査が必要になった場合でも、できるだけ調査期間を短くできるように、(皆さん使われていると思うんですけれども)3次元レーザー測量や地中レーダーなど、そういった最新技術を使って時間短縮を図ることができるかと思います。あとは遺跡をどうにか保存できないかということも見直しながら

進めていけば早く終わることができるかと思います。

最後に、県は今年度、調査の迅速化に向けて、今のところ基地に特化しているんですけれども、発掘調査の基準を作成するための検討委員会を立ち上げています。その中で、どのような方法が迅速化につながるかを検討しております。

お話はこれで終わりですけれども、平成11年から普天間飛行場に入りまして、県と宜野湾市の共同で遺跡地図をつくり、当初は遺跡が44カ所でしたけれども、調査が進むにつれて今、102カ所ぐらいになっています。

あと、大規模駐留軍用地内の発掘調査基準の検討委員会を開催しておりまして、先週の 金曜日に委員会は終わり、委員から県教育委員会が平成13、14、15年に、大規模駐 留軍用地跡地等利用推進費を使って、文化庁の物理探査を利用した埋蔵文化財広域発掘調 査手法のマニュアルがあるじゃないかと言われまして、おそらく関係市町村は、この紫の 冊子をお持ちだと思いますけれども、もしなければコピーするかどうか、後で検討させて ください。

その中に衛星を使った探査とか、電気や磁気、各種探査のマニュアルが入っていますので、試掘の数を減らす上で、有効活用することも委員から話はありました。お話は以上です。

≪質疑応答≫

Q:課題の2番目の「跡地利用計画策定の部局との調整」という話の中で、埋蔵文化財が見つかったときに、その計画から外したり、公園に取り込むということのご説明をされていたんですけれども、まさに宜野湾市の西普天間住宅地区は返還が近くて、その中で先ほどの文化庁・禰冝田主任調査官の講演の最後に、文化財の活用ということをおっしゃられていましたが、沖縄県内の返還跡地の中で、文化財をうまく活用した事例があれば教えていただきたいです。これが、今後の跡地利用のいい事例になればいいかと思いますし、地権者にも説明しやすいと思うんですけれども、そういう事例を紹介いただけたらと思います。

A:1つは那覇新都心の例で、銘苅古墓群が国指定にされて、整備されています。

あとは、北谷町のキャンプ桑江北側地区で返還された伊礼原遺跡が国指定にされて、 保存計画などを検討する委員会を立ち上げてやっています。最終的には、伊礼原遺跡 の近くに博物館をつくって、遺跡と博物館をリンクさせた形で活用したいということ のようです。

まだ返還はされてないんですけれども、北谷グスクも町長が国指定までもっていき たいという強い意気込みを持っているものですから、県も応援して、指定に向けて一 緒に努力している最中でございます。

- Q:それを聞いた上でもう1回確認なんですけれども、那覇新都心の事例とかをやる際に、先ほど禰冝田主任調査官の話で、住民にスイッチが入ったという話で、そういう施設をつくるときは行政主体で動いたのか、それとも住民も含めて動いたのか、それとも住民側の意見が強くて動いたのか、何かそういう実態的なものはどうだったのかということをお伺いしたいと思います。
- A:那覇新都心の場合は、銘苅古墓群が見つかった際に現場説明会を開催したようです ので、それは地域住民から重要度が高く、合意形成が得られて、それで多分、保存に なっていったと思います。

北谷町の場合は、文化庁の補助金を入れながら調査をして、行政判断で、これは重要だということになりました。この辺は北谷町のほうが詳しいかと思います。

(北谷町の補足説明)

北谷町では伊礼原遺跡が事前の試掘調査で確認されまして、この遺跡がこれまで沖縄県内でほとんど事例がないという遺跡だったものですから、住民説明会を数回にわたって行いました。その結果、地元の住民からもこの遺跡を北谷町の目玉にしたいということで、遺跡を保存していきたいという動きが始まりまして、遺跡を保存する場所に、先ほど金城班長からも説明があったんですけれども、遺跡とセットにして町で博物館の建設も一緒に進めて、町の中でも文化財の拠点といいますか、ひとつのポイントとして今後活用していきたいということで進めているところであります。

(文化庁の補足説明)

私が銘苅古墓群に行って非常にいいなと思ったのは、ヤギが草を食べているんです。子どもが「あ、ヤギがいる」とか言って、「いや、でもここはお墓らしいよ」とお母さんが話しているのを見たんです。ヤギを飼ったことは、那覇市のすばらしいアイデアだったと思うんですけれども、これからの史跡整備は、住民主導でいくことが必須です。文化財に回る予算は限られていますし、あるいは幾つか事例を出しましたけれども、住民もそのことは分かっているわけなんです。自分たちが盛り上げる。その代わり、1年間に1回は祭りをして、そこで何らかの収益を上げるとか、商工会議所と連携を図るとか、そういったような形で住民が集まって、たこ焼きやB級グルメも食べながら、勉強もするし、遊びもする。それを通していろんな世代の人たちの交流が始まる。

ただ、あそこの場合は、凝灰岩というか、お墓の保存処理が必要な部分もあって、危ないから住民が入りづらいんです。だから、それは専門家がちゃんと保存のための予算を獲得する必要があるとともに、それが終わった後、「遺跡で遊ぶ」という言葉を私は使いたいと思っているんですけれども、その遺跡でどのように「遊んでもらう」のか、遺跡に足を運んでもらうのか、住民の意見を集めるためにワークショップを開くとか、そういう形で聞くのが一番重要なことだと思います。

行政としては住民をその気にさせるようなボールを投げる必要があります。それはマスコミかもしれないし、琉球大学の先生かもしれない。誰かの発言が住民にスイッチを入れるわけですが、これはいつ起こるか分からない。そのきっかけをとにかく行政は逃さないことが重要なことだというふうに私は思っております。

(官野湾市の状況)

宜野湾市は、今は一括交付金ですけれども、いわゆる内閣府の推進費という補助事業を使って、普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧の基地内の文化財の残し方についての調査をしているんですけれども、今、金城班長からもお話のあったとおり、基地の中の文化財調査についてはいろんな制限があります。そういった中でも既存資料を利用して、確認されている文化財をどう残していくかというのを踏まえて、どういったものが重要とされるかということを検討している最中です。

戦後すぐ基地として接収されてしまっていますので、地域の人とのかかわりが70年間 断絶している場合があります。その中には集落とかも含まれていますし、お墓もあります し、多種多様な文化財が所在しているんですけれども、一番は、いわゆる御嶽とか集落と いうのを今、重要視し始めているということもあります。それはいわゆる先史時代の縄文 時代というのも当然ありはするんですけれども、地域住民とどう関ってもらうかというの も主点的に取り組んでおります。

ただ非常に難しいのは、世代も変わってきて、元々の生活基盤が基地の外での記憶しかない方が非常に多いといった中でありますので、まずは地域の人たちにどういった文化財があるかというのを今、模索している最中ではあるんですけれども、そういった中でも、やはり皆さんおっしゃるのが、昔の集落であるとか、御嶽であるとか、そういったのは非常に関心があるような傾向にありますので、そういったのも含めて、特に普天間飛行場については、跡地利用の中で、そういったものも盛り込むような形で、宜野湾市としては進めさせていただいています。

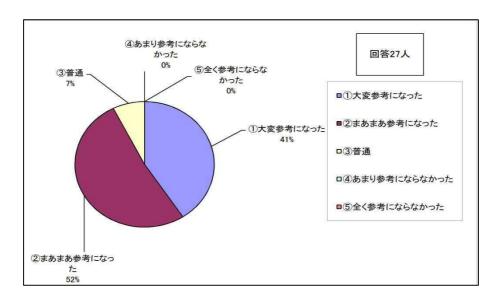
5 《参考》跡地関係市町村連絡会議に対するアンケート結果

跡地関係市町村連絡会議に対する出席者の意見・要望等を把握するため、全出席者に対してアンケートを実施した。

質問項目は次のとおり。

- Q1. 今回の跡地関係市町村連絡会議の内容は、参考となったでしょうか。
- Q2. 今回の跡地関係市町村連絡会議の内容について、皆さまの今後の跡地利用に どう活かしていきたいと思いますか。
- Q3. 今後の情報提供として取り扱ってほしいテーマは何でしょうか。
- Q4. 今後の市町村支援事業で取り組んでほしいこと、又はアドバイザー等専門家派 遣に関する意見(疑問点等)をご記入下さい。

Q1. 今回の跡地関係市町村連絡会議の内容は、参考となったでしょうか。



●自由意見

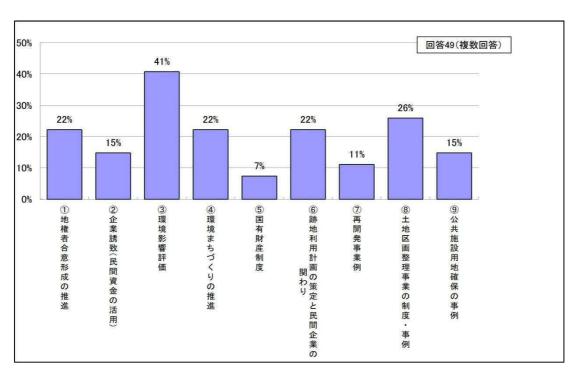
- ・これまで、跡地の開発のみの会議であった。文化財保護部局からの立場から、開発と文化財保護のバランスが必要であると思うが、そうではなかった。これからの開発は文化財のみならず、自然環境を含めた跡地利用が必要である。
- ・跡地利用における、埋蔵文化財調査の進め方、今後の課題等が分かる良い機会になった。今後事業を進める上で、文化財サイドと、どの時点で調整を行っていくかなど、参献になった。
- ・跡地関係市町村の首長にも、埋蔵文化財調査に係る説明会等を開催した方がよいと 思った。
- ・文化財調査について、国の考え方等を聞く機会がなかったので参考になった。また、 文化財調査において大切なのは現場なので、視察を含めた方がイメージしやすかっ

たかもしれない。

Q2. 今回の跡地関係市町村連絡会議の内容について、皆さまの今後の跡地利用にどう活かしていきたいと思いますか。

- ・開発部局や地権者との調整において、埋蔵文化財の紹介や文化財調査の事例等で説明 する資料等として活用していきたい。
- 支障除去の迅速化
- ・調査の進捗がなかなか進まない中で、支援等が活用できればと思う。
- ・今後、文化財担当部門と連携し、早期跡地利用の実現に向け、調整していきたい。
- ・返還前の早い段階から、文化財担当部局と調整していきたい。
- ・基地跡地の特殊性から、返還前の立入り調査が進まない中で、計画策定を進めなければならない状況もある。そうすると、どうしても文化財について計画への反映が難しく、現状として計画を策定する部局と文化財を取り扱う部局との連携が密ではない感がある。調査の迅速化、返還前からの立入り調査の実施を実現できれば、よりスピーディーで、文化財の保全・活用を組み込んだ跡地利用計画策定につながると期待する。
- ・文化財発見時の課題処理は、庁内において情報共有していき、しっかりとした組織づくりに励んでいきたい。
- ・本日の会議内容を持ち帰って、関係者全員で協議したい。

Q3. 今後の情報提供として取り扱ってほしいテーマは何でしょうか。 (複数回答)



●具体的な内容

なし

●自由意見

- ・地権者全体のまちづくりについて知りたい。
- ・海外、県外の地権者への対応をどうするか。
- ・西普天間住宅地区の事例を共有する機会が欲しい。
- ・他部局に関係する環境アセスメントについて、環境部局等からの情報を得る機会があればよい。

Q4. 今後の市町村支援事業で取り組んでほしいこと、又はアドバイザー等専門家派遣に 関する意見(疑問点等)をご記入下さい。

- ・今後も支障除去等の措置について、情報をいただけると良い。
- ・この講演を、財政や人事権を持つ副村長級にやってもいいのではないか。草の根の声 は届きにくい。
- ・自然環境や遺跡を含めた保全の方法(進め方、指針等)などの、具体的な事例が聞ける場が欲しい。
- ・企業誘致の窓口一元化について。
- ・跡地利用については、国においても様々な部局に関連してくると考える。沖縄総合事務局においても、道路関連で開発建設部との調整や意見交換が必要になる。そこで跡地利用対策課においては、沖縄総合事務局内での橋渡しをしてもらいたい。